官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（厚生労働一三一）　一
〔その他告示〕
○肥料を登録した件（農林水産一一九一、一一九二）　二
○遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく第一種使用規程の承認をした件（農林水産・環境四）　三
〔官庁報告〕
官庁事項
米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の策定について（農林水産省）　五
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　九
特殊法人等
日本弁護士連合会懲戒処分関係　三七
地方公共団体
無縁墳墓等改葬関係　四
会社その他
会社決算公告

省令

○厚生労働省令第百三十一号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年八月十八日　厚生労働大臣　上野賢一郎

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（指定薬物） **第一条**　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。 一～四十九　（略） 五十　Ｎ－イソブチル－五－メトキシトリプタミン及びその塩類 五十一～百二十四　（略） 百二十五　一－（二－ジエチルアミノ）エチル－二－（四－イソブトキシベンジル）－五－ニトロベンズイミダゾール及びその塩類 百二十六　（略） 百二十七　一－（二－ジエチルアミノ）エチル－二－［四－（二－フルオロエトキシ）ベンジル］－五－ニトロベンズイミダゾール及びその塩類 百二十八～百三十三　（略） 百三十四　Ｎ・Ｎ－ジエチル－四－（フェロセンカルボニル）－七－メチル－四・六・六ａ・七・八・九－ヘキサヒドロインドロ［四・三－ｆｇ］キノリン－九－カルボキサミド及びその塩類 百三十五～三百六十九　（略）	（指定薬物） **第一条**　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。 一～四十九　（略） （新設） 五十～百二十三　（略） （新設） 百二十四　（略） （新設） 百二十五～百三十　（略） （新設） 百三十一～三百六十五　（略）

附　則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

その他告示

○農林水産省告示第千百九十一号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第七条第一項（同法第二十二条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和八年六月二十五日付けをもつて次のように肥料を登録したので、同法第十六条第一項（同法第二十二条の二第六項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき告示する。

令和八年八月十八日　　農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者、輸入業者又は登録外国生産業者及び国内管理人の氏名又は名称及び住所

有効期間が３年であるもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	氏名又は名称	住所
生第110229号	化成肥料	苦土マンガンほう素有機入り化成085	セイブサンエー肥料株式会社	兵庫県尼崎市昭和南通３丁目26番地松本ビル内
生第110230号	汚泥肥料	伊達のみのりミックス	株式会社東北バイオフードリサイクル	宮城県仙台市宮城野区港一丁目６番１号
生第110233号	液状肥料	TY液肥733号	中島商事株式会社	愛知県豊明市沓掛町石畑158番地
生第110234号	液状肥料	TY液肥666号	中島商事株式会社	愛知県豊明市沓掛町石畑158番地
生第110239号	化成肥料	くみあいジシアン有機入り466	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第110246号	配合肥料	くみあい苦土炭カル入り粒状複合NP42―Ca１	ホクレン肥料株式会社	北海道札幌市中央区北４条西１丁目１番地
生第110267号	化成肥料	錠剤型水溶性けい酸入り　Plant umo	扶桑化学株式会社	長野県上伊那郡辰野町大字伊那富7362番地20
生第110276号	液状肥料	くみあい有機入り液肥522A	協同肥料株式会社	愛知県名古屋市港区いろは町１丁目23番地
輸第110250号	化成肥料	ポリリン	株式会社welzo	福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目14番３号

有効期間が６年であるもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	氏名又は名称	住所
生第110227号	硫酸苦土肥料	甘海Mg	株式会社ジャット	大阪府大阪市中央区南船場四丁目２番４号
生第110231号	化成肥料	耕太郎くんTB	東豊株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
生第110235号	配合肥料	NEWタンクエースJP	株式会社サンセイ	岐阜県岐阜市川部２丁目149番地
生第110241号	硫酸アンモニア	20.9硫酸アンモニア	チタン工業株式会社	山口県宇部市大字小串1978番地の25
生第110242号	硫酸アンモニア	20.8硫酸アンモニア	チタン工業株式会社	山口県宇部市大字小串1978番地の25
生第110243号	化成肥料	くみあい尿素入り複合硫加燐安875	サンアグロ株式会社	東京都中央区日本橋小網町17番10
生第110244号	化成肥料	くみあい複合硫加燐安699	サンアグロ株式会社	東京都中央区日本橋小網町17番10
生第110245号	化成肥料	くみあい複合硫加燐安785	サンアグロ株式会社	東京都中央区日本橋小網町17番10
生第110274号	化成肥料	高度化成肥料444号	富士肥料株式会社	三重県四日市市西末広町４番17号
輸第110224号	ホルムアルデヒド加工尿素肥料	ホルム窒素37	トミクラ産業株式会社	兵庫県姫路市花田町高木209番地の１
輸第110225号	液状肥料	液状硝安H	丸善薬品産業株式会社	大阪府大阪市中央区道修町二丁目４番７号
輸第110226号	硫酸加里	硫酸加里50.0	鹿児島プロフーズ株式会社	鹿児島県いちき串木野市大里2762番地
輸第110228号	硫酸アンモニア	硫酸アンモニアⅡ	株式会社日誠産業	徳島県阿南市津乃峰町新浜33番地10
輸第110238号	配合肥料	ロサソル１号	株式会社ノーユー社	高知県高知市新田町14番14号
輸第110264号	家庭園芸用複合肥料	SE―RTU１	株式会社誠和	栃木県下野市柴262番地10
輸第110265号	硝酸石灰	硝酸石灰	株式会社古川商店	千葉県成田市桜田1049―２
輸第110266号	硫酸加里苦土	ポリヘライト鉱物造粒肥料（POLY４）	三菱商事株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目３番１号
輸第110268号	化成肥料	有機入り園芸化成877号	株式会社J・K・Cアグロ	熊本県八代市千丁町太牟田1957番地
輸第110271号	化成肥料	有機入り化成888号	広成通商株式会社	福岡県福岡市東区多の津１―14―１
輸第110272号	魚かす粉末	輸入魚粉	太田産業株式会社	愛知県豊川市小坂井町欠山94番地の１
輸第110273号	化成肥料	高度化成444号	相星商事株式会社	三重県四日市市赤堀新町８番６号
輸第110275号	化成肥料	有機入り複合肥料（12―０―３）	株式会社タクイ	岐阜県岐阜市長住町九丁目11番地TANAKAビル901号室
輸第110277号	塩化アンモニア	塩安	株式会社タクイ	岐阜県岐阜市長住町九丁目11番地TANAKAビル901号室
外第110269号	被覆窒素肥料	ハイコートECO＋N42	株式会社ヌーボ	大韓民国京畿道水原市勸善区西湖路89番５―102号
			（国内管理人）髙橋治	千葉県柏市新柏１丁目12番地の１　サンパセオ新柏D―107号
外第110270号	被覆窒素肥料	ハイコートECO＋N43	株式会社ヌーボ	大韓民国京畿道水原市勸善区西湖路89番５―102号
			（国内管理人）髙橋治	千葉県柏市新柏１丁目12番地の１　サンパセオ新柏D―107号

2　保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。）

○農林水産省告示第千百九十二号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第七条第一項の規定に基づき、令和八年七月十日付けをもつて次のように肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

令和八年八月十八日　　農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者又は輸入業者の名称及び住所

有効期間が３年であるもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第110254号	混合堆肥複合肥料	菌体りん酸入り混合堆肥複合肥料888号	清和肥料工業株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
生第110261号	液状肥料	緩効性窒素・加里・ほう素入り液状肥料20	サンアグロ株式会社	東京都中央区日本橋小網町17番10
生第110283号	副産肥料	LSりん酸1001	下関三井化学株式会社	山口県下関市彦島迫町七丁目１番１号
生第110284号	副産肥料	LSりん酸1002	下関三井化学株式会社	山口県下関市彦島迫町七丁目１番１号
生第110299号	液状肥料	液肥98号	アグロカネショウ株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目８番３号

有効期間が６年であるもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第110249号	化成肥料	ベジタルキング１号	株式会社ジャット	大阪府大阪市中央区南船場四丁目２番４号
生第110256号	化成肥料	WAKUFUL―008	株式会社WAKU	福島県南相馬市原町区北原字巣掛場71―１デイユースビル２階２号
生第110257号	配合肥料	TM養液１号	TOMATEC株式会社	大阪府大阪市北区大淀北二丁目１番27号
生第110258号	配合肥料	TM養液３号	TOMATEC株式会社	大阪府大阪市北区大淀北二丁目１番27号
生第110259号	化成肥料	ワンタッチ087	サンアグロ株式会社	東京都中央区日本橋小網町17番10
生第110260号	化成肥料	苦土尿素入り化成肥料特274	サンアグロ株式会社	東京都中央区日本橋小網町17番10
生第110262号	化成肥料	特E有機入り化成８号	有限会社岩倉	大阪府藤井寺市川北３丁目１番４号
生第110278号	化成肥料	多木NK化成404	多木化学株式会社	兵庫県加古川市別府町緑町２番地
生第110279号	化成肥料	多木V532化成	多木化学株式会社	兵庫県加古川市別府町緑町２番地
生第110280号	液状肥料	液状肥料けい酸20号	朝日アグリア株式会社	埼玉県児玉郡神川町渡瀬222番地
生第110286号	鉱さいけい酸質肥料	アサヒけい酸アルカリ苦土肥料特２号	朝日化工株式会社	富山県小矢部市下後亟503番地１
生第110287号	鉱さいけい酸質肥料	豊土鉄入りけい酸肥料特号	朝日化工株式会社	富山県小矢部市下後亟503番地１
生第110298号	混合堆肥複合肥料	今生堆肥入り複合888号	有限会社今生農材	宮城県富谷市太子堂一丁目16番25号
輸第110251号	化成肥料	TGアンカーMP408GM	丸善薬品産業株式会社	大阪府大阪市中央区道修町二丁目４番７号
輸第110252号	副産動植物質肥料	緑の護り手	サナテックシード株式会社	東京都港区虎ノ門三丁目７番10号ランディック虎ノ門ビル
輸第110253号	副産肥料	副産肥料P１号	清和肥料工業株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
輸第110255号	りん酸アンモニア	SK燐安V	株式会社正栄商会	東京都江東区亀戸六丁目55番20号
輸第110263号	硫酸苦土肥料	マグキーゼR	株式会社ジャパンバイオファーム	長野県伊那市美篶1112番地
輸第110288号	化成肥料	りん安２号14.5―41.5―32	株式会社タクイ	岐阜県岐阜市長住町九丁目11番地TANAKAビル901号室
輸第110297号	硫酸アンモニア	硫酸アンモニウム	高日新化工株式会社	東京都港区新橋五丁目12番11号天翔オフィス新橋五丁目608号
輸第110300号	混合窒素肥料	硫硝安26	株式会社中村商会	東京都中央区日本橋本石町三丁目１番７号
輸第110301号	混合窒素肥料	硫硝安25	株式会社中村商会	東京都中央区日本橋本石町三丁目１番７号

2　保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。）

○環境省農林水産省告示第四号

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第四条第一項の規定に基づき、令和八年七月九日付けをもつて次の第一種使用規程の承認をしたので、同法第八条の規定に基づき告示する。

令和八年八月十八日　　農林水産大臣　鈴木　憲和
環境大臣　石原　宏高

承認番号　26―46P―0008

承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	シンジェンタジャパン株式会社 代表取締役社長　小林　久哉 東京都中央区晴海一丁目８番10号オフィスタワーX
承認を受けた第一種使用規程	
遺伝子組換え生物等の種類の名称	除草剤アリルオキシアルカノエート系、グリホサート、グルホシネート及びイソキサフルトール耐性ダイズ（改変*aad-12, 2mepsps, pat, hppdPfW336, Glycine max* (L.) Merr.）（DAS44406×FG72，OECD UI：DAS-44406-6×MST-FG072-2）
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	食用又は飼料用に供するための使用、栽培、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	―

承認番号　26―46P―0009

承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	シンジェンタジャパン株式会社 代表取締役社長　小林　久哉 東京都中央区晴海一丁目８番10号オフィスタワーX
承認を受けた第一種使用規程	
遺伝子組換え生物等の種類の名称	チョウ目害虫抵抗性並びに除草剤グルホシネート及びグリホサート耐性トウモロコシ（改変*cry1Ab,* 改変*vip3A, cry1A.105,* 改変*cry2Ab2, pat,* 改変*cp4 epsps, Zea mays* subsp. *mays* (L.) Iltis）（Bt11 × MIR162 × MON89034 × NK603, OECD UI : SYN-BT011-1×SYN-IR162-4×MON-89034-3×MON-00603-6）並びに当該トウモロコシの分離系統に包含される組合せ（既に第一種使用規程の承認を受けたものを除く。）
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	食用又は飼料用に供するための使用、栽培、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	―

承認番号　26―46P―0010

承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	バイエルクロップサイエンス株式会社 代表取締役社長　大島　美紀 東京都千代田区丸の内一丁目６番５号
承認を受けた第一種使用規程	
遺伝子組換え生物等の種類の名称	除草剤グリホサート誘発性雄性不稔、除草剤グリホサート耐性及びチョウ目害虫抵抗性トウモロコシ（改変*cp4 epsps, cry1B.868,* 改変*cry1Da,* 改変*vip3A, Zea mays* subsp. *mays* (L.) Iltis）（MON87427 × MON95379 × MIR162 × NK603, OECD UI : MON-87427-7×MON-95379-3×SYN-IR162-4×MON-00603-6）並びに当該トウモロコシの分離系統に包含される組合せ（既に第一種使用規程の承認を受けたものを除く。）
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	食用又は飼料用に供するための使用、栽培、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	―

承認番号　26―46P―0011

承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	コルテバ・アグリサイエンス日本株式会社 代表取締役社長　野村真一郎 東京都千代田区永田町二丁目11番１号
承認を受けた第一種使用規程	
遺伝子組換え生物等の種類の名称	チョウ目害虫抵抗性並びに除草剤グリホサート、グルホシネート及びアリルオキシアルカノエート系耐性並びに収量増加トウモロコシ（改変*cry1Da2, dgt-28 epsps, cry1B.34, pat, zmm28,* 改変*aad-1, Zea mays* subsp. *mays* (L.) Iltis）（DAS1131 × DP910521 × DP202216 × DAS40278, OECD UI : DAS-01131-3 × DP-910521-2 × DP-202216-6 × DAS-40278-9）並びに当該トウモロコシの分離系統に包含される組合せ（既に第一種使用規程の承認を受けたものを除く。）
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	食用又は飼料用に供するための使用、栽培、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	―

承認番号　26―46P―0012

承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	コルテバ・アグリサイエンス日本株式会社 代表取締役社長　野村真一郎 東京都千代田区永田町二丁目11番１号
承認を受けた第一種使用規程	
遺伝子組換え生物等の種類の名称	除草剤PPO阻害剤、アリルオキシアルカノエート系、グリホサート及びグルホシネート耐性ダイズ（*ppo-1.5.1, aad-12.1, dgt-28 epsps.1, dsm-2 pat, Glycine max* (L.) Merr.）（COR1591, OECD UI : COR-01591-7）
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	隔離ほ場における栽培、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	所在地：栃木県宇都宮市清原工業団地19番地２　セラニーズ株式会社宇都宮事業所内 名　　称：コルテバ・アグリサイエンス日本株式会社　組換え農作物隔離ほ場 使用期間：承認日から令和12年（2030年）３月31日まで １　隔離ほ場の施設 ⑴　部外者の立入りを防止するため、隔離ほ場を取り囲むようにフェンスを設置している。 ⑵　隔離ほ場であること、部外者は立入禁止であること及び管理責任者の氏名を明示した標識を見やすい所に掲げている。 ⑶　隔離ほ場で使用した機械、器具、靴等に付着した土、本遺伝子組換えダイズの種子等を洗浄によって除去するための洗い場を設置しているとともに、当該ダイズの隔離ほ場の外への流出を防止するための設備を排水系統に設置している。 ⑷　本遺伝子組換えダイズの種苗が、野鳥等の食害により拡散することを防止するため、播種時及び成熟期から収穫期には防鳥網を設置する。 ２　隔離ほ場での作業要領 ⑴　本遺伝子組換えダイズ及び比較対象の非遺伝子組換えダイズ以外の植物が、隔離ほ場内で生育することを最小限に抑える。

	⑵　本遺伝子組換えダイズを隔離ほ場の外に運搬又は保管する場合は、当該ダイズが漏出しない構造の容器に入れる。 ⑶　⑵により運搬又は保管する場合を除き、本遺伝子組換えダイズの栽培終了後は、当該ダイズ及び比較対象の非遺伝子組換えダイズを隔離ほ場内にすき込む等により、確実に不活化する。 ⑷　隔離ほ場で使用した機械、器具、靴等は、作業終了後、隔離ほ場内で洗浄すること等により、意図せずに本遺伝子組換えダイズが隔離ほ場の外に持ち出されることを防止する。 ⑸　隔離ほ場が本来有する機能が十分に発揮されるように、設備の維持及び管理を行う。 ⑹　⑴から⑸までに掲げる事項を第一種使用等を行う者に遵守させる。 ⑺　別に定めるモニタリング計画書に基づき、モニタリングを実施する。 ⑻　生物多様性影響が生ずるおそれがあると認められるに至った場合は、別に定める緊急措置計画書に基づき、速やかに対処する。

承認番号　26―46P―0013

承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	シンジェンタジャパン株式会社 代表取締役社長　小林　久哉 東京都中央区晴海一丁目８番10号オフィスタワーＸ
承認を受けた第一種使用規程	
遺伝子組換え生物等の種類の名称	耐熱性α―アミラーゼ産生、チョウ目及びコウチュウ目害虫抵抗性並びに除草剤グルホシネート及びグリホサート耐性トウモロコシ（改変*amy797E*，改変*cry1Ab*，改変*vip3A*，*ecry3.1Ab*，*mcry3A*，改変*cry1F*，*cry34Ab1*，*cry35Ab1*，*pat*，改変*cp4 epsps*，*Zea mays* subsp. *mays* (L.) Iltis)（3272×Bt11×MIR162×MZIR098×4114×NK603，OECD UI：SYN-E3272-5×SYN-BT011-1×SYN-IR162-4×SYN-00098-3×DP-004114-3×MON-00603-6）並びに当該トウモロコシの分離系統に包含される組合せ（既に第一種使用規程の承認を受けたものを除く。）
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	食用又は飼料用に供するための使用、栽培、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	―

承認番号　26―46P―0014

承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	ＢＡＳＦジャパン株式会社 代表取締役社長　ディマトスゼイダムハシビ 東京都中央区日本橋室町三丁目４番４号
承認を受けた第一種使用規程	
遺伝子組換え生物等の種類の名称	線虫抵抗性、チョウ目害虫抵抗性並びに除草剤4-ヒドロキシフェニルピルビン酸ジオキシゲナーゼ阻害型、アリルオキシアルカノエート系、グリホサート及びグルホシネート耐性ダイズ（*cry14Ab-1.b*，改変*cry1F*，改変*cry1Ac*，*hppdPf-4Pa*，改変*aad-12*，*2mepsps*，*pat*，*Glycine max* (L.) Merr.）（GMB151×DAS81419×DAS44406，OECD UI：BCS-GM151-6×DAS-81419-2×DAS-44406-6）並びに当該ダイズの分離系統に包含される組合せ（既に第一種使用規程の承認を受けたものを除く。）
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	食用又は飼料用に供するための使用、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	―

承認番号　26―46P―0015

承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	バイエルクロップサイエンス株式会社 代表取締役社長　大島　美紀 東京都千代田区丸の内一丁目６番５号
承認を受けた第一種使用規程	
遺伝子組換え生物等の種類の名称	除草剤グルホシネート、ジカンバ、アリルオキシアルカノエート系、トリケトン系及びグリホサート耐性ダイズ（*pat*，改変*dmo*，*ft_t.1*，*tdo*，改変*cp4 epsps*，*Glycine max* (L.) Merr.）（MON94313×MON89788，OECD UI：MON-94313-8×MON-89788-1）
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	食用又は飼料用に供するための使用、栽培、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	―

官　庁　発　表

官　庁　事　項

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の策定について

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成６年法律第113号）第４条第１項の規定に基づき、米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針を令和８年７月28日付けで策定したので、同条第５項の規定に基づき公表する。

令和８年８月18日　　農林水産大臣　鈴木　憲和

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針

第１　米穀の需給及び価格の安定に関する基本方針

米穀の需給及び価格の安定を図るため、米穀の需給の適確な見通しを策定し、これに基づき、整合性をもって、米穀の需給の均衡を図るための生産調整の円滑な推進及び米穀の供給が不足する事態に備えた備蓄の機動的な運営を行います。

このうち、政府が行う備蓄については、米穀の供給が不足する事態に備え、毎年６月末時点での在庫量100万トン程度を現行の適正水準として保有してきましたが、備蓄量は32万トン、令和８年産米の買入契約数量21万トンを含めると53万トンとなっており、今後、需給状況等を見定めた上で、備蓄水準の回復を行います。

第２　米穀の需給の見通しに関する事項

１　令和７／８年の需要実績

⑴　需要実績の対象期間及び対象米穀

米穀の需要実績については、前年７月から当年６月までの１年間について算出することとしています。

また、需要実績の算定の対象となる米穀は、国内で生産された水稲うるち米及び水稲もち米から、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年４月１日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）第４及び第５で定める加工用米その他主食用に充当されない米穀を除いた米穀（以下「主食用米等」という。）としています。

⑵　算出方法

需要実績は、令和７年産主食用米等生産量、令和７／８年（令和７年７月から令和８年６月までの１年間）の政府備蓄米供給量、令和７年６月末民間在庫量及び令和８年６月末民間在庫量を基に算出します。

表１　令和７／８年の需要実績の算出方法

需要実績＝①＋②＋③－④
- ①　令和７年産主食用米等生産量
- ②　令和７／８年政府備蓄米供給量
- ③　令和７年６月末民間在庫量
- ④　令和８年６月末民間在庫量

⑶　需要実績（速報値）

前記方法により算出した令和７／８年の需要実績（速報値）は、表２のとおり、玄米ベースで683万玄米トン、精米ベースで607万玄米トンとなります。

なお、令和７／８年の需要実績については、令和８年11月30日までに見直す米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（以下「基本指針」という。）における確定値報告に向け、精査を行うこととします。

表２　令和７／８年の需要実績（速報値）

			玄米ベース（万トン（玄米））	精米ベース（万トン（精米））
令和７／８年	令和７年６月末民間在庫量	A	155	138
	令和７年産主食用米等生産量	B＝C＋D	747	663
	うち生産者ふるい目幅以上	C	718	
	うち生産者ふるい目幅未満のうち、主食用米への供給見込量	D	29	
	令和７／８年政府備蓄米供給量	E	23	21
	令和７／８年主食用米等供給量計	F＝A＋B＋E	925	823
	令和７／８年主食用米等需要量	G	683	607
	令和８年６月末民間在庫量	H＝F－G	243	216

注１：令和７年産主食用米等生産量は、令和７年産水稲の収穫量（主食用）（「作物統計」農林水産省大臣官房統計部）である。

注２：６月末民間在庫量は、玄米の取扱数量が年間500トン以上の届出事業者の在庫量に水稲を作付けした生産者の在庫量推計値を加えたものである。

注３：令和７／８年政府備蓄米供給量は、令和８年６月までに供給された政府備蓄米の数量（随意契約による政府備蓄米23万玄米トン）である。

注４：精米ベースの令和７年６月末民間在庫量、令和７年産主食用米等生産量、政府備蓄米供給量及び令和８年６月末民間在庫量は、玄米ベースの値に「精米歩留りの状況調査」による当該年産の精米歩留りを乗じた値である。

注５：ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある。

２　令和８／９年の需要見通し（推計値）

令和８／９年の需要量については、近年の需要量が必ずしも減少していないことを踏まえ、直近の１人当たり消費量の実績、人口（推計値）、インバウンド需要量の動向及び精米歩留りの変動を考慮して、幅を持って設定することとします。

具体的には、

① 令和３／４年から令和７／８年までの需要実績（精米ベース）から、それぞれ当該年のインバウンド需要量を除いた上で、それぞれ当該年の人口で除し、各年の１人当たり消費量(精米)（推計値）を算出

② ①の１人当たり消費量（精米）(推計値）について、直近５年平均値及び直近５年最大値を算出

③ ②で算出した各値に、令和８年の人口（推計値）を乗じ、令和８／９年のインバウンド需要量（推計値）を加えて需要見通し（精米ベース）を算出

します。

需要見通し（玄米ベース）は、精米歩留りの変動を考慮し、需要見通し（精米ベース）を、想定される精米歩留りの直近５年平均値及び直近５年最小値で除して算出します。

結果は、図１及び表３のとおりとなります。

図１　令和８／９年の需要見通しの算出方法

①　令和３／４年から令和７／８年までの各年の１人当たり消費量（精米）(推計値）を算出

	需要実績（万トン）		インバウンド需要量（万精米トン）②	人口（千人）③	１人当たり消費量（精米kg／人）（①－②）÷③
	玄米	精米①			
３／４年	701.5	632.8	0.2	125,502	50.4
４／５年	691.1	622.3	2.4	124,947	49.6
５／６年	704.9	626.2	5.9	124,352	49.9
６／７年	712.7	635.0	7.0	123,802	50.7
７／８年	682.6	606.9	8.2	123,050	48.7
				５年平均	49.9

注１：需要実績の玄米は、各年の基本指針において示した値であり、精米は、玄米の値に「精米歩留りの状況調査」による当該年産の精米歩留りを乗じた値である。

注２：インバウンド需要量は、日本政府観光局「訪日外客統計」及び観光庁「インバウンド消費動向調査（旧訪日外国人消費動向調査）」を基に算出した推計値である。

注３：人口は、総務省「人口推計」の各年10月１日現在の値である。

②　令和８／９年の１人当たり消費量（精米）（推計値）に令和８年の人口（推計値）を乗じたものに令和８／９年のインバウンド需要量（推計値）を加えて需要見通し（精米ベース）を算出

		令和８／９年	
		下位値	上位値
令和８／９年１人当たり消費量	①	49.9精米kg／人	50.7精米kg／人
令和８年人口（推計値）	②	122,450千人	122,450千人
令和８／９年消費量	③＝①×②	610.5万精米トン	621.2万精米トン
令和８／９年インバウンド需要量（推計値）	④	9.1万精米トン	9.1万精米トン
令和８／９年需要見通し（精米）	⑤＝③＋④	619.6万精米トン	630.3万精米トン

注１：令和８／９年１人当たり消費量の下位値には、①で算出した１人当たり消費量（精米）（推計値）の直近５年平均値、上位値には、①で算出した１人当たり消費量（精米）（推計値）の直近５年最大値の値。

注２：令和８年人口（推計値）は、「人口推計（総務省、令和８年３月公表）」の総人口（令和７年10月１日現在）に、「日本の将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所、令和５年４月公表）」の令和７年10月１日から令和８年10月１日までの総人口（出生中位・死亡中位推計）の減少率を乗じて算出した値。

注３：令和８／９年インバウンド需要量（推計値）は、「政府目標（2030年訪日外国人旅行者数6,000万人）に向かって直線的に増加すると仮定して推計した訪日客数」に、「訪日客１人当たりの平均泊数（令和７／８年値）」及び「１人１泊あたりの消費量（令和７年度に行った訪日客へのアンケート等による調査結果等に基づく推計値）」を乗じて算出した値。

③　精米歩留りの変動を考慮し、需要見通し（玄米ベース）を算出

精米歩留り	
３年産	90.3%
４年産	90.0%
５年産	88.6%
６年産	89.2%
７年産	88.8%
５年平均	89.4%

注：精米歩留りは、「精米歩留りの状況調査（令和８年６月末時点）」の値である。

		令和８／９年	
		下位値	上位値
令和８／９年需要見通し（精米）	①	619.6万精米トン	630.3万精米トン
令和８年産精米歩留り（見込み）	②[注]	89.4%	88.6%
令和８／９年需要見通し（玄米）	③＝①÷②	693.2万玄米トン	711.4万玄米トン

注：令和８年産精米歩留り（見込み）の下位値には、直近５年平均の値、上位値には、直近５年最小値の値を用いる。

表３　令和８／９年の需要見通し（推計値）

令和８／９年	玄米ベース	693万玄米トン～711万玄米トン
	精米ベース	620万精米トン～630万精米トン

３　令和８年産主食用米等の生産量の見通し（推計値）

令和８年産主食用米等の生産量の見通し（玄米ベース）は、令和８年３月の基本指針で設定した711万玄米トンです（令和８年産主食用等の生産量は、作柄等により上下します。）。

生産量の見通し（精米ベース）は、精米歩留りの変動を考慮し、生産量の見通し（玄米ベース）に、想定される精米歩留りの直近５年最小値及び直近５年平均値を乗じて算出します。

結果は、表４のとおりとなります。

表４　令和８年産主食用米等の生産量の見通し（推計値）

令和８年産	玄米ベース	711万玄米トン
	精米ベース	630万精米トン～635万精米トン

４　令和８／９年の需給見通し

令和８／９年の需給見通しは、表５のとおりです。

【玄米ベース】

⑴　供給量

①　令和８年６月末の民間在庫量（速報値）は、243万玄米トンです。

②　令和８年産主食用米等の生産量は、令和８年３月の基本指針で設定した711万玄米トンです（令和８年産主食用等の生産量は、作柄等により上下します。）。

③　この結果、令和８／９年の主食用米等の供給量の合計の見通しは、954万玄米トンとなります。

⑵　需要量

令和８／９年の主食用米等の需要量の見通しは、693万玄米トンから711万玄米トンです。

⑶　令和９年６月末の民間在庫量

令和９年６月末の民間在庫量は、⑴の供給量及び⑵の需要量から算出して、242万玄米トンから260万玄米トンと見通されます。

【精米ベース】

⑴　供給量

①　令和８年６月末の民間在庫量（速報値）は、216万精米トンです。

②　令和８年産主食用米等の生産量は、令和８年３月の基本指針で設定した630万精米トンから635万精米トンです（令和８年産主食用等の生産量は、作柄等により上下します。）。

③　この結果、令和８／９年の主食用米等の供給量の合計の見通しは、846万精米トンから851万精米トンとなります。

⑵　需要量

令和８／９年の主食用米等の需要量の見通しは、620万精米トンから630万精米トンです。

⑶　令和９年６月末の民間在庫量

令和９年６月末の民間在庫量は、⑴の供給量及び⑵の需要量から算出して、215万精米トンから231万精米トンと見通されます。

【作付意向調査（令和８年６月末時点）を踏まえた見通し】

令和８年６月末時点の作付意向では、主食用米の作付意向は136.0万haであり、1.70㎜ふるい目幅の直近５年中最大と最小を除く３年の平均の単収（538kg／10a）を用いて計算すると、主食用米の生産量は732万玄米トンに相当します。令和８年産生産量は玄米ベースでは､732万玄米トン、精米ベースでは、648万精米トンから654万精米トンの見通しとなり、これを踏まえた見通しについて、表５右に示しています。

表５　令和８／９年の主食用米等の需給見通し

			玄米ベース（万トン(玄米)）	精米ベース（万トン(精米)）	作付意向調査（令和８年６月末時点）を踏まえた見通し 玄米ベース（万トン(玄米)）	作付意向調査（令和８年６月末時点）を踏まえた見通し 精米ベース（万トン(精米)）
令和８／９年	令和８年６月末民間在庫量	A	243	216	243	216
	令和８年産主食用米等生産量	B	711	630～635	732	648～654
	令和８／９年主食用米等供給量計	C＝A＋B	954	846～851	974	864～870
	令和８／９年主食用米等需要量	D	693～711	620～630	693～711	620～630
	令和９年６月末民間在庫量	E＝C－D	242～260	215～231	263～281	234～250

注：ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある。

なお、事前契約による令和８年産備蓄米の政府買入契約数量は21万玄米トンとなりました。これは、上記の令和８年産主食用米等生産量には含まれていません。

政府備蓄米の売渡し（全体で59万トン）に係る買戻し及び買入れは、供給不足が生じる見込みが低い環境下で行うことが必要であることから、令和８年産米の作柄を含め、今後の需給状況等を見定めた上で、時期・数量を判断します。その上で、後述の第３の１⑴②の備蓄期間が経過している備蓄米（令和２年産米）の販売に向けて準備します。

上記の見通しは、国内で生産された主食用米等の需給見通しであり、第４の２のＳＢＳ方式や枠外の民間輸入（令和７年度：約11万実トン）による輸入米は含まれません。

上記の需給の見通しについては、今後の生産量や需要量の変動の把握に努め、必要に応じて柔軟に見直していきます。

第３　米穀の備蓄の目標数量その他米穀の備蓄の運営に関する事項

１　備蓄運営の基本的な考え方

⑴　政府が行う備蓄については、米穀の供給が不足する事態に備え、必要な数量の米穀を在庫として保有することとされていることから、毎年６月末時点での在庫量100万トン程度を現行の適正水準として、需給状況を踏まえつつ必要な数量の米穀を保有することとします。

備蓄運営手法については、平成23年度から棚上備蓄方式に移行しました。

棚上備蓄方式による備蓄運営の基本的な考え方は、

①　適正備蓄水準は100万トン程度（６月末）

②　国内産米を一定期間（５年間程度）備蓄

③　備蓄米の買入れは､出来秋の市場価格に影響を与えないよう事前契約によることを基本に、公正性・透明性を確保する観点から、一般競争入札により実施

また､｢総合的なＴＰＰ等関連政策大綱｣（平成29年11月24日ＴＰＰ等総合対策本部決定）に基づき、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（平成30年12月30日発効。以下「ＣＰＴＰＰ協定」という。）に基づく豪州に対する国別枠の輸入量に相当する量の買入れを行う（なお、当該買入れは、その前年の１月から12月までに豪州から実際に輸入した数量に相当する量の当年産米に係る事前契約により行うものとする。上記に即して備蓄運営が行われた場合の基本的な買入数量は、20万トンから21万トンまでの範囲となる。）。

④　備蓄米は、備蓄後に飼料用等の非主食用として販売

なお、加工原材料用販売（従来から販売している備蓄米のうち精米形態で保管する米穀の販売を除く。）については、前年産の加工原材料用の国内産米の供給量が大きく減少し、米加工品製造業者による当年産への切替えの前倒し及び第４のミニマム・アクセス米への代替が行われてもなお端境期の供給が不足すると認められる場合において、当年８月以降に行うものとする。

⑤　大凶作や連続する不作などにより、民間在庫が著しく低下するなどの米が不足する時における備蓄米の放出については、食料・農業・農村政策審議会食糧部会において、放出の必要性に関し、作柄、在庫量、市場の状況、消費動向、価格及び物価動向等について総合的な観点から議論を行い、これを踏まえて、農林水産大臣が備蓄米の放出等を決定

としています。

⑵　他方、毎年11月30日までに行う基本指針の見直し後、不作以外の災害等による緊急事態により、主食用米等の需給見通しに沿った「主食用米等供給量」の確保に支障が生じる場合であって、農林水産大臣が必要と認めるときは、その供給量の減少分を備蓄米により代替供給できることとします。

⑶　⑴の⑤の放出及び⑵の代替供給のほか､主食用米の円滑な流通に支障が生じる場合であって、農林水産大臣が必要と認めるときは、備蓄の円滑な運営を阻害しない範囲で、買受資格者に対する主食用としての備蓄米の売渡しを、政府が当該買受資格者から一定期間後(原則５年以内)に当該備蓄米と同等同量の国内産米の買入れを行うとの条件を付した上で、できることとします（買戻し条件付売渡し）。ただし、買受資格者が小売業者その他農産局長が定める者である場合においては、当該条件を付すことを要しないこととします。

⑷　なお、備蓄運営手法については、棚上備蓄方式による備蓄運営や、経営所得安定対策の実施状況など、今後の米穀の需給をめぐる状況を踏まえつつ、毎年検証を行い、適正かつ効率的な備蓄運営に向けて、今後とも必要な見直しを行うものとします。

２　令和８／９年の備蓄運営

令和８年産米の備蓄米としての買入契約数量は、21万トンとなりました。

政府備蓄米の売渡し（全体で59万トン）に係る買戻し及び買入れは、供給不足が生じる見込みが低い環境下で行うことが必要であることから、令和８年産米の作柄を含め、今後の需給状況等を見定めた上で、時期・数量を判断します。その上で、第３の１⑴②の備蓄期間が経過している備蓄米（令和２年産米）の販売に向けて準備します。

こうした状況を踏まえつつ、着実な備蓄水準の回復に向け、今後の備蓄運営を適正かつ効率的に行います。

第４　米穀の輸入数量及びその種類別の数量に関する事項

我が国は、平成７年度からガット・ウルグァイ・ラウンド農業合意に基づくミニマム・アクセス米の輸入を実施しており、この輸入は､｢ガット・ウルグァイ・ラウンド農業合意の実施に伴う農業施策に関する基本方針｣（平成５年12月17日閣議了解）の趣旨を踏まえつつ行うこととしています。また、これに加えて、平成30年度からＣＰＴＰＰ協定に基づく輸入を実施しています。いずれの輸入に当たっても、輸出国の輸出余力、国際相場等を勘案しながら適切に行うこととしています。

１　令和７会計年度の輸入状況

令和７会計年度においては、令和７年３月の基本指針に基づき、ガット・ウルグァイ・ラウンド農業合意に基づく77万玄米トン（うちＳＢＳ（売買同時契約）方式による輸入10万トン）及びＣＰＴＰＰ協定に基づく7,200トン（ＳＢＳ方式により運用する豪州に対する国別枠）の輸入を実施すべく、順次買付けを行いました。その結果、ガット・ウルグァイ・ラウンド農業合意に基づく輸入について全量（うちＳＢＳ方式による輸入10万トン）を買い付けるとともに、ＣＰＴＰＰ協定に基づく輸入についても全量を買い付けました。

２　令和８会計年度の輸入方針

令和８会計年度の輸入予定数量は、ガット・ウルグァイ・ラウンド農業合意に基づく輸入については、ＷＴＯ農業交渉において新たな合意ができるまではミニマム・アクセス数量は平成12年度の水準が維持されることから、年間77万玄米トンとし、そのうちＳＢＳ方式による輸入については、予定数量を年間10万トンとします。また、ＣＰＴＰＰ協定に基づく輸入については、ＳＢＳ方式により運用する豪州に対する国別枠として、予定数量を年間7,440トンとします。

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和８年（フ）第６５号
宮城県伊具郡丸森町大内字七夕80番地
債務者　武藤　幸晴
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　篤
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月４日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
仙台地方裁判所大河原支部

令和８年（フ）第８８号
茨城県日立市諏訪町３丁目10番７―202号
債務者　伊師　秀人
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　茂木　亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月19日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
水戸地方裁判所日立支部

令和８年（フ）第２００号
茨城県つくば市稲荷前15番地１　サンガーデン稲荷前Ｂ棟101号
債務者　増田　和夫
1　決定年月日時　令和８年８月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福岡　秀哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月12日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第２８０号
大津市大萱一丁目６番22号　ヤマブハイツ406
債務者　勝又　慧士
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　和合佐登恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月４日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３１５号
滋賀県湖南市岩根542番地30
債務者　精肉店縁ｍｅａｔこと　大木　実
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大野　聡子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月４日午前10時20分
5　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３２４２号
大阪府茨木市双葉町３番808号
債務者　松島　幸子
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　財家　庄司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月19日午後２時10分
5　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第５３０号
兵庫県尼崎市南武庫之荘３丁目18番８号フォレ南武庫之荘ＷＥＳＴ201号、前住所兵庫県尼崎市南塚口町６丁目６番23号富貴苑202
債務者　笠本理沙子
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡部　将吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月29日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和７年（フ）第６９７号
兵庫県西宮市枝川町10番27―208号
債務者　ＬＩＭ　ＪＩＫＳＯＯ（林直樹）
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中島　崇行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月19日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第４４７号
兵庫県尼崎市立花町４丁目４番５号　タチバナハウス　302号
債務者　山本　洋
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武部由香里
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月６日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和７年（フ）第２４８号
神戸市西区竜が岡１丁目17番地の16　ＣＡＳＡ　ＩＺＵＭＩ　Ｂ―201号
債務者　濱脇　義晴
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　仲川　悦央
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月20日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第２０６号
高知市種崎26番地７
債務者　大谷　智
1　決定年月日時　令和８年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊野部　啓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月23日午後１時40分
5　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２０８号
高知市薊野北町１丁目10番３号　沢田マンション68号
債務者　戸田　勝喜
1　決定年月日時　令和８年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大川　惺曠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月30日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２５９号
埼玉県児玉郡上里町大字三町752番地１
債務者　髙田麻衣子
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸山　博久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月20日午前11時15分
5　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第４７２号
北九州市小倉北区平松町５番１―405号、前住所北九州市小倉北区平松町６番２―102号
債務者　宮前　裕美
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　根岸　大将
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月20日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第５９２号
福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀280番地
債務者　永田　秀明
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木　洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月20日午前10時15分
5　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第４３６号
兵庫県尼崎市稲葉荘２丁目12番19号、前住所兵庫県尼崎市水堂町１―12―１―103
債務者　新谷　展弘
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤田　翔一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月９日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第４３７号
兵庫県尼崎市稲葉荘２丁目12番19号、前住所
兵庫県尼崎市水堂町１―12―１―103
債務者　新谷　佳代
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤田　翔一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月９日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第４３８号
兵庫県尼崎市稲葉荘２丁目12番19号、前住所
兵庫県尼崎市水堂町１―12―１―103
債務者　パティスリー　レ・フレールこと　新谷　萌
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤田　翔一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月９日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第５３２号
北九州市若松区青葉台西４丁目13番21号
債務者　百本　梨恵
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　細川　大介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月22日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第９２号
茨城県日立市砂沢町73番地の３
債務者　平澤　孝一
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐久間友則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月２日午前10時20分
5　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
水戸地方裁判所日立支部

令和８年（フ）第１８３１号
名古屋市中川区下之一色町字宮分65番地の８
債務者　川村　信也
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前田　亮利
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月27日午前10時50分
5　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第３１７号
熊本市中央区上水前寺２丁目１番41号
債務者　本田　　博
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田上　裕輝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月14日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４６５号
埼玉県川越市砂新田１丁目７番地29　（エクセルゲートⅣ303号室）
債務者　髙橋　雅和
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　寛太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月28日午後２時50分
5　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第３４７４号
大阪府東大阪市荒本１丁目９番Ｂ―602号、住民票上の住所香川県善通寺市弘田町1660番地６
債務者　田中さくら
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　啓介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月29日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第７３２号
大阪府松原市西野々２丁目６番３号、前住所堺市中区深井水池町3237番地１　レヂデンスレイク深井301号
債務者　三宅　功二
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　里村　洋平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月29日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第７６号
茨城県日立市小木津町713番地１
債務者　藁谷　麻衣
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙梨　亮輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月９日午後１時20分
5　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
水戸地方裁判所日立支部

令和８年（フ）第２０１号
金沢市泉野町２丁目17番１号　ヴェールドー103号、従前の住所宮崎県小林市南西方3139番地１
債務者　中屋敷さゆり
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉本　　隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月23日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第８４号
茨城県北茨城市中郷町石岡1138番地５
債務者　加藤　亮汰
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐久間友則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月２日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
水戸地方裁判所日立支部

令和８年（フ）第１３６９号
神奈川県藤沢市大庭5304番地の１　藤沢西部アパート１―14―404
債務者　兼松　加奈
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　檜垣　智子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月28日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１６９１号
名古屋市港区油屋町３丁目15番地の１　センチュリーパーク油屋１番館805、住民票上の住所名古屋市港区油屋町３丁目15番地の１　センチュリーパーク油屋１番館８Ｆ
債務者　安藤　吉幸
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉浦　理絵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月４日午前10時10分
5　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１８６７号
名古屋市南区豊２丁目29番２号　リブレア豊Ｂ―201号
債務者　板原　　崇
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森本　拓郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月４日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第６８２号
京都府相楽郡精華町精華台三丁目15番地５
債務者　安食　忠一
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中西　友見
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月４日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第２００号
長崎県長崎市宿町221番地１　市営宿町第２アパート13棟303号
債務者　松本　憂樹
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岬　　孝暢
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月28日午前10時20分
5　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第４０９号
埼玉県草加市住吉１丁目２番25―102号
債務者　道浦　久喜
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴野　和善
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月６日午後１時50分
5　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第４１０号
埼玉県草加市住吉１丁目２番25―102号
債務者　道浦　美穂（旧姓鎌田）
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴野　和善
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月６日午後１時50分
5　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第９４号
茨城県高萩市大字島名2118番地の３
債務者　髙橋　瑞穂
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙梨　亮輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月９日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
水戸地方裁判所日立支部

令和８年（フ）第１２５３号
埼玉県朝霞市三原３丁目29番10―313号
債務者　長久保正彦
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　　徹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月９日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１２５８号
さいたま市緑区大字三室2209番地35　ハリホック205
債務者　渡辺　彰一
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　申　　景秀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月９日午後２時
5　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１３１８号
さいたま市桜区大字上大久保686番地３　榎本ハイツ205号
債務者　丸野　知美
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村田　良介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月９日午後２時10分
5　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１５２号
長野市川中島町四ツ屋1065―１　サトウハイツ１階６号室、住民票上の住所長野市篠ノ井布施高田1257番地５
債務者　金井　　実
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　　泰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月16日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
長野地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１５０７号
名古屋市天白区中坪町83番地の１、従前の住所名古屋市名東区猪子石原１丁目1408番地
債務者　今井　幸代
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村瀬　俊高
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月10日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第７０９号
堺市西区鳳中町10丁６番地１　パレス竹ヶ城１Ｂ
債務者　原　　滉太
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　雄大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月10日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第６９号
佐賀市川副町大字犬井道1844番地１
債務者　江頭　尚吾
1　決定年月日時　令和８年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井寺　修一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月29日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１５８号
長野市大字入山3295番地２
債務者　鈴木　昭市
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米澤　　陽
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月５日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
長野地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第４６７号
兵庫県西宮市上甲東園２丁目17番５号
債務者　明田　充弘
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　吉彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月12日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第３６７４号
大阪市福島区福島７丁目21番17―804号、前住所大阪府吹田市垂水町１丁目19番６―201号
債務者　岸本　　楓
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　孝行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月16日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２６６号
岩手県滝沢市穴口383番地25
債務者　小林真由美
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　海渡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月10日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第３２号
長野県駒ヶ根市赤穂946番地１　サンヒルズＢ102
債務者　柏原　岳志
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂井　活広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月11日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
長野地方裁判所伊那支部

令和８年（フ）第３４号
長野県駒ヶ根市赤穂14番地1106
債務者　藤川　　薫
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　明良
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月11日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
長野地方裁判所伊那支部

令和８年（フ）第３７号
長野県伊那市山寺1545番地16
債務者　北山　正義
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　唐澤　拓夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月11日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
長野地方裁判所伊那支部

令和８年（フ）第３００号
福岡市中央区唐人町１丁目２番３－1106号　グランドメゾン大濠公園　ＴＨＥ　ＴＯＷＥＲ
債務者　吉元　利仁
1　決定年月日時　令和８年８月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上山　幸正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月11日午後３時30分
5　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第５６号
岐阜市川部５丁目60番地２　（仲見ビル202号室）
債務者　長友　清松
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宗田未来人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月13日午前11時10分
5　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第１１４号
山形県東根市神町東３丁目７番22号　デュエリング４－202
債務者　鈴木真喜子
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
山形地方裁判所民事部

令和８年（フ）第７７号
三重県伊勢市大世古３丁目１番58号
債務者　橋本　元美
1　決定年月日時　令和８年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

令和８年（フ）第２５２号
岡山県笠岡市一番町５番地29　市営住宅一番町団地119号
債務者　持田　幸男
1　決定年月日時　令和８年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第２６０号
岡山県倉敷市中島1207番地１　ダックハウス中島Ｂ棟202
債務者　近藤奈津子
1　決定年月日時　令和８年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第１１１１号
名古屋市千種区光が丘１丁目22番　鍋屋上野住宅６－303号、住民票上の住所名古屋市千種区光が丘１丁目22番３－102号　鍋屋上野住宅
債務者　尾﨑　小鈴
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１４３１号
愛知県大府市北山町３丁目18番地　メゾン北山102号
債務者　佐藤　　隆
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５２０号
愛知県大府市柊山町３丁目414番地　ウッドヴィレッヂⅡ301号、従前の住所愛知県大府市大東町３丁目169番地　希光組社宅201号
債務者　町田　宗盛
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５３７号
名古屋市南区弥次ヱ町４丁目74番地の２　弥次ヱ荘６棟1108号
債務者　中田　健滋
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５８５号
名古屋市東区葵２丁目５番48号　クレル葵201号
債務者　今井　順子
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２０９号
長崎県長崎市寄合町３番51－802号
債務者　葛島　麻美
1　決定年月日時　令和８年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１０６３号
札幌市北区篠路１条９丁目１番23号
債務者　福田　茂樹
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１２２６号
札幌市中央区南10条西９丁目２番46－210号
債務者　髙木　彩華
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１２６８号
札幌市北区北30条西10丁目２番16号　コーポマキ３号
債務者　久保恵美子
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１２９２号
札幌市北区拓北４条１丁目17番17－104号
債務者　矢藤　智徳
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１３２０号
札幌市手稲区西宮の沢２条４丁目８番20号　ルミエール西宮の沢201号
債務者　玉井　聖也
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで　札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１３３７号
札幌市白石区本郷通６丁目南２番18―607号
債務者　坂野　嘉彦
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで　札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１３４４号
札幌市北区北37条西８丁目３番１―210号
債務者　熊木　翔太
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで　札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１３５４号
札幌市豊平区美園７条５丁目３番23―206号
債務者　本田徳進ジャーマイヤ
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで　札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４１９号
札幌市南区川沿14条１丁目５番１号　晴生会さっぽろ病院、住民票上の住所札幌市中央区南12条西16丁目３番28号　パロニイ305号
債務者　風間　　均
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで　札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４２５号
札幌市白石区本通14丁目南１番18―202号
債務者　伊藤めぐみ
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで　札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４７３号
札幌市中央区宮の森１条３丁目１番３―302号
債務者　櫻井　　仁
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで　札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４８０号
札幌市白石区川北2272番地９　静心寮
債務者　高橋　　徹
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで　札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５３５号
札幌市手稲区富丘３条６丁目１番５―503号
債務者　菊地　寿恵
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで　札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２１４号
北海道旭川市永山４条４丁目１番９号　ミユキマンション２ＦＢ
債務者　晴柀　勝彦
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで　旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第７０号
福島県河沼郡柳津町大字柳津字寺家町甲167番地
債務者　原　　隆司
1　決定年月日時　令和８年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで　福島地方裁判所会津若松支部破産係

令和８年（フ）第８０号
茨城県日立市十王町伊師3935番地３
債務者　荒蒔かれん
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで　水戸地方裁判所日立支部

令和８年（フ）第１６４号
群馬県高崎市金古町2031番地５
債務者　上野　晴生
1　決定年月日時　令和８年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで　前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第１１７８号
さいたま市緑区道祖土２丁目３番17―501号
債務者　新井　美香
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１２００号
埼玉県川口市大字安行原2779番地の２
債務者　平澤よし江
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１２３４号
さいたま市中央区鈴谷５丁目９番28号　南与野ガーデン
債務者　野村　千好
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第３４７号
埼玉県八潮市大字大原497番地１　シュヴァルブラン白馬105
債務者　柴田　和雄
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第３６５号
埼玉県越谷市蒲生茜町29番地９　クリーンウッド206
債務者　鬼塚　敦晃
１　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
　　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第５２０号
埼玉県春日部市藤塚1176番地１
債務者　黒坂　　誠
１　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
　　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第４９０号
埼玉県入間市大字新久604番地17
債務者　阿部　英夫
１　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
　　さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第５０２号
埼玉県所沢市大字山口1005番地の21
債務者　庄司　京子（旧姓沼田）
１　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
　　さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第５１４号
埼玉県川越市南大塚１丁目８番地14
債務者　野崎　直道
１　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
　　さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第５３４号
埼玉県所沢市向陽町2147番地の２　グリーンアネックス103
債務者　飯野美保子
１　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
　　さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第５４１号
埼玉県日高市大字女影878番地
債務者　金子　　克
１　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
　　さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第５４２号
埼玉県所沢市大字山口1854番地の１　ヒルクレストＡ―102
債務者　藤原　敏春
１　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
　　さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第５５６号
埼玉県狭山市大字水野600番地の１　マルオカマンション102
債務者　林　　勝幸
１　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
　　さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第５６１号
埼玉県富士見市上沢１丁目９番２―101号
債務者　髙橋依津子
１　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
　　さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第２７１号
埼玉県熊谷市石原572　西熊谷病院、住民票上の住所埼玉県南埼玉郡宮代町本田３丁目１番29号　プチローズ101号
債務者　福崎　小花
１　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
　　さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第５９５号
川崎市川崎区日進町９番地15　オカエリハウス
債務者　梶　　純也
１　決定年月日時　令和８年８月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
　　横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第５９７号
川崎市中原区上新城２丁目７番19―313号　ダイアパレス武蔵新城
債務者　高田　将宏
１　決定年月日時　令和８年８月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
　　横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第６０２号
川崎市中原区丸子通１丁目634番地９　マルシェビル　407
債務者　栗原　昌彦
１　決定年月日時　令和８年８月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
　　横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第９５号
三重県鈴鹿市北玉垣町1777番地の２　ピンクノジョウバフク102、前住所愛知県豊橋市山田一番町66番地１　フォーブル山田202
債務者　アレサンドロ　ジョゼ　バチスタこと　ＢＡＴＩＳＴＡ　ＡＬＥＳＳＡＮＤＲＯ　ＪＯＳＥ
１　決定年月日時　令和８年７月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
　　津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１６８号
三重県鈴鹿市南若松町296番地の３　チェリー・ブロッサム202号室、前住所三重県鈴鹿市長太栄町二丁目２番14号
債務者　北川　江理（旧姓山本）
１　決定年月日時　令和８年７月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
　　津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１６９号
三重県津市高茶屋六丁目４番30号
債務者　近田　省一
１　決定年月日時　令和８年７月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
　　津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３１号
京都府宮津市字滝馬89番地　府営百合が丘団地２－508
債務者　井﨑　正朋
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
京都地方裁判所宮津支部

令和８年（フ）第１５号
兵庫県丹波篠山市波賀野新田３番地２　波賀野新田団地12号、前住所兵庫県丹波篠山市住吉台75番地１
債務者　杉本　　博
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
神戸地方裁判所柏原支部

令和８年（フ）第１６号
兵庫県丹波篠山市波賀野新田３番地２　波賀野新田団地12号、前住所兵庫県丹波篠山市住吉台75番地１
債務者　杉本　未来
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
神戸地方裁判所柏原支部

令和８年（フ）第３０１号
鹿児島県いちき串木野市恵比須町6752番地３
債務者　橋野　達也
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第３１７号
鹿児島市田上台３丁目３番５号　加治佐アパート102号
債務者　草留　　孝
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第３２２号
鹿児島市上荒田町40番６号　キャプテンビル202号
債務者　児島　達人
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第２５２号
岩手県滝沢市穴口417番地14　アメニティＳ101号
債務者　秋川　紀子
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第８１号
福島県耶麻郡猪苗代町大字磐根字高森1265番地97
債務者　三浦　卓之
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

令和８年（フ）第９１号
茨城県北茨城市大津町北町1484番地300　メゾンノーブル３－102
債務者　栗林　洋平
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
水戸地方裁判所日立支部

令和８年（フ）第１４３２号
横浜市港北区日吉本町５丁目63番29号　フォレストⅡ　101
債務者　佐藤　　晃
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１４６２号
横浜市旭区本宿町24番地39
債務者　石口　香織
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１４９３号
神奈川県鎌倉市上町屋214－４　サニーライフ鎌倉、住民票上の住所神奈川県鎌倉市玉縄４丁目４番地21
債務者　光島　和子
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１４９９号
横浜市青葉区藤が丘１丁目49番地１　エトワールＶ－405
債務者　西野美佐惠
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１６０５号
横浜市戸塚区上矢部町1231番地　鈴木テラスハウスＡ－１号
債務者　長谷川　唯
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１６３６号
横浜市金沢区六浦２丁目12番58号　六浦ハイツ201号
債務者　成本　貴幸
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１６５１号
横浜市泉区上飯田町1317番地　サンライフ上飯田202号
債務者　小沢美良乃
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７１号
新潟県三条市大沢472番地
債務者　長谷川政之
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
新潟地方裁判所三条支部

令和８年（フ）第１６０号
三重県鈴鹿市下箕田三丁目15番10号　エスポワール　101号室
債務者　川野　正和
1　決定年月日時　令和８年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１７９号
三重県鈴鹿市国府町7755番地の７　Ｂ＆Ｍ北山303
債務者　川口　和久
1　決定年月日時　令和８年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第５５号
福岡県行橋市北泉２丁目27番３号　レジデンス北泉Ａ202号室
債務者　伊藤　蒼空
1　決定年月日時　令和８年７月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

令和８年（フ）第５７号
福岡県京都郡苅田町幸町６番地87（県営住宅幸町団地13棟1334号）
債務者　高橋　涼太
1　決定年月日時　令和８年７月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

令和８年（フ）第６１号
福岡県京都郡苅田町幸町６番地87（県営住宅幸町団地16棟304号）
債務者　笹木那々海（旧姓木村）
1　決定年月日時　令和８年７月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

令和８年（フ）第３２０号
鹿児島市西田１丁目６番地９　コガネビル201号
債務者　藤田　正敏
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第９４号
栃木県佐野市多田町1148番地３
債務者　原田まり子
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
宇都宮地方裁判所足利支部

令和８年（フ）第２２６号
金沢市金石東２丁目９―17、住民票上の住所石川県河北郡内灘町字宮坂一字１番地７（従前の住所）石川県加賀市桑原町イ79番地
債務者　北岡　砂織
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第６５０号
仙台市宮城野区大梶12番41―205号
債務者　渡部　映愛
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第７８４号
仙台市太白区東中田４丁目18番３号　Ｓヒルコート105
債務者　田中　淳子
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第７９８号
宮城県黒川郡大衡村大森字鎌砥裏21番地
債務者　上遠野和香子
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第８１８号
仙台市泉区歩坂町57番１号　アクティブパレス百合ケ丘Ｂ５棟８、従前の住所宮城県加美郡加美町字町裏505番地１　スズキハイツ３号
債務者　早坂　安男
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第３４３号
静岡市葵区千代田６丁目３番24号
債務者　成田　和弘
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第３７４号
静岡県島田市中溝４丁目７番の10　サンヒルズヤマセ　302号室
債務者　金子　有希
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１４６号
静岡県富士市松岡194番地の１　ミレニアム202号、前住所神奈川県高座郡寒川町一之宮９丁目７番４号　エクシード湘南Ｂ101号
債務者　大沢　竜太
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第２４２８号
大阪府東大阪市渋川町１―９―10　フレーシア布施107号、住民票上の住所大阪府東大阪市客坊町１番22号　ラメゾン客坊町　Ａ202
債務者　宗石ちなみ
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２７５３号
大阪市浪速区浪速西３丁目１番２―904号
債務者　宮川　知里
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３１２４号
大阪市平野区加美北８丁目19番３―211号
債務者　松下　玲奈（旧姓和泉）
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３１６９号
大阪府枚方市桜丘町５番13―404号、前住所大阪府枚方市南楠葉１丁目２番23―205号
債務者　片平麻利子
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３４４６号
大阪府豊中市本町３－１－７、住民票上の住所大阪府豊中市東泉丘２丁目７番２―408号
債務者　笠島　　隆
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３４６８号
大阪府東大阪市上小阪３丁目７番10号
債務者　東　千佳人
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３５４０号
大阪市城東区諏訪４丁目17番24―215号
債務者　花畑　喜子
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３５８５号
大阪市淀川区塚本３丁目10番４号　ラパンジール塚本　301号
債務者　惣菜三角こと　三角　幸雄
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３６１９号
大阪市住之江区泉１丁目３番５号　中村ハイツ　107、前住所大阪市港区池島３丁目10番25―408号
債務者　氏家　圭祐
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３６３３号
大阪府寝屋川市美井元町６番６―105号　第２田村マンション105号室
債務者　古野　純子（旧姓上甲）
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３６７５号
大阪市西成区梅南２丁目４番27―404号
債務者　佐藤　幸一
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７３８号
大阪府豊中市千成町１丁目２番23号
債務者　岩本　志穂
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８５８号
大阪市住吉区苅田３丁目16番26―307号
債務者　根笈　武将
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３９７３号
大阪市城東区野江２丁目18番18号　グレースハイツ野江　307号室
債務者　食野　　浩
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第６０８号
神戸市垂水区千代が丘２丁目３番13号　リバティ千代ケ丘402号
債務者　兒島　孝夫
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４３９号
岡山市南区福田539番地24、旧住所岡山市北区十日市西町８番57号　青江荘１Ｆ－２
債務者　山田　明子
1　決定年月日時　令和８年８月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３０号
愛媛県宇和島市津島町岩渕甲715番地
債務者　山本　英之
1　決定年月日時　令和８年８月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
松山地方裁判所宇和島支部

令和８年（フ）第２８９号
大分市横尾東町２丁目２番27号
債務者　岡本倫香（旧姓牧）
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３０４号
大分市賀来南１丁目９番13―301号　ララ・リヴェール
債務者　秦　　幸輝
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第２７５号
鹿児島市草牟田２丁目34番９号　フレンドコーポ福留302号
債務者　内屋　　望
1　決定年月日時　令和８年８月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第３０９号
鹿児島市鴨池１丁目21番３号　第七セントラルハイツ西鹿児島305号、前住所鹿児島市南林寺町４番７号　朝日プラザ天文館南303号
債務者　和田　陽菜
1　決定年月日時　令和８年８月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第３１０号
鹿児島市荒田１丁目38番３―1101号、前住所鹿児島市原良１丁目６番15号　マンションM302号
債務者　木脇　浩嗣
1　決定年月日時　令和８年８月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第３１８号
鹿児島市下田町1898番地１　グループホーム然縁Ｂ棟11号、前住所鹿児島県伊佐市大口原田162番地４　テラスハイツ大口Ｂ　101号
債務者　白坂　尚樹
1　決定年月日時　令和８年８月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第３２１号
鹿児島市西佐多町4082番地、前住所鹿児島市本名町1160番地12　カリーズハウス憲202号
債務者　川西　敏久
1　決定年月日時　令和８年８月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第４８号
北海道小樽市長橋１丁目17番39号
債務者　若林　直生
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで　札幌地方裁判所小樽支部

令和８年（フ）第５２号
北海道小樽市長橋４丁目６番18号　ネクサス長橋103号室
債務者　安宅　春菜
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで　札幌地方裁判所小樽支部

令和８年（フ）第１００号
茨城県守谷市百合ケ丘三丁目2798番地の６
債務者　吉田　慈子
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和８年（フ）第２１６号
石川県野々市市押野２丁目130番地２
債務者　東　　亮嗣（旧姓緑川）
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで　金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１３１号
静岡県富士宮市淀師1673番地の15
債務者　渡邊　充彦
1　決定年月日時　令和８年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで　静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第１４３号
静岡県富士宮市長貫1161番地の１
債務者　松井　栄二
1　決定年月日時　令和８年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで　静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第１４９号
静岡県富士市厚原1359番地の１　グリーンハイツ稲葉203号
債務者　城内　百合香
1　決定年月日時　令和８年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで　静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第１９７号
三重県四日市市日永西二丁目11番18号　ユーレジデンスサンミラー201
債務者　江口　潤三
1　決定年月日時　令和８年８月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第２０４号
三重県四日市市鵜の森一丁目10番17号　マルエイハウスＢ・Ｄ鵜の森102
債務者　森田　幸治
1　決定年月日時　令和８年８月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

令和７年（フ）第２８５号
兵庫県明石市沢野３丁目２番地の５　サワーパルシェ104号
債務者　餅田　彩花
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第４７号
兵庫県朝来市和田山町寺谷274番地１　ＭＩＫＩコンドミニアム301号室
債務者　細見　匡臣
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで　神戸地方裁判所豊岡支部破産係

令和８年（フ）第２０７号
徳島県鳴門市撫養町斎田字東発19番地３　第15柴田マンション103号
債務者　有井　梨沙
1　決定年月日時　令和８年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２１６号
徳島県小松島市江田町字腰前215番地の１（桃源荘Ｃ25）
債務者　山口　知文
1　決定年月日時　令和８年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３４１号
大分県別府市光町21番５号　ＰＩＫＡ　ＨＯＵＳＥ　光町202号
債務者　花桐　虹保（旧姓原、福山）
1　決定年月日時　令和８年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第６５号
大分県豊後高田市高田2709番地２　都甲ビル３階
債務者　本田　桃香
1　決定年月日時　令和８年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

令和８年（フ）第７５号
大分県中津市大字東浜690番地13
債務者　高橋　勇一
1　決定年月日時　令和８年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

令和８年（フ）第４４号
鹿児島県奄美市名瀬平田町８番２―31号
債務者　小川　利夫
1　決定年月日時　令和８年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部２係

令和８年（フ）第４２号
沖縄県国頭郡恩納村字仲泊111番地３
債務者　儀間　暖雲
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
那覇地方裁判所名護支部

令和８年（フ）第４４号
沖縄県名護市大東二丁目３番26―205号　新垣桜テラス
債務者　比嘉　高志
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
那覇地方裁判所名護支部

令和８年（フ）第６３８号
京都市山科区厨子奥若林町41番地　クリスタ山科　202
債務者　大野杏樹蘭かれん
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第８２５号
京都市右京区西院東今田町45番地　プレジール西院301
債務者　北村　　鍛
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第８７２号
京都市右京区梅津東構口町43番地５　アウルマンション　311号室
債務者　佐瀬　智美
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第８７５号
京都府乙訓郡大山崎町字下植野小字代理分１番地１　403号
債務者　Ｂｏｗｎｉｍこと　吉木　康補
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第９２４号
京都府宇治市神明石塚39番地の85　はなびえ、前住所京都府城陽市市辺城下５番地
債務者　川野　君子
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第８１０号
広島市南区元宇品町26―20　広島シーサイド病院内、住民票上の住所広島市佐伯区海老園４丁目８番２―506号
債務者　河野　克彦
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１００号
山口県宇部市開１丁目７番10―203号
債務者　相原布美江
1　決定年月日時　令和８年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
山口地方裁判所宇部支部

令和８年（フ）第１０２号
山口県宇部市鵜の島町８番32―603号
債務者　前田　和寛
1　決定年月日時　令和８年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
山口地方裁判所宇部支部

令和８年（フ）第２８７号
熊本県宇城市不知火町御領56番地１　グランディールハイム207
債務者　宝来　朱莉
１　決定年月日時　令和８年８月３日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第６１８号
広島市安佐南区緑井６丁目10番６―201号
債務者　福井　弘之
１　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７４５号
広島市南区宇品神田５丁目17番４―102号
債務者　白川　悠之
１　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第８０８号
広島県安芸郡海田町成本15番14―10―102号
債務者　江原　彩香
１　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１６３号
神奈川県横須賀市三春町４丁目15番地　サンハイツ堀の内１―705、前住所神奈川県横浜市鶴見区北寺尾６丁目６番Ｂ―608号
債務者　和田奈々香
１　決定年月日時　令和８年７月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第２９号
兵庫県洲本市上物部457番地15　パークハイム上物部201号
債務者　田中　　宏
１　決定年月日時　令和８年８月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

令和８年（フ）第２０８号
青森市大字三内字稲元109番地26
債務者　後藤さくら
１　決定年月日時　令和８年８月４日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２１８号
青森市大字雲谷字山吹79番地６　ヒルズいとうＡ101
債務者　進藤美津子
１　決定年月日時　令和８年８月４日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第８２号
青森県弘前市大字城東中央二丁目４番地５　ＢＥＴＴＥＲ　Ｒ　城東402号、旧住所青森県弘前市大字稲田二丁目12番地52
債務者　安部　美咲（旧姓花田）
１　決定年月日時　令和８年８月４日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
青森地方裁判所弘前支部

令和７年（フ）第７６１号
神奈川県平塚市真田４丁目34番６号（前住所）
債務者　佐藤　香織（旧姓庄ノ）
１　決定年月日時　令和８年８月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第９１号
神奈川県平塚市出縄303番地の２　ハイツ須藤１―202号、申立時の住所神奈川県平塚市万田２丁目46番19号
債務者　齋藤リュウガ
１　決定年月日時　令和８年８月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第２３３号
神奈川県秦野市千村３丁目21番８号
債務者　小原　晴江
１　決定年月日時　令和８年８月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第３０２号
神奈川県小田原市多古401番地
債務者　勝俣　　茂
１　決定年月日時　令和８年８月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第３０６号
神奈川県秦野市堀山下483番地の１　ファーストテラス秦野　409号
債務者　岩崎　友子
１　決定年月日時　令和８年８月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第３２３号
神奈川県平塚市馬入本町12番30号　馬入本町2011アパートＢ202
債務者　鎌田　正宏
１　決定年月日時　令和８年８月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第３９７号
神奈川県足柄下郡真鶴町真鶴1782番地５　ビュー真鶴101
債務者　田中　尚子
１　決定年月日時　令和８年８月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和７年（フ）第４３号
山口県周南市若草町１番６号　橋本アパート101号
債務者　村上　泰則
１　決定年月日時　令和８年８月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
山口地方裁判所周南支部

令和８年（フ）第３３号
山口県下松市西市１丁目10番24号　グランモア西市Ｂ201号
債務者　河根　直生
1　決定年月日時　令和８年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
山口地方裁判所周南支部

令和８年（フ）第４６号
山口県光市大字塩田1382番地４、前住所山口県周南市桜木１丁目７番25号　ジョイフル桜木101号
債務者　森　由紀枝
1　決定年月日時　令和８年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
山口地方裁判所周南支部

破産手続廃止

令和８年（フ）第３号
長野県飯田市川路2070番地２
破産者　有限会社川路山荘
1　決定年月日　令和８年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所飯田支部

令和６年（フ）第７２４３号
東京都大田区南馬込１丁目26番５号
破産者　株式会社リリィレミ
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３６０９号
東京都練馬区北町２丁目10―３―201
破産者　前田　幸治
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３６８０号
東京都新宿区若宮町10番地３、申立時の商業登記簿上の住所東京都練馬区石神井町８丁目22番17号ライフピアシモン102
破産者　ＳＣＡ株式会社
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３６８１号
東京都新宿区若宮町10―３―308
破産者　山川　慶記
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第４１６５号
東京都板橋区赤塚２丁目35―19―203
破産者　佐々木祐弥
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第４３５４号
東京都品川区東五反田３丁目16―40―406
破産者　長谷川　周
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第７７２８号
東京都中央区勝どき３丁目９番７―708号
破産者　ＮＫＣ株式会社
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第８８６８号
埼玉県所沢市花園２丁目2396―24、開始決定時の住所埼玉県所沢市緑町４丁目７―14―502
破産者　中藤　　崇
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第８８８９号
東京都港区芝浦１丁目11―５―403
破産者　板橋　　良
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３８６号
東京都府中市府中町１丁目30番地の３　オーク・ワン・ビル３Ｆ
破産者　株式会社Ｔ２Ａｇｅｎｃｙ
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３８７号
東京都府中市府中町１丁目20―５　市村第２マンション101
破産者　須藤　辰明
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７７号
東京都大田区久が原３丁目31番13号１Ｆ
破産者　一般社団法人Ｓｐｏｒｔｓ　Ｄｅｓｉｇｎ　Ｌａｂ
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６２２号
東京都足立区足立４丁目６―６―101
破産者　大久保　吉雄
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６２４号
東京都調布市深大寺東町２丁目17番地５
破産者　株式会社荒木工務店
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６２５号
大阪府豊中市刀根山３丁目６―28　３―２、開始決定時の住所東京都北区豊島５丁目５―８―436
破産者　荒木　昭夫
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６５３号
東京都世田谷区南烏山６丁目33番34号
破産者　有限会社バース
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第８４１号
東京都板橋区蓮根１丁目14―19―310
破産者　清水　来偉
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第１２１０号
東京都台東区小島２丁目13番３号　ティーエスケービル１階
破産者　株式会社Ｂ－ｐｌｕｓ
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第１２１１号
東京都練馬区中村２丁目29―２―301
破産者　村山　和希
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第１４０６号
東京都練馬区石神井台７－３―14―201、住民票上の住所東京都多摩市聖ヶ丘３丁目２―16
破産者　篠塚　浩一
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第１６７４号
東京都目黒区中目黒１丁目４―22―801
破産者　村上　史子
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第１９０３号
東京都渋谷区本町１丁目23―２―205
破産者　伴野知恵子
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２８８７号
東京都練馬区練馬３丁目２番８―1304号
破産者　株式会社コアコミュニケーションズ
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２８８８号
東京都練馬区練馬３丁目２―８―1304
破産者　栗原　　直
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２９６４号
東京都江戸川区鹿骨５丁目39―９　雅101
破産者　木ノ上喜一郎
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３３０３号
東京都墨田区業平３丁目13―７―304
破産者　佐伯　　修
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３４６１号
東京都葛飾区堀切１丁目42―16―306号
破産者　平田　絢香
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３４７２号
東京都江戸川区中央２丁目８－４
破産者　野口　千春
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３５２１号
東京都中野区大和町２丁目31―７―201
破産者　三木　健大
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３５５４号
東京都調布市富士見町２丁目22―13―501
破産者　三角　　通
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３５６２号
東京都八丈島八丈町三根366―３
破産者　赤松　浩二
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３５６３号
東京都八丈島八丈町三根366―３
破産者　赤松　正子
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３５９５号
東京都羽村市神明台３丁目23―２　都営神明台３丁目アパート２―204
破産者　田中　丞二（旧姓河西）
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３５９６号
東京都羽村市神明台３丁目23―２　都営神明台３丁目アパート２―204
破産者　田中美沙希
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３６０３号
東京都豊島区南池袋１丁目７―16―308
破産者　加藤ゆか李
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３６４３号
東京都練馬区氷川台４丁目32―２―305、開始決定時の住所東京都練馬区早宮１丁目45―９　コート・ハヤミヤＢ　102
破産者　川村　　彩
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３６５９号
東京都江東区亀戸３丁目30―13―301
破産者　野田　隆浩
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３６７７号
東京都練馬区南大泉４丁目39―30　メープル大泉学園Ａ棟203
破産者　高橋　裕美
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３７００号
東京都目黒区鷹番２丁目16―３―202
破産者　野上　　心
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３７０４号
東京都葛飾区西新小岩４丁目34―６―307
破産者　玉那覇　武
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３７１１号
東京都板橋区徳丸１丁目49―２―201
破産者　高橋絵里香
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３７２５号
東京都葛飾区西新小岩３丁目38―５
破産者　熊谷隆之介
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３７８９号
東京都中野区本町６丁目14―７―201
破産者　前田　江利
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３７９５号
東京都世田谷区池尻４丁目33―11―301
破産者　松原　和広
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３７９８号
東京都世田谷区奥沢２丁目39―２―201
破産者　中西　　優
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３８０６号
東京都杉並区下井草３丁目39―３
破産者　横田　修一
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３８０７号
東京都杉並区下井草３丁目39―３
破産者　横田　千春
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３８３８号
東京都足立区西新井本町１丁目25―31―202
破産者　亀田　圭子
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３８４１号
東京都葛飾区奥戸２丁目９―９
破産者　塩谷　孝幸
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３８５０号
東京都江東区北砂５丁目20―４―804
破産者　重谷　志帆
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３８５６号
東京都葛飾区亀有３丁目13―３―304
破産者　小林　佑地
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３８５７号
東京都葛飾区亀有３丁目13―３―304
破産者　小林　桃子
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３８７３号
東京都八王子市元八王子町３丁目2182―５―202
破産者　佐藤裕一郎
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３９０１号
東京都荒川区町屋８丁目７―11―101　コーポサイトウⅡ
破産者　長谷川俊一
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３９０４号
東京都世田谷区喜多見９丁目18―13―101
破産者　田嶋　　誠
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３９０９号
東京都練馬区桜台５丁目34―14―202
破産者　伊藤　順一
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１０５号
栃木県佐野市植上町1543番地２
破産者　合同会社あるて共同サポート
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所足利支部

令和７年（フ）第１３４号
栃木県佐野市赤見町3912番地３
破産者　株式会社　ＨＹ　ＧＡＲＡＧＥ
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所足利支部

令和７年（フ）第２０１３号
東京都練馬区上石神井４丁目10―39
破産者　遠藤　真弘
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３４２８号
東京都台東区橋場２丁目16―15―413　都営橋場二丁目アパート
破産者　多田　勝也
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第４３８８号
東京都台東区東上野５丁目24番12号
破産者　株式会社ケーツー
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第４３８９号
東京都台東区入谷２丁目17－５－701
破産者　近藤　宏信
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第７９１８号
埼玉県久喜市本町３－８－33－２、商業登記簿上の本店所在地東京都世田谷区喜多見８丁目６番19号
破産者　Ｂ．ＵＪＡＰＡＮ合同会社
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第７９８３号
東京都荒川区東尾久２丁目45－11－502
破産者　堤　八重子
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第８７１５号
東京都足立区南花畑３丁目14－20－102
破産者　並木　伸明
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第８９６９号
東京都葛飾区西新小岩５丁目15－19　カネダイハウス３－103
破産者　森本　敬悟
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６３４号
東京都江戸川区春江町５丁目15－36
破産者　高橋　　実
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６３５号
東京都江戸川区春江町５丁目15－36
破産者　高橋　　照
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第１６３０号
東京都杉並区高円寺南１丁目20－16－501
破産者　永山祥二朗
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第１９７３号
東京都新宿区新宿６丁目２－４－335
破産者　清水　啓吾
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第１９７９号
東京都渋谷区代々木４丁目７番３号
破産者　ライフ＆メディカルサポートスクウェア株式会社
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２６６７号
東京都大田区東海５丁目５番１号
破産者　株式会社すゞいち
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２６９７号
東京都新宿区高田馬場３－２－14　天翔高田馬場ビル508
破産者　株式会社鈴木中央研究所
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２８３１号
東京都墨田区墨田２丁目２番２－209号
破産者　株式会社ＫＥＮＳＨＯＷ
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２８３２号
東京都墨田区墨田２丁目２－２－209
破産者　西村　健人
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２９２７号
東京都千代田区神田三崎町２丁目18番６号
破産者　株式会社プログレ
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２９２８号
東京都世田谷区砧２丁目14－12－307
破産者　大友　秀嗣
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３１９３号
東京都江東区大島７丁目40－２
破産者　荻野　　譲
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３３９６号
神奈川県横浜市港南区港南台２丁目２－６－605
破産者　金井　雅則
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３３９７号
東京都足立区竹の塚２丁目23－13－501
破産者　北詰　峰子
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３４７５号
東京都杉並区南荻窪１丁目30－11－102
破産者　尾崎　真弓
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３４７６号
東京都足立区西綾瀬４丁目１－３－306
破産者　横川みづき
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３４８０号
東京都世田谷区野沢２丁目30－10－102
破産者　眼目勇次朗
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３５２２号
東京都中央区日本橋人形町２丁目24－３
破産者　小出　泰誠
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３５９３号
東京都足立区青井３丁目８－９－405
破産者　真子由衣奈
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３６００号
東京都新宿区大久保１丁目17―17―101
破産者　武中比呂美
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３６０５号
東京都豊島区北大塚１丁目23―18―205
破産者　佐々木美規子
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３６０６号
東京都足立区谷在家２丁目８－３－502
破産者　窪田美千代（旧姓森）
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３６０７号
東京都足立区谷在家２丁目８－３－502
破産者　櫻井　美里
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３６２５号
神奈川県横浜市青葉区奈良町2533―37―203
破産者　齋藤　夏美
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３６３６号
東京都大田区中央８丁目43―６　Ｋビル203
破産者　古川　友希
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３６６６号
東京都目黒区八雲１丁目４－11―305
破産者　深町　俊介
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３６７１号
東京都足立区弘道１丁目39―15―204
破産者　小林　正嘉
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３６７８号
東京都墨田区業平４丁目11―10―202
破産者　小山　　修
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３６８１号
東京都墨田区墨田１丁目14―８－307
破産者　小林　知弘
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３７０３号
東京都板橋区徳丸４丁目36―32
破産者　南澤　健斗
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３７０５号
東京都新宿区愛住町８－４－304
破産者　溝江　洋明
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３７０９号
東京都足立区舎人４丁目９－32
破産者　畑　　匡憲
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３７３４号
東京都新宿区西早稲田３丁目12－２－101
破産者　佐伯　花乃
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３７３５号
東京都板橋区東新町１丁目24―13―205
破産者　倉田　和也
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３７４４号
東京都大田区上池台４丁目２－11―402
破産者　橋本　康平
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３７５２号
東京都練馬区中村２丁目26－６－106
破産者　青山幸太郎
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３７５３号
東京都足立区保木間２丁目３－１－204、開始決定時の住所東京都文京区大塚６丁目11―６－407
破産者　椎尾　善英
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３７６４号
東京都練馬区早宮１丁目１－14―401
破産者　服部　　優
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３７８１号
東京都世田谷区若林１丁目36―12―101
破産者　橋本　幸英
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３７９２号
東京都杉並区方南２丁目22－１－204
破産者　矢野　朋子（旧姓高田）
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３７９３号
東京都大田区久が原２丁目14―24
破産者　峯　　嘉昭
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３８００号
東京都葛飾区高砂３丁目１―17―101
破産者　内田　　望
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３８０４号
神奈川県川崎市宮前区宮崎６丁目１－３－102、開始決定時の住所神奈川県川崎市川崎区東門前２丁目１－７
破産者　湯浅　大輝
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３８０５号
神奈川県川崎市川崎区東門前２丁目１－７
破産者　湯浅　琴美（旧姓高橋）
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３８４０号
東京都足立区保木間３丁目17―16―206
破産者　安藤　洋介
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３８４２号
東京都大田区上池台３丁目19―１　ボヌールカルテットＡ号
破産者　堀田　雅基
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３８６９号
東京都葛飾区四つ木４丁目６－３－206
破産者　西村　敦司
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３８７２号
東京都八王子市宮下町608　さくら第二八王子ハウス、住民票上の住所東京都世田谷区用賀３丁目10―３―106
破産者　守谷　泰子（旧姓中村）
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第１２７号
さいたま市桜区栄和五丁目17番21号栄和貸家Ｖ
破産者　株式会社Ｃｈａｒｕｌ
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１１３４号
東京都港区新橋１―12―９－７Ｆ
破産者　ＡＦＲソリューションズ株式会社
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２９６８号
東京都江戸川区西瑞江３丁目37―２
破産者　佐藤　　翼
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４５号
静岡市清水区殿沢２丁目２番５号
破産者　株式会社大弘架設
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２１４号
静岡県焼津市栄町６丁目13番６号
破産者　有限会社運転代行ヨンセン
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第３２６４号
横浜市磯子区汐見台３丁目５番地１―3501棟142号
破産者　株式会社タグチ食品
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１２７号
横浜市神奈川区菅田町488番地
破産者　有限会社宇佐美
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第４１５号
鹿児島市荒田一丁目43番４号
破産者　株式会社マルタケ青果
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

免責許可決定

令和８年（フ）第２６号
茨城県日立市国分町３丁目10番19―105号、前住所茨城県小美玉市羽鳥1703番地353
破産者　大塚　一弘
1　決定年月日　令和８年７月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

令和８年（フ）第７６号
三重県津市白塚町3515番地６、前住所三重県津市白塚町3337番地８
破産者　稲垣美保子（旧姓茂知野）
1　決定年月日　令和８年７月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第８８号
三重県津市島崎町244番地　エイムオーエス島崎町マンション107
破産者　山本仁衣七
1　決定年月日　令和８年７月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第９０号
三重県津市観音寺町604番地226
破産者　城山　隆文
1　決定年月日　令和８年７月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第９４号
三重県亀山市阿野田町1061番地18　グリーンヒル二本松103号
破産者　上川　和代
1　決定年月日　令和８年７月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第９８号
三重県津市高茶屋小森町441番地１　イトウマンションＡ204
破産者　安部　　愛
1　決定年月日　令和８年７月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１０５号
三重県津市芸濃町中縄524番地79
破産者　白塚山　博
1　決定年月日　令和８年７月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３９号
福岡県行橋市大字中津熊619番地　リバーアベニュー行橋503、前住所福岡県糟屋郡新宮町大字原上1703番地１　Ｔ・ＭＯＲＩ　405号
破産者　横山　翔太
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

令和８年（フ）第４０号
福岡県行橋市南大橋４丁目３番14号　サンハウス１号室
破産者　沖　　夏実
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

令和８年（フ）第１１６号
金沢市寺町３丁目２番16号　チェリーハイム102号、従前の住所石川県鹿島郡中能登町廿九日イ部20番地８
破産者　宇野美也子
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１２８号
金沢市扇町１番１号、住民票上の住所金沢市扇町１番３号
破産者　堀田洋菓子店こと　堀田　茂吉
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第９５号
鹿児島市小松原１丁目56番12号　エクセル小松原301号
破産者　大田　孝市
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第１６０号
鹿児島市紫原４丁目36番28号　東コーポ403号
破産者　悦　アユミ
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第１６９号
鹿児島市西陵７丁目31番７号
破産者　山﨑　理一
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第１８８号
鹿児島市加治屋町11番５号　トーカンキャステール加治屋町607号、前住所鹿児島市甲突町11番13号　サンフェイス甲突202号
破産者　弓指久美子
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第１９３号
鹿児島市星ヶ峯１丁目15番86―23号　星ヶ峯住宅8623号、開始決定時の住所鹿児島県日置市吹上町和田3415番地
破産者　杉木　和也
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第１９６号
鹿児島市西俣町1318番地２
破産者　満園　章代
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第２０５号
鹿児島市桜ヶ丘４丁目１番地２　県営桜ヶ丘団地11棟503号
破産者　恒吉さとみ
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第６２６号
札幌市中央区南19条西12丁目１番35号　メゾン・ド・カネイ203号
破産者　渡辺　美江
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第６４６号
札幌市中央区南３条西８丁目１番地２　ローズガーデン南３条301号
破産者　南　健太郎
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第８６２号
札幌市手稲区稲穂２条４丁目５番26号
破産者　東海林かずみ
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第９０１号
札幌市東区北26条東７丁目３番６号
破産者　鎌田こずえ（旧姓松原）
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第３３６号
仙台市太白区大谷地６番３号　グランディ太白Ｖ―205、従前の住所青森県青森市大字荒川字筒井306番地　ビレッジハウス青森南１―501号
破産者　櫻井香代子
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第４８９号
宮城県黒川郡大和町吉岡字西原26番地の10町営西原第一住宅２号棟305、従前の住所宮城県黒川郡大和町吉岡南２丁目15番地の12
破産者　阿部　幸恵（旧姓氏家）
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第３５号
福島県会津若松市花見ケ丘二丁目６番41号
破産者　小林　孝司
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

令和８年（フ）第４１号
福島県会津若松市城東町１番102号　市営住宅小田垣団地１棟16号
破産者　松崎　昌仁
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

令和８年（フ）第４６号
福島県いわき市久之浜町久之浜字正蛇５番地の２　アクアサイド壱番館101
破産者　富澤ひより
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

令和８年（フ）第５１号
福島県いわき市小名浜大原字上坪７―１ディアズブランシェＪ１　201号室　田房方、住民票上の住所福島県いわき市小名浜字平蔵塚123番地の４
破産者　藤田　ゆな（旧姓船山）
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

令和８年（フ）第６４号
栃木県足利市堀込町2606番地１　山辺南ハイツ502
破産者　山三こと　山田　一成
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

令和８年（フ）第１９４号
埼玉県飯能市征矢町26番地16
破産者　長谷川里佳
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第２９１号
埼玉県富士見市鶴瀬東２丁目６番27号　第２小杉ハイツ102、前住所埼玉県富士見市鶴馬１丁目７番36―108号
破産者　濱　　広子（旧姓松橋）
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第３０４号
埼玉県川越市諏訪町17番地36
破産者　小林　　翔
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第３６１号
埼玉県日高市大字高萩102番地１　住宅型有料老人ホーム　ケヤキ倶楽部日高
破産者　大橋　邦伸
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第３６４号
埼玉県坂戸市薬師町６番地１　プリンスヒルズ102号室
破産者　前野　　聡
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第３４６５号
東京都足立区西伊興１丁目13―28―105
破産者　文本英恵こと　文　　英恵
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３５７２号
東京都板橋区上板橋２丁目28―５　第２キノシタハイツ102
破産者　山本　義秀
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３６２９号
東京都中野区本町３丁目21―13　パレロワイヤルイースト１　303
破産者　山本　真弘
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３６６３号
東京都練馬区石神井町６丁目８－２―106
破産者　井上　　繁
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３６９５号
東京都江東区大島６丁目１－４―1015
破産者　伊藤　俊也
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３６９６号
東京都板橋区赤塚１丁目19―７　杉浦方201
破産者　島天茶こと黄　　焯翰
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３６９７号
東京都江戸川区江戸川５丁目21―10―202
破産者　竹内　経男
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３６９８号
東京都足立区谷在家３丁目22―１―511
破産者　上林アサ子
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３７６３号
東京都練馬区大泉学園町２丁目１―17　第二大栄ビル１Ｂ
破産者　宮坂　順子
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３７７２号
東京都世田谷区上野毛４丁目31―１―302
破産者　宮下　雄介
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３７７６号
東京都小平市津田町３丁目10―208
破産者　堀江　　巧
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３７８４号
東京都中野区新井１丁目18―１　クリスタルＶ－５　552
破産者　高野　杏澄（旧姓嶋津）
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３８２３号
東京都品川区西五反田６丁目３―19―410
破産者　山田由美子
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３８２８号
東京都新宿区西落合１丁目22―１―206
破産者　安部　博幸
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３８２９号
東京都豊島区千早３丁目16―12―207
破産者　川島　達矢
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３８４７号
東京都江戸川区北小岩４丁目39―20―102
破産者　佐藤　和枝
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３８６６号
東京都中野区弥生町２丁目51―15―205
破産者　櫻井　直樹
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３８６８号
東京都板橋区赤塚新町１丁目25―３―201
破産者　高野　愛子
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３８８８号
東京都世田谷区千歳台２丁目39―３　メゾンＮ102
破産者　田中　真翔
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３８９０号
東京都世田谷区玉川台１丁目２―２
破産者　中西　壮貴
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３８９３号
東京都調布市多摩川５丁目27―１―201
破産者　濱月　絵梨（旧姓粟飯原）
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３８９４号
東京都世田谷区野沢１丁目14―３　ティップハウス２－Ａ
破産者　藤森ひとみ
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３８９６号
東京都新宿区喜久井町29―104
破産者　重面　雅史
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３９３６号
東京都足立区東綾瀬１丁目１－８　東綾瀬アルファ20　504
破産者　中嶋　春佳（旧姓衞藤）
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３９４２号
東京都足立区弘道１丁目31―10―202
破産者　反田　守紀
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３９４３号
東京都町田市相原町3190　都営武蔵岡10―606
破産者　島袋　武志
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３９９５号
東京都世田谷区喜多見３丁目22―17　ピレーネⅡ　205
破産者　片山也友美
１　決定年月日　令和８年８月３日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３９９７号
東京都港区六本木２丁目２―２―705
破産者　寺下　葉月
１　決定年月日　令和８年８月３日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３９９８号
東京都板橋区赤塚７丁目13―29―305
破産者　梅林　英樹
１　決定年月日　令和８年８月３日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３９９９号
東京都調布市仙川町２丁目21―９―303
破産者　辻下　陽子
１　決定年月日　令和８年８月３日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４００１号
東京都足立区舎人２丁目９―12　トーキョーベータ舎人４　109
破産者　設樂衣利子
１　決定年月日　令和８年８月３日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４００２号
東京都墨田区文花１丁目32―１―714
破産者　吉田　康則
１　決定年月日　令和８年８月３日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４００５号
東京都東村山市秋津町３丁目39―14―204
破産者　山田　英樹
１　決定年月日　令和８年８月３日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４００８号
東京都足立区六月２丁目５―５―202
破産者　西宮　優理
１　決定年月日　令和８年８月３日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４００９号
東京都足立区東綾瀬２丁目16―15―205
破産者　林　　智恵
１　決定年月日　令和８年８月３日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４０１０号
東京都大田区大森本町２丁目５―11―101
破産者　中川いづみ
１　決定年月日　令和８年８月３日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４０１１号
東京都練馬区中村北１丁目21―３―401
破産者　山口　和芳
１　決定年月日　令和８年８月３日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４０１２号
東京都東久留米市南沢５丁目19―８―111
破産者　渡辺　亮太
１　決定年月日　令和８年８月３日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４０１４号
東京都豊島区南長崎６丁目16―15―202
破産者　橋本　賢治
１　決定年月日　令和８年８月３日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４０１５号
東京都江戸川区臨海町５丁目１―１―1001
破産者　福田　光子
１　決定年月日　令和８年８月３日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４０１９号
東京都練馬区旭丘２丁目15―26―202
破産者　宇多　雅人
１　決定年月日　令和８年８月３日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４０２０号
東京都豊島区南長崎１丁目12―５―101
破産者　荒山　　賢
１　決定年月日　令和８年８月３日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４０２２号
東京都板橋区三園１丁目44―31　ハイムみずしたＣ館205
破産者　杉本　紘一
１　決定年月日　令和８年８月３日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４０２３号
東京都足立区興野２丁目10―９―202
破産者　松嶋　　秀
１　決定年月日　令和８年８月３日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４０２４号
東京都世田谷区宮坂２丁目１―８―303
破産者　町田　幸枝
１　決定年月日　令和８年８月３日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４０３１号
東京都世田谷区北烏山６丁目13―13　アザレアハイツＰＡＲＴ５　103
破産者　高嶋あづさ
１　決定年月日　令和８年８月３日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４０６８号
東京都杉並区成田西２丁目19―21　ハイツＫ203
破産者　柴　　光可
１　決定年月日　令和８年８月３日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４０７６号
東京都北区浮間１丁目１―７―101
破産者　椛山　明美
１　決定年月日　令和８年８月３日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４０７７号
東京都台東区松が谷４丁目１―６　宇都宮アパート
破産者　大川　義夫
１　決定年月日　令和８年８月３日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４０７９号
東京都杉並区上井草２丁目39―10―203
破産者　野沢　竜也
１　決定年月日　令和８年８月３日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４０８０号
東京都北区田端新町１丁目27―12―501　アドバンスステージ田端弐番館
破産者　大嶋　　楓
１　決定年月日　令和８年８月３日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４０８１号
東京都品川区大井１丁目21―13―401
破産者　高野サチ子
１　決定年月日　令和８年８月３日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４０８４号
東京都足立区東伊興３丁目３―23―202
破産者　楠田　重徳
１　決定年月日　令和８年８月３日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４０８６号
東京都江戸川区春江町５丁目１―３　ヴィラ一之江Ｃ101
破産者　桑田　欽章
１　決定年月日　令和８年８月３日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４０８７号
東京都江戸川区西篠崎２丁目19―９　エクセル９　922
破産者　佐藤忠相こと　左　　忠相
１　決定年月日　令和８年８月３日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４１０１号
東京都江戸川区南葛西６丁目27－４－405
破産者　森谷　祐子（旧姓倉田）
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４１１１号
東京都杉並区高円寺南２丁目５－11　ザヴィレッジスリー201
破産者　山本　明理
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４１１５号
東京都品川区南大井３丁目29－８－601
破産者　内海　栄作
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４１１６号
東京都板橋区板橋４丁目54－８－205
破産者　古屋　貴史
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４１２７号
東京都新宿区早稲田町74－４Ａ
破産者　石澤　祥子
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４１２８号
東京都江戸川区東葛西７丁目13－17　葛西荘
破産者　後藤　政治
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４１４９号
東京都足立区西新井栄町１丁目18－11－306
破産者　白土　則之
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４１５２号
東京都江東区北砂４丁目36－31－202
破産者　持田　優太
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４１５３号
東京都台東区清川２丁目29－７　大倉荘102
破産者　佐々木　瞳
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４１５８号
東京都練馬区高松３丁目８－11　トーキョーベータ練馬高野台１　202
破産者　上田　　岬
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４１６２号
東京都足立区西新井３丁目22－８　ＴＯＫＹＯ　β　竹ノ塚29　101
破産者　藤沼　健太
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第１８７号
岐阜県瑞穂市穂積216番地６、前住所岐阜県瑞穂市牛牧1467番地１　ベストハイツ牛牧102号
破産者　中村　朋美
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第８０４号
名古屋市北区上飯田東町５丁目42番地　市営上飯田荘２棟101号
破産者　西脇　礼奈
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第８３２号
愛知県尾張旭市晴丘町東67番地４、従前の住所愛知県尾張旭市南本地ケ原町３丁目96番地パルデンスナイトウ２－Ｂ
破産者　梶原比呂子
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第８７２号
名古屋市中区新栄２丁目38番14号　ラファン新栄302号
破産者　松本　　葵
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第８８９号
名古屋市中村区佐古前町16番22号　円山ハイツ206号
破産者　徳山　竜大こと　ＨＯＮＧ　ＹＯＮＧ　ＤＡＥ　洪　竜大
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第９０５号
名古屋市千種区自由ケ丘３丁目１番２－105号　はざま荘
破産者　髙橋　健治
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第９３１号
名古屋市中川区吉津３丁目1603番地　市営松下北荘Ｔ－５棟301号
破産者　野田あゆみ
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第９３４号
名古屋市北区大曽根４丁目８番８号　コーポイセ２Ａ号、住民票上の住所名古屋市北区大曽根４丁目８番８号　コーポイセ２Ｂ号
破産者　酒向　龍也
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第９５１号
名古屋市守山区川上町52番地　ボヌール川上101号
破産者　坂口　正明
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第９６１号
名古屋市名東区植園町２丁目１番地　アーバンラフレ虹ケ丘南７号棟606号
破産者　松下　洋子
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第９６３号
愛知県春日井市高山町３丁目９番地６
破産者　横山　隆義
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第９７１号
名古屋市緑区森の里１丁目94番地　森の里荘１棟220号
破産者　菊池　有紗
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第９８４号
名古屋市天白区保呂町1404番地　コーポひかり106号、従前の住所名古屋市瑞穂区関取町17番地　ウイング瑞穂東102号
破産者　菅沼　隆史
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第９９１号
名古屋市名東区香南１丁目101番地　県営猪子石住宅Ａ棟503号
破産者　山下　幸美
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第９９２号
名古屋市港区木場町６番地の15　スペリアシティ名南アネックスⅣ506号
破産者　土方いち子
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第９９４号
名古屋市緑区鳴海町字前之輪167番地　エスポワール202号
破産者　古田　　武
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第９９７号
名古屋市昭和区川名町６丁目８番地の４　ラフィネ川名303号
破産者　江頭由紀子
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１０１６号
名古屋市名東区上社１丁目302番地の２　サンルーム名古屋450号
破産者　北沢　　武
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１０２０号
名古屋市名東区上社１丁目302番地の２　サンルーム名古屋522号
破産者　佐藤　雄一
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１０２４号
名古屋市中村区八社２丁目180番地　ハイツ八社東号
破産者　坪井　穂珠
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１０４６号
名古屋市南区鳴浜町４丁目１番地　鳴浜住宅１棟304号
破産者　村本　友美
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１０７０号
愛知県春日井市上条町４丁目32番地　信濃ハイツ505号
破産者　岩見　裕通
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１０９７号
名古屋市名東区本郷３丁目13番地　ジョイフル本郷304号、従前の住所名古屋市熱田区神宮４丁目９番14号　新宮坂荘
破産者　林田俊次郎
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１１０９号
名古屋市中川区一色新町２丁目1704番地　コミュニティハウスつくしんぼ、従前の住所名古屋市千種区萱場２丁目５番25号　萱場市街地住宅1015号
破産者　近藤惠美子（法定代理人成年後見人　馬場　陽）
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第８号
和歌山県新宮市橋本２丁目５番13号、前住所和歌山県新宮市鴻田３丁目６番20号
破産者　露田めぐみ
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所新宮支部

令和８年（フ）第３４号
福岡県大牟田市鳥塚町14番地13
破産者　荻島　裕志
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所大牟田支部

令和８年（フ）第９号
沖縄県名護市字屋部159番地　なかよしハイム101号
破産者　松田ジラル
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所名護支部

令和８年（フ）第１２号
沖縄県名護市字呉我91番地
破産者　城間　康正
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所名護支部

令和８年（フ）第１８号
沖縄県国頭郡国頭村字安田122番地
破産者　金城　順定
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所名護支部

令和８年（フ）第３６号
北海道小樽市花園３丁目14番５号
破産者　川﨑　正人
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

令和８年（フ）第５２号
北海道苫小牧市本幸町２丁目３番17―502号
破産者　後藤　恭子
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

令和８年（フ）第６３号
北海道苫小牧市柳町４丁目６番５号　エルストファーゼ１　205号
破産者　服部　和子
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

令和８年（フ）第８７号
釧路市米町２丁目４番148号
破産者　関　千恵子
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第８８号
釧路市駒場町12番132号　ヴィラナリー釧路32号室、前住所釧路市大楽毛３丁目30番12号
破産者　佐藤　姫菜
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第９２号
北海道釧路郡釧路町光和７丁目24番地　コーポ藤201号室
破産者　武田　峰子
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１０１号
釧路市大楽毛南５丁目６番2401号　ビレッジハウス大楽毛２―401
破産者　寺井　由佳
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３７号
北海道網走郡美幌町字稲美59番地の３
破産者　髙橋　晴加
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

令和８年（フ）第１０６号
青森市中央１丁目26番６号　Ｖｉｌｌａｇｅ深紫
破産者　赤平　陵子
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１１１号
青森県東津軽郡平内町大字茂浦字浦田20番地
破産者　後藤沙矢香
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１２３号
青森市富田２丁目10番13号、旧住所青森市大字三内字沢部158番地３
破産者　朝霧多美恵
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第４８号
青森県弘前市大字青樹町14番地19
破産者　須藤　正己（旧姓宮川）
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

令和８年（フ）第４９号
青森県弘前市大字原ケ平字山中32番地32
破産者　佐藤　茉美
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

令和８年（フ）第１３２号
盛岡市東山一丁目15番３－108号
破産者　髙橋　靜子
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第１３３号
盛岡市東山一丁目15番３－108号
破産者　冨手　　淳
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第１６３号
盛岡市大新町21番56号　パティオＡ－２号
破産者　佐藤　朋子
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第３７８号
宮城県塩竈市錦町４番９号　カーサ・フェリーチェＣ棟
破産者　鈴木　純一
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第５３４号
仙台市泉区将監１丁目15番２号　パインコート201
破産者　鈴木萌乃華
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第５４２号
宮城県塩竈市新浜町１丁目15番７号、従前の住所仙台市泉区館３丁目24番地の６
破産者　久保田　学
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第５５４号
仙台市青葉区台原１丁目17番32―401号
破産者　川村　　優
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第６２４号
仙台市太白区西多賀１丁目６番53号
破産者　粟野　宏志
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第９９号
山形市あかねケ丘２丁目１番29号　サンコーポ茜　101号
破産者　片見　篤史
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

令和８年（フ）第７１号
福島市宮下町18番12号、従前の住所福島市笹谷字中ノ畑23番地の１
破産者　玉山　哲也
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

令和８年（フ）第１４８号
茨城県土浦市小松二丁目13番30号
破産者　石毛　博之
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第３号
茨城県常総市内守谷町きぬの里三丁目30番地13
破産者　大塚その美
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

令和８年（フ）第３１４号
埼玉県狭山市大字水野764番地の24
破産者　降田美佐子
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第３２８号
埼玉県川越市大字今福1460番地25
破産者　秋山さゆり
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第２３号
千葉県香取市新里909番地
破産者　長嶋　和也
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐原支部

令和４年（フ）第６３７５号
東京都町田市三輪町532―４
破産者　関　　恕夫
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２１７４号
福岡県福岡市博多区住吉２丁目５番２―201号エステートモアアバン博多ステーション
破産者　吉田　早苗
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第３２８号
東京都武蔵村山市緑が丘1460番地1101―718、前住所東京都武蔵村山市学園１丁目41番地の15パレ・ドール武蔵野台Ⅱ404号
破産者　斎藤　幸洋
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第５５５号
東京都八王子市諏訪町1923番地１松枝住宅８－301
破産者　魚田　元生
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第６００号
東京都立川市錦町１丁目19番９号プラザコーポ103号
破産者　石原　正督
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第６４６号
東京都八王子市長房町588番地長房アパート西16―310
破産者　佐藤　悦子
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第６６７号
東京都八王子市下柚木２丁目31番地４　106号
破産者　細川　慶太
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第７３７号
東京都あきる野市小川東二丁目９番地３リバーサイドＡ棟101号
破産者　屋田　　渚
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１７５号
神奈川県小田原市西酒匂２丁目１番１号　サイトウハイツＡ－102
破産者　川島　清忠
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第２２４号
神奈川県秦野市萩が丘４番12号　清美荘103号
破産者　対馬　勝正
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第１４９号
新潟市西区小針６丁目24番６号
破産者　五十嵐　厚
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１６９号
新潟市秋葉区秋葉１丁目４番17―21号
破産者　奥村裕佳子
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１８５号
新潟市北区新元島町3942番地62
破産者　佐野　拓也
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１８９号
新潟市江南区嘉木82番地３
破産者　澤口　大樹
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２１７号
新潟市秋葉区金沢町３丁目３番31号　クリオネ102号
破産者　竹田　大輔
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２１９号
新潟市東区中山６丁目１番15号　サンクレール南105号
破産者　野沢茉耶佳（旧姓加藤）
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２４９号
新潟市中央区女池上山４丁目12番15号　ハイタウン早川Ｂ棟101号
破産者　杉本　絵泉
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第５９号
富山県高岡市笹八口190番地１、前住所富山県射水市中野713番地１　リヴェール射水Ｂ108
破産者　越前　梨乃（旧姓　釣）
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

令和８年（フ）第１２７号
石川県かほく市七窪ホ22番地１、従前の住所京都市中京区壬生森町56番地11　ベストプラザ603
破産者　野志　藍良
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１２２号
福井県越前市高瀬一丁目１番12号
破産者　永田　元一
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１２４号
福井県坂井市春江町いちい野910番地　サントネージュ101号室
破産者　内藤　　悟
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１２５号
福井市大宮３丁目15番15号　大宮ハイム103号
破産者　古橋　浩幸
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２７１号
静岡市清水区吉川981番地の４
破産者　千葉　敏子
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第５１号
静岡県裾野市石脇345番地の19
破産者　樋口　　健
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第８４号
静岡県伊豆の国市南條913番地の２
破産者　山田　祐介
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第１４７号
静岡県沼津市北今沢５番地の６　メゾン北今沢Ｃ―103
破産者　田邊　克典
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第１５０号
静岡県沼津市西椎路233番地の１　クレールシャンブル105
破産者　佐多　　稔
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第１５６号
静岡県沼津市下香貫林ノ下2031番　シャルール・下香貫107号室、住民票上の住所静岡県伊豆の国市大仁450番地の１　第二大仁ビル601号
破産者　芹澤　博美
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第１６７号
静岡県裾野市御宿1313番地の１
破産者　佐藤　　正
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第１８３号
静岡県沼津市鳥谷80番地の２
破産者　武井美那子
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第１６号
京都府舞鶴市字行永2410番地　舞鶴医療センター、住民票上の住所京都府宮津市字小寺802番地
破産者　森岡　　孝
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

令和８年（フ）第２７号
鳥取県鳥取市的場２丁目１番地　なごみ苑、旧住所鳥取県鳥取市卯垣５丁目８番地　エルスリー鳥取
破産者　竹本　邦夫
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

令和８年（フ）第５９号
鳥取県鳥取市覚寺426番地
破産者　西村　美幸
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２４９号
岡山市北区奥田二丁目７番29号　アルバーノ奥田102号室、旧住所岡山市中区湊101番地30
破産者　守時いつ子
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２６５号
岡山市北区惣爪48番地、旧住所東京都西東京市ひばりが丘北３丁目８番８号　ビーハウス202号
破産者　犬飼　愉仁
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２７２号
岡山県玉野市和田３丁目38番22号、旧住所岡山市北区東花尻71番地７　エルディムパディＢ305号室
破産者　佐藤　裕樹（旧姓中西）
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２７３号
岡山県瀬戸内市長船町西須恵943番地１
破産者　馬木喜代美
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２８４号
岡山市南区万倍112番地２　西市市営住宅８号棟404号
破産者　仁宮　里枝
１　決定年月日　令和８年８月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２９７号
岡山市北区横井上203番地１　ビックバーンズマンション横井Ｂ棟107号
破産者　北畠　寛史
１　決定年月日　令和８年８月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３０４号
岡山市南区迫川254番地１　マイホームなださき、旧住所岡山県倉敷市沖新町88番地２　マイホーム沖新
破産者　關本　　俊
１　決定年月日　令和８年８月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３０５号
岡山県備前市穂浪94番地４　ガーデンコートほなみ202
破産者　松下　善次
１　決定年月日　令和８年８月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３０６号
岡山県備前市穂浪94番地４　ガーデンコートほなみ202
破産者　平山真由美
１　決定年月日　令和８年８月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３３号
広島県三原市田野浦２丁目２番１号　ハミングバードＤ202号
破産者　池田　実希
１　決定年月日　令和８年８月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所尾道支部

令和８年（フ）第４８号
広島県三原市南方２丁目30番７号　サングリーン田中101号
破産者　横山　　豪
１　決定年月日　令和８年８月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所尾道支部

令和８年（フ）第５２号
広島県尾道市平原１丁目10番45―１―503号　ひらはら台市営住宅
破産者　古川百合子
１　決定年月日　令和８年８月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所尾道支部

令和８年（フ）第６６号
山口県下関市長府宮崎町５番10号
破産者　内田　鮎美
１　決定年月日　令和８年８月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

令和８年（フ）第１２３号
徳島県徳島市川内町旭野25番地の４
破産者　斎藤千惠美
１　決定年月日　令和８年８月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１５１号
徳島県鳴門市大津町矢倉字参の越35番地　市営住宅Ｆ―９号
破産者　伊月　雅信
１　決定年月日　令和８年８月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１６９号
愛媛県松山市来住町1079番地12　大進第１ビル701号
破産者　光田　明彦
１　決定年月日　令和８年８月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１７５号
愛媛県松山市北久米町1034番地７
破産者　大東　仁美
１　決定年月日　令和８年８月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１８３号
愛媛県松山市東方町甲2346番地28
破産者　渡部　　遥
１　決定年月日　令和８年８月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２５号
愛媛県八幡浜市保内町川之石３番耕地298番地５　市営本町第２団地　１棟３階４号
破産者　宮岡　　昇
１　決定年月日　令和８年８月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所大洲支部

令和８年（フ）第１４号
愛媛県新居浜市磯浦町11番11号、前住所愛媛県新居浜市若水町二丁目３番235号
破産者　加藤　邦子
１　決定年月日　令和８年８月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

令和８年（フ）第５９号
愛媛県西条市喜多川754番地３　アートホームビル206号
破産者　松村　七奈（旧姓津島）
１　決定年月日　令和８年８月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

令和８年（フ）第４３号
福岡県直方市知古２丁目７番７号　コーポ恵２号
破産者　長谷川成美
１　決定年月日　令和８年８月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

令和８年（フ）第３７１号
福岡県遠賀郡水巻町猪熊８丁目１番45号、前住所北九州市八幡西区医生ケ丘２番10号
破産者　石井商店こと石井　恵一
１　決定年月日　令和８年８月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第３８５号
北九州市小倉北区江南町５番12―903号
破産者　花谷　寿美
１　決定年月日　令和８年８月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第４０１号
福岡県遠賀郡水巻町頃末南３丁目５番１―105号、破産手続開始決定時の住所福岡県遠賀郡水巻町古賀２丁目７番２号
破産者　吉留　克範
１　決定年月日　令和８年８月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第２２６号
大分市大字荏隈191番地　アーバニティー荏隈Ｂ101
破産者　村井　　恵（旧姓安藤）
１　決定年月日　令和８年８月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第２４１号
大分市大字猪野1070番地の１　アビデ杏樹Ｂ101
破産者　佐藤　照美
１　決定年月日　令和８年８月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第１９３号
宮崎市清武町加納１丁目50番地２　ＭＪらいず加納208号
破産者　東坊　一矢
１　決定年月日　令和８年８月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２０３号
宮崎県東諸県郡国富町大字三名3679番地１
破産者　濵砂　理沙（旧姓中村）
１　決定年月日　令和８年８月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２０６号
宮崎市高洲町48番地１　黒川第一マンション305号
破産者　吉村　百恵
１　決定年月日　令和８年８月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２０８号
宮崎県北諸県郡三股町大字宮村2895番地５　マカロンＶ
破産者　天良　　葵
１　決定年月日　令和８年８月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２１１号
宮崎市佐土原町上田島1403番地　市営住宅新町294棟202号
破産者　太田　武光
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第４０号
宮崎県小林市真方1114番地　長崎コーポ101号
破産者　松元　雄一
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

令和８年（フ）第６１号
宮崎県都城市北原町14街区14号　ＮＪ北原102号室
破産者　菅原　亜美（旧姓　立和田）
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

令和８年（フ）第５８号
鹿児島県姶良市加治木町反土2709番地１シーク・メゾン101号、前住所鹿児島県霧島市溝辺町麓４丁目95番地
破産者　亀澤　　亮
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

小規模個人再生による再生計画認可

令和７年（再イ）第５８９号
東京都世田谷区野沢２―23―６
再生債務者　酒井　　健
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年６月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月３日
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第８４号
東京都大田区南蒲田１―14―９―304
再生債務者　沖山　祐一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年６月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月３日
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（再イ）第８３号
茨城県水戸市住吉町135番地の４　ラフレシールＢ棟203号
再生債務者　友田　和仁
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年７月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年７月29日　水戸地方裁判所

令和８年（再イ）第４号
兵庫県丹波市市島町下竹田2879番地３
再生債務者　渡辺　　篤
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年７月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月３日　神戸地方裁判所柏原支部

令和８年（再イ）第７号
岡山県高梁市高倉町大瀬八長2266番地５
再生債務者　中田　　樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年７月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月３日
岡山地方裁判所第３民事部

令和７年（再イ）第３６号
高知市南はりまや町２丁目11番２号エトワール南はりまや503
再生債務者　竹内　　渉
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年７月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月４日
高知地方裁判所民事部個人再生係

令和８年（再イ）第１号
熊本県菊池市泗水町住吉3890番地39　菊池ガーデンヒルズ　Ａ101号
再生債務者　近藤　依吹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年７月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月３日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（再イ）第７１号
東京都葛飾区高砂８―８―３―301
再生債務者　中村　拓真
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年７月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月３日
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第１号
新潟県上越市清里区みらい322番地15
再生債務者　岡村　安弘
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年７月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月４日　新潟地方裁判所高田支部

令和８年（再イ）第２号
新潟県上越市清里区みらい322番地15
再生債務者　岡村　里香
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年７月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月４日　新潟地方裁判所高田支部

令和８年（再イ）第４号
岐阜県羽島市下中町加賀野井693番地
再生債務者　武田　京子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年７月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月３日　岐阜地方裁判所

令和７年（再イ）第３３号
広島県福山市多治米町五丁目４番１号　グリーンフォレスト102
再生債務者　篠原　元熙
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年７月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月３日
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（再イ）第１９号
鹿児島市平之町２番23号　スペース23　703号
再生債務者　岡山　夕起
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年７月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年７月31日
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

令和８年（再イ）第５９号
千葉県市原市姉崎3221番地１　ダイアパレス千葉青葉台サウスアベニュー703
再生債務者　日向　純一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年７月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月３日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（再イ）第３号
長野市篠ノ井二ツ柳2097番地　ハイツエトランゼ神田Ａ棟201
再生債務者　青木　俊介
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年７月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月３日
長野地方裁判所民事部再生係

令和８年（再イ）第５号
岩手県下閉伊郡山田町織笠第22地割55番地
再生債務者　越田　勝弘
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年７月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月４日
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（再イ）第４７号
埼玉県川口市西川口３丁目７番20号　ヴィオラ・ボヌール303号（旧住所　さいたま市浦和区神明１丁目19番20号ラビアンローゼ103）
再生債務者　横山　大祐
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年７月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月３日
さいたま地方裁判所第３民事部

令和７年（再イ）第５３号
埼玉県児玉郡上里町七本木2458―13ハイツノアノアＡ201（住民票上の住所）茨城県取手市紫水一丁目５番地３
再生債務者　板倉　泰之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年７月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月４日
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（再イ）第１２号
神奈川県厚木市松枝１丁目７番23号　アルテハイム厚木306
再生債務者　前野　秀公
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年７月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月４日
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

令和８年（再イ）第２０号
神奈川県平塚市上吉沢1884番地の５
再生債務者　西口　勝人
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年７月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月４日
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

令和８年（再イ）第９号
鹿児島市東坂元３丁目35番10―１号
再生債務者　山之内秀敏
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年７月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月４日
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

令和８年（再イ）第２号
福島県喜多方市字押切三丁目188番地
再生債務者　眞部　泰平
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年７月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月３日
福島地方裁判所会津若松支部破産・再生係

令和８年（再イ）第１号
東京都東久留米市下里五丁目５番21号
再生債務者　越塚　紀勝
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年７月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月４日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（再イ）第６号
滋賀県長浜市宮司町1037番地12
再生債務者　亀谷　哲朗
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年７月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月４日
大津地方裁判所長浜支部個人再生係

令和８年（再イ）第２６号
埼玉県春日部市備後西３丁目３番26号
再生債務者　鈴木　龍斗
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年７月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月４日
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

令和８年（再イ）第３１号
埼玉県越谷市宮本町２丁目271番地１　フレアビタシオンＡ208
再生債務者　横田　悠真
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年７月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月４日
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

令和８年（再イ）第８６号
千葉県市川市鬼高２丁目11番７―201号　（ドエル鬼高）
再生債務者　青山麻菜美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年７月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月３日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（再イ）第６１号
京都府京田辺市興戸塚ノ本３番地　ヴァーナルⅣ　303
再生債務者　鈴木　国仁
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年７月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月４日
京都地方裁判所第５民事部再生係

令和８年（再イ）第１９５号
大阪市西成区玉出東１丁目３番９号　ラビッツコート玉出　401号（前住所　大阪市西成区玉出中１丁目１番10―901号）
再生債務者　前田　耕司
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年７月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月３日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第７号
岐阜県大垣市坂下町130番地６
再生債務者　原　　貴敏
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年７月31日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月４日　岐阜地方裁判所大垣支部

令和８年（再イ）第２７号
名古屋市西区江向町２丁目50番地　プリエ・ファブール101号
再生債務者　冨高　優華
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年７月31日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月３日
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第２０号
三重県員弁郡東員町城山３丁目６番13
再生債務者　宮本　多恵
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年７月31日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月４日　津地方裁判所四日市支部

令和８年（再イ）第２１号
三重県四日市市桜台一丁目21番地14
再生債務者　丹羽　亮太
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年７月31日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月４日　津地方裁判所四日市支部

令和８年（再イ）第４号

愛媛県伊予郡砥部町拾町224番地５
再生債務者　三原　功鏡

１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年７月31日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年８月４日
松山地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第５号

高知県吾川郡いの町枝川3044番地19
再生債務者　西岡　潤

１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年７月31日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年８月４日
高知地方裁判所民事部個人再生係

令和７年（再イ）第２６号

福島県いわき市南台二丁目８番地の２
再生債務者　吉田　隆之

１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年８月３日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年８月４日
福島地方裁判所いわき支部

懲戒処分の公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

１　処分をした弁護士会　神奈川県弁護士会
２　処分を受けた弁護士
　氏　名　大川　雄矢
　登録番号　53400
　事務所　神奈川県川崎市幸区中幸町３－31－２　ＭＩＤＰＯＩＮＴ川崎8－28　大川雄矢法律事務所
３　処分の内容　業務停止１月
４　処分が効力を生じた年月日
　令和８年７月31日

令和８年８月３日
日本弁護士連合会

無縁墳墓等改葬公告

水戸市公園墓地の適正な管理のため、無縁墳墓について改葬することとなりましたので、墓地使用者、死亡者の縁故者及び無縁墳墓に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から１年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますので、ご承知ください。

令和８年８月18日
水戸市

１　墳墓等所在地　茨城県水戸市田野町1800番地
２　墳墓等の名称　水戸市浜見台霊園
３　死亡者の本籍及び氏名
(1)　茨城県水戸市見川町2563番地509　鈴木孝夫　鈴木美美子　鈴木聖司
(2)　小野崎家　茨城県水戸市見和１丁目449番地２　小野崎豊　小野崎善啓
(3)　茨城県水戸市見和１丁目431番地４　下村信一　下村直人　茨城県東茨城郡城里町大字那珂西2531番地　下村隆　下村良母
(4)　茨城県水戸市緑町３丁目4650番地　大森ヨ子
(5)　茨城県水戸市上水戸２丁目3449番地　齋藤芳麿　齋藤ゆきよ　齋藤芳信　茨城県水戸市上水戸３丁目3294番地　齋藤芳守
４　改葬を行おうとする者　茨城県水戸市中央１丁目４番１号　水戸市長　高橋　靖

会社その他の公告

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一〇六条第二号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十八日
北海道旭川市一条通四丁目七四番地ビジネスコートＡ二〇一
一般社団法人ＮＯＬＩＭＩＴ旭川
代表清算人　小林　祐季

解散公告

当法人は、令和八年七月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十八日
北海道旭川市永山町十一丁目一九〇番地
株式会社宮下農園
代表清算人　宮下　宏明

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十八日
岩手県八幡平市平舘一五地割一二四番地
合同会社大地
清算人　畠山　秀春

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十八日
仙台市若林区大和町二丁目二五番一三号
株式会社ルフラ
代表清算人　小野寺正光

解散公告

当社は、令和八年七月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十八日
宮城県石巻市中央三丁目六番二一号
石信ビジネスサービス株式会社
代表清算人　阿部　伸一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十八日
宮城県名取市飯野坂七丁目三番九－一〇一号
株式会社仙台丸福水産
代表清算人　櫻井　暁

解散公告

当社は令和八年七月十三日総社員の同意により解散しました。債権者は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十八日
福島県二本松市松岡二一四佐藤貸事務所一Ｆ西側
ＢＥＥＲ　ＭＡＲＴ合同会社
清算人　トン・ヌ・ティ・カム・ズン

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十八日
福島県喜多方市関柴町上高額字広面六七四
有限会社豊島商店
清算人　豊島　昭広

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十八日
茨城県東茨城郡茨城町大字南栗崎八〇〇番地
有限会社瀬尾造園
清算人　金沢　綾子

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十八日
埼玉県川口市金山町一二番一号サウスゲートタワー川口二階
株式会社ＫＵＰＡ　ＪＡＰＡＮ
代表清算人　リチャード・ブレイン・ハーター

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年八月十八日
埼玉県三郷市半田一一〇二番地二
株式会社メディックフレンズ
代表清算人　宮崎　真一

解散公告

当社は、令和八年七月二十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年八月十八日
千葉県勝浦市浜勝浦一七八番地の一三
有限会社斎藤金雄商店
清算人　齋藤　和明

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年八月十八日
千葉県八街市八街に四四七番地三六
森工業株式会社
代表清算人　森　勝也

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年八月十八日
千葉県市川市南八幡四丁目六番一八号
株式会社エイト
代表清算人　服部　凱

解散公告

当社は、令和八年六月八日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年八月十八日
千葉県八街市八街ほ九七〇番地一九
パートナーコネクト合同会社
清算人　滝口　文夫

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年八月十八日
千葉県船橋市本町一丁目一二番二四号
第二マンション海老原一階一〇一号室
株式会社Ｎ＆Ｋ
代表清算人　相澤　至道

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年八月十八日
千葉県八千代市高津東二丁目二番地八
有限会社イマゼキ商会
清算人　今関　義人

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年八月十八日
東京都中央区新川二丁目一五番三号グラーサ東京イースト九〇五
フロンティアコンセプター合同会社
代表清算人　小倉　新一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年八月十八日
東京都練馬区氷川台四丁目六番五号
有限会社稲垣商店
清算人　稲垣　昭三

解散公告

当社は、令和八年七月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年八月十八日
東京都豊島区高松二丁目三五―九
アジアパシフィックインベストメント青山株式会社
代表清算人　劉　嬴

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年八月十八日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内
Ｓｅｔｉａ　Ｏｓａｋａ特定目的会社
代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は、令和八年六月十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年八月十八日
東京都港区六本木七丁目一五番九号
ＵＵＵＭ　ＰＡＹ株式会社
代表清算人　永井　秀輔

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年八月十八日
東京都北区赤羽南一丁目五番七―七〇一号
株式会社Ｋ＆Ｍ
代表清算人　室本記予子

解散公告

当社は、令和八年六月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年八月十八日
東京都千代田区神田小川町一丁目八番三号
小川町北ビル三階
Ｖｙｍｏ　Ｊａｐａｎ株式会社
代表清算人　ヤミニー・プリティ・バット

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年八月十八日
東京都港区六本木一丁目六番一号
有限会社ルネサンスパートナーズ
清算人　田中　慎也

解散公告

当法人は、社員総会の決議により令和八年七月二十一日付をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年八月十八日
東京都千代田区丸の内一丁目六番五号
一般社団法人アーバンフロント・ワン・ホールディングス
代表清算人　ピーター　スワンガー

解散公告

当社は、総社員の同意により令和八年七月二十一日付をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年八月十八日
東京都千代田区丸の内一丁目六番五号
合同会社アーバンフロント・ワン
清算人　ピーター　スワンガー

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十八日

東京都渋谷区代々木四丁目二二番一二号

株式会社Ｎｏｒｔｈｅｒｎ　Ｌｉｇｈｔｓ

代表清算人　井上　純

解散公告

当社は、令和八年七月二十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十八日

東京都品川区西五反田五丁目二三番三号Ｂ

ＬＯＣＫＳ目黒不動前一〇八

株式会社Ｗｈｉｓｋｙ　Ｔｏｕｒｉｓｍ　Ｊａｐａｎ

代表清算人　渡辺　義治

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十八日

東京都千代田区神田鍛冶町三丁目七番二一

天翔神田駅前ビル七〇六号室

ｌａｂｏ００合同会社

清算人　鄭　傑

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十八日

東京都港区六本木一丁目六番一号

有限会社シーアールティー・テン

清算人　舛井　正俊

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十八日

東京都杉並区西荻北三丁目二〇番一三号二階

有限会社アオノ

清算人　青野　正宏

解散公告

当法人は、令和八年七月三十一日をもって社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十八日

東京都新宿区西新宿八丁目一七番一号

一般社団法人コネクテッド・インク・ビレッジ

代表清算人　井出　信孝

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十八日

東京都台東区浅草五丁目八番一号

竹下乳業株式会社

代表清算人　竹下　浩一

解散公告

当社は、令和八年七月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十八日

東京都板橋区前野町二丁目三六番六―六〇五号

大日恒産株式会社

代表清算人　杉田　真一

解散公告

当法人は、令和八年八月三日開催の社員総会決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間にお申し出がないときは清算から除斥いたします。

令和八年八月十八日

東京都文京区湯島三丁目三九番一〇号上野ＴＨビル五階

一般社団法人スポーツキャリアクリエーション

代表清算人　小野　尊弘

解散公告

当社は、総社員の同意により令和八年七月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十八日

東京都港区赤坂一丁目一一番四四号

コーニングジャパン合同会社

清算人　古川　貴浩

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十八日

東京都渋谷区桜丘町一八番六号

株式会社ＩＳＰ　Ｎｅｔｗｏｒｋｓ

代表清算人　門脇　均

解散公告

当法人は、令和八年七月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十八日

東京都港区新橋五丁目二三番七号

特定非営利活動法人カザフ国際小児白血病センターを作る会

清算人　植田　和男

解散公告

当社は、令和八年七月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十八日

東京都品川区北品川五丁目八番三〇号

登文堂開発株式会社

代表清算人　詹　淳翔

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十八日

東京都千代田区神田練塀町三番地

ティーエルシー・ダフアディル有限会社

清算人　渋谷　知広

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十八日

東京都千代田区神田練塀町三番地

ティーエルシー・サンフラワー有限会社

清算人　渋谷　知広

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十八日

東京都千代田区神田練塀町三番地

ティーエルシー・アマリリス有限会社

清算人　渋谷　知広

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十八日

東京都千代田区神田練塀町三番地

ティーエルシー・ダリア有限会社

清算人　渋谷　知広

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十八日

東京都千代田区神田練塀町三番地

ティーエルシー・チューリップ有限会社

清算人　渋谷　知広

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十八日

東京都千代田区神田練塀町三番地

ティーエルシー・プランタン有限会社

清算人　渋谷　知広

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十八日

東京都千代田区神田練塀町三番地

ティーエルシー・ランタナ有限会社

清算人　渋谷　知広

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十八日

東京都千代田区神田練塀町三番地

ティーエルシーオリーブ有限会社

清算人　渋谷　知広

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十八日

東京都千代田区神田練塀町三番地

ティーエルシーディジー有限会社

清算人　渋谷　知広

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十八日

東京都千代田区神田練塀町三番地

ティーエルシークローバー有限会社

清算人　渋谷　知広

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十八日

東京都千代田区神田練塀町三番地

ティーエルシーリリー有限会社

清算人　渋谷　知広

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十八日

東京都千代田区神田練塀町三番地

ティーエルシーロータス有限会社

清算人　渋谷　知広

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十八日

東京都台東区松が谷一丁目四番六―五〇二号ライオンズマンション上野松が谷

ＬＸ　ｄｉｇｉｔａｌ　ｍａｒｋｅｔｉｎｇ合同会社

清算人　セキ・キン・マン

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十八日

東京都大田区大森中一丁目二番二五―一〇〇三号

旭山株式会社

代表清算人　阿部　康晴

解散公告

当法人は、令和八年七月三十一日社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十八日

東京都千代田区平河町一丁目七番一六―八〇一号

特定非営利活動法人日本バリアフリー協会

清算人　松原　和香

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十八日

東京都千代田区麹町三丁目一二番一四号麹町駅前ヒルトップ八階

株式会社オープンコレクター

代表清算人　小泉　守義

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥いたします。

令和八年八月十八日

東京都世田谷区下馬五丁目二番一二号

有限会社ドンアンドグチコ

清算人　釜塚　幸子

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日付株主総会決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十八日

東京都千代田区神田錦町二丁目二番一号

ＫＡＮＤＡＳＱＵＡＲＥ

フィスラージャパン株式会社

代表清算人　松下　省治

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十八日

東京都新宿区神楽坂六丁目七三番地

太陽建物有限会社

代表清算人　浅沼　雅人

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十八日

東京都江戸川区東小岩一丁目二八番一四号

ＦＴ株式会社

代表清算人　布施　義久

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十八日

東京都大田区仲六郷二丁目一九番九号

株式会社イトウ

代表清算人　嵩　芳治

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十八日

東京都港区浜松町一丁目二五番一一号宮下ビル二階

株式会社アットドゥ

代表清算人　桑畑　直樹

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十八日

神奈川県三浦市南下浦町上宮田一七三八番地一

株式会社三浦中央ケアサービス

代表清算人　吉田　陽亮

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十八日

神奈川県川崎市宮前区神木二丁目六番地二三

株式会社ケイトップ

代表清算人　木下　美香

解散公告

当社は、令和八年五月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十八日

神奈川県横浜市神奈川区羽沢町一一九四―六八

株式会社ＭＫ

代表清算人　宮本　裕規

解散公告

当社は、令和八年七月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十八日

神奈川県横浜市泉区緑園六丁目三七番地の一

有限会社フロントページ

清算人　加藤　裕之

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十八日

神奈川県横浜市緑区東本郷三丁目四三番一九号

有限会社横浜アイメディカル

清算人　秋山　健二

解散公告

当社は、令和八年八月十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十八日

長野県下伊那郡阿智村智里四〇七番地

ＨＫ管財株式会社

代表清算人　田中　尚夫

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十八日

長野県茅野市塚原一丁目三番地二一号

一般財団法人全日本検定協会

清算人　矢﨑　勇人

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十八日

長野市吉田四丁目五番一六―八〇二号

有限会社プラスホーム

清算人　樋田　繁雄

解散公告

当社は、令和八年七月二十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十八日

長野県長野市三輪六丁目一一番一五号

有限会社西村商店

清算人　中鳥　実香

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十八日

長野県飯田市上郷飯沼一〇八五番地七

イヅミ機械販売株式会社

代表清算人　片桐　健次

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十八日

岐阜県岐阜市六条南二丁目六番三号

合同会社アトリエセカイエンタープライズ

清算人　大山　正修

解散公告

当社は、令和八年八月一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十八日

静岡県藤枝市前島一丁目三番一六号

株式会社日本ＥＶユナイテッド

代表清算人　髙士　雅次

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十八日

愛知県北名古屋市沖村天花寺三七番地九

株式会社コタエルプラス

代表清算人　伊藤　香澄

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十八日

名古屋市港区善進本町三八一番地

株式会社ツシマ

代表清算人　對馬　億人

解散公告

当社は令和六年九月三十日開催の株主総会決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の日の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十八日

名古屋市東区葵三丁目一二番七号ＡＭＳ葵３、六Ａ

Ｕ―ＤＳＴ株式会社

代表清算人　ザノリニ・ダニロ・カルドソ

解散公告

当法人は、令和八年六月一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは、清算から除斥します。

令和八年八月十八日

愛知県豊川市中条町今宮八番地の三

一般社団法人Ｓａｋｕｒａ　Ｐｒｏｊｅｃｔｓ

清算人　井上亜里沙

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十八日

愛知県豊橋市錦町一〇二番地

有限会社メディアオヤマ

清算人　青山　正行

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十八日

名古屋市東区山口町一一番一〇号

株式会社金麦

代表清算人　栗林　亮介

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十八日

愛知県豊川市佐土町八〇番地　有限会社**龍**

清算人　西村　龍也

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十八日

三重県松阪市大字久保田字南沖一番地の一

有限会社横山印刷所

清算人　横山　博和

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十八日

三重県鈴鹿市徳田町二五六番地

有限会社林総業

清算人　林　克也

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十八日

滋賀県蒲生郡日野町大字村井一〇一〇番地の一

有限会社エム・ユー建築企画

清算人　和田　正治

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十八日

京都市上京区出水通堀川西入亀屋町三二一番地

株式会社かもがわ印刷

代表清算人　田村　能史

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十八日

大阪市中央区高麗橋二丁目四番六号大拓ビル一一―六階

合同会社ＣＦＮ

清算人　遠山　大基

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十八日

大阪市東成区中道四丁目二―三九―一―三〇一号

奮進株式会社

代表清算人　銭　萍

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十八日

大阪府東大阪市本町一〇番一一号

株式会社ＫＰＯ

代表清算人　岸井　三郎

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十八日

大阪府交野市私市六丁目二番七号

三村教育楽器株式会社

代表清算人　三村　愛子

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十八日

兵庫県尼崎市長洲東通一丁目九番八―二号

株式会社ザクス

代表清算人　今本　圭二

解散公告

当社は、令和八年七月二十四日開催の株主総会の決議により令和八年七月三十一日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十八日

兵庫県明石市本町二丁目三番二〇号

日新管財株式会社

代表清算人　藤本　宏樹

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十八日

奈良市肘塚町一二番地の三

株式会社ミサト

代表清算人　鎌田　雄文

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十八日

島根県浜田市三隅町井野八六八四番地一

有限会社扇田産業

清算人　扇田　静政

解散公告

当社は、令和八年七月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十八日

岡山市北区内山下一丁目八番五号

有限会社正本自動車工作所

清算人　中川　博之

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十八日

岡山市南区新保七六八番地七

ＨＥＩＳ株式会社

代表清算人　藤井　忠広

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十八日

広島市安芸区船越二丁目二番九号

有限会社船越ガレージ

清算人　佐古田　光

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十八日

広島県東広島市安芸津町小松原一〇五六番地六

山下水産株式会社

代表清算人　山下　勇治

解散公告

当社は、令和八年七月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十八日

愛媛県松山市土居田町五九六番地の一

有限会社ケイハンズ

清算人　替地　新治

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十八日

愛媛県松山市松末二丁目一八番二四号

有限会社永製作所

代表清算人　永江有起彦

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十八日

愛媛県今治市小泉一丁目一番三号

株式会社フィットリーフ

代表清算人　矢野　晶久

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十八日

福岡市早良区有田五丁目二五番二五号

有限会社児島屋

清算人　佐野美恵子

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十八日

福岡市博多区祇園町四番三―九〇四号

有限会社ＩＳビルディング

清算人　竹下　賢治

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十八日

福岡市中央区薬院四丁目一一―一一―六〇三号

株式会社あすなろキッチン

代表清算人　田中　恵子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十八日

福岡県福岡市南区寺塚一丁目七番四一―三〇一号

スター技研株式会社

代表清算人　古賀　潤一

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十八日

福岡県久留米市荒木町荒木一九八一番地の二

藤吉設備株式会社

代表清算人　藤吉　昭二

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十八日

佐賀県唐津市大名小路一番五四号

株式会社Ａｌｂａｎ　Ｍｕｌｌｅｒ　Ｉｎｔｅｒｎａｔｉｏｎａｌ　Ａｓｉａ

代表清算人　松本　俊亮

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十八日

宮崎県東諸県郡綾町大字北俣一〇九七番地

有限会社トップ・ショップ

清算人　飯野　繁子

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十八日

沖縄県浦添市宮城四丁目一二番七号マジェスティー宮城二―Ｂ号室

株式会社うるまシステムテクノロジー

代表清算人　平田　安則

解散公告

当社は、令和八年七月二十八日総社員の同意により解散したので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十八日

沖縄県中頭郡北中城村字島袋五四九番二二号

Ａｓｓｉｓｔ―Ａ合同会社

清算人　加藤　吉昭

解散公告（第二回）

当組合は、令和八年七月三十日東京都知事認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年八月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十八日

東京都港区芝浦三丁目九番一号

原町一丁目７番・８番地区防災街区整備事業組合

代表清算人　正村　弘三

解散公告（第二回）

当公社は、長野県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年八月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十八日

長野県上伊那郡飯島町飯島二五三七番地

飯島町土地開発公社

代表清算人　宮下　寛

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年六月十九日社員の欠亡により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年八月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十八日

東京都中央区銀座六丁目六番一号銀座凪月堂ビル七階　医療法人社団岩垂純一診療所

清算人　岩垂　喜貴

公益信託高橋保蔵記念福祉振興基金第四十三期決算公告

一、事業概要

全国的な視野に立ち社会福祉の向上を図る事業を行う社会福祉団体計四件に対し、助成総額八百万円を助成した。

二、財産目録　（令和八年三月三十一日現在）

資産合計	二〇、二三五、〇九三円
負債合計	〇円
正味信託財産	二〇、二三五、〇九三円

令和八年八月十八日

東京都千代田区霞が関三丁目三番二号

公益信託高橋保蔵記念福祉振興基金

受託者　社会福祉法人中央共同募金会

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道旭川市神楽六条十一丁目四八一番地四二、最後の住所北海道旭川市東四条八丁目二番一二号　東四条の金さん銀さん

被相続人　亡　辻内　礼子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十八日

北海道旭川市旭岡一丁目二五番地の八

事務所北海道旭川市三条通二十一丁目一九七三番地の六七　坂上司法書士合同事務所

相続財産清算人　司法書士　丹羽ひとみ

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道石狩郡当別町白樺町五九番地、最後の住所北海道石狩郡当別町幸町番外地

被相続人　亡　豊島　廣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十八日

札幌市中央区北五条西十一丁目一七番二号

札幌総合法律事務所

相続財産清算人　弁護士　吉田友樹示

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県北茨城市磯原町木皿八九〇番地、最後の住所茨城県土浦市天川一丁目一八番八〇号ハートワン土浦

被相続人　亡　柴田　騏一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十八日

茨城県土浦市文京町七番八号　祐川直己法律事務所

相続財産清算人　弁護士　須藤　斗夢

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市鶴見区市場東中町四九三番地、最後の住所茨城県龍ケ崎市佐貫町五八九番地一マンハイム佐貫Ａ棟七〇四号室

被相続人　亡　丸山　和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十八日

茨城県牛久市ひたち野西三丁目三一番地一〇ワイズコート三階ひたちの総合法律事務所　相続財産清算人　弁護士　秋山　環

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県下都賀郡壬生町大字壬生甲九六三番地三、最後の住所栃木県下都賀郡壬生町大字壬生甲九六三番地

被相続人　亡　大島　清

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十八日

栃木県栃木市昭和町六―一九さくらメゾン一階栃木フォレスト法律事務所

相続財産清算人　弁護士　古山　弘子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県上尾市大字平方三五〇一番地一、最後の住所埼玉県上尾市大字小敷谷八四五番地一西上尾第一団地三―三―三〇六

被相続人　亡　柿澤　春男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十八日

埼玉県さいたま市大宮区宮町二丁目一〇番地シンテイ大宮ビル二階

相続財産清算人　弁護士　渡邉　仁

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県印西市木下一四〇八番地、最後の住所千葉県印西市木下一四〇八番地

被相続人　亡　齊藤　利之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十八日

事務所千葉市中央区新田町一番一号ＩＭＩ未来ビル五階村上・湊・佐賀法律事務所

相続財産清算人　弁護士　湊　弘美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県長生郡白子町南日当七八七番地、最後の住所千葉県長生郡白子町中里三三八九番地二　さくら・介護センター

被相続人　亡　北田　光一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十八日

事務所千葉県茂原市道表六―八オフィスＫ二階　茂原総合法律事務所

相続財産清算人　弁護士　渡辺　智志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横須賀市追浜町二丁目一〇番地、最後の住所千葉県富津市湊六九九番地シェアハウス富士見

被相続人　亡　伊藤　精一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十八日

事務所千葉県木更津市中央一丁目一六番九号　石井法律事務所

相続財産清算人　弁護士　石井　渓

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県香取市小見川二三九番地、最後の住所千葉県香取市小見川二三九番地

被相続人　亡　篠塚美智子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十八日

事務所千葉市中央区中央四丁目一七番三号袖ケ浦ビル六階　佐野総合法律事務所

相続財産清算人　弁護士　西川　雄介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都千代田区富士見二丁目七番地二、最後の住所東京都渋谷区西原二丁目一九番一号渋谷区けやきの苑・西原

被相続人　亡　山田美佐子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十月十九日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十八日

事務所東京都港区赤坂四丁目七番一五号陽栄光和ビル五階光和総合法律事務所

相続財産清算人　弁護士　篠　連

第47期決算公告

令和８年６月24日

福島県郡山市字外河原８番地３

トヨタＬ＆Ｆ福島株式会社

代表取締役社長　中澤　俊

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,318,405
	固定資産	1,824,095
	資産合計	3,142,500
負債及び純資産の部	流動負債	965,971
	固定負債	525,903
	負債合計	1,650,626
	資本金	30,000
	利益剰余金	1,620,626
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	1,613,126
	（うち当期純利益）	(187,431)
	負債・純資産合計	3,142,500

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県市原市上高根一二九六番地三二、最後の住所東京都西東京市西原町三丁目七番Ｆ―一五一号　被相続人　亡　日高　禎久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十月十九日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十八日

東京都西東京市田無町三―三―二グランドソレイユ田無五〇三号室　西東京いこい法律事務所

相続財産清算人　弁護士　井上　明子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区南馬込五丁目一五番地七、最後の住所東京都大田区南馬込五丁目四三番一二号　被相続人　亡　海老澤一男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十月十九日までに請求の申し出をしてください。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十八日

東京都新宿区新宿一―八―五新宿御苑室町ビル五階　三宅・今井・池田法律事務所

相続財産清算人　弁護士　岩下　明弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都武蔵村山市三ツ藤一丁目七六番地一、最後の住所東京都武蔵村山市三ツ藤一丁目七六番地の一　被相続人　亡　岡田　潔

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十月十九日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十八日

東京都武蔵野市中町一丁目二八番一〇号　ローラン武蔵野二階　武蔵野法律事務所

相続財産清算人　弁護士　高村　源

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市栄区公田町九三一番地六二、最後の住所横浜市港南区港南六丁目一番一〇―二〇六号　被相続人　亡　木田とし子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十八日

神奈川県海老名市中央一―八―三えびすビル松本四階　ＡＥ海老名・綾瀬法律事務所

相続財産清算人　弁護士　中道　徹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県富山市婦中町千里六〇一一番地四、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　福井　雅敏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十八日

富山県富山市相生町七番九号

相続財産清算人　弁護士　吉田　洋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県諏訪市小和田南二九二四番地、最後の住所長野県諏訪市小和田南一一番一号　被相続人　亡　藤森久美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十八日

長野県諏訪市沖田町一丁目三六番地四　三沢沖田ビル二階　八ケ岳法律事務所

相続財産清算人　弁護士　小池　正喜

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県江南市飛高町宮町五四番地、最後の住所岐阜県各務原市各務おがせ町八丁目一六番地八　被相続人　亡　加藤　松男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十月二十日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十八日

事務所岐阜市薮田南一―七―二二　コーワビル四〇三号室　にしぎふ法律事務所

相続財産清算人　弁護士　松本　尋規

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市東区前浪町六番、最後の住所愛知県稲沢市長束町北浦五六番地グランレイム長束一〇三　被相続人　亡　吉田　錦示

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十八日

愛知県江南市古知野町朝日一六五番地　ナガタニビル二階東室　弁護士法人クローバー江南法律事務所

相続財産清算人　弁護士　尾関　育良

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府堺市堺区材木町西二丁一番、最後の住所大阪府富田林市錦織東一丁目三番八号（一〇六）　被相続人　亡　伊東　友和

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十八日

大阪市北区西天満四丁目一番一五号西天満内藤ビル七〇一　相続財産清算人　弁護士　李　義

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県神戸市灘区琵琶町一丁目一六五番地、最後の住所神戸市灘区長峰台二丁目一番一―二〇七号　被相続人　亡　中尾　俊雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十八日

兵庫県神戸市中央区磯辺通四丁目一番八号ＩＴＣビルディング八〇五号室　神戸摩耶法律事務所

相続財産清算人　弁護士　奥野　崇

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県洲本市由良二丁目一四七九番地、最後の住所兵庫県洲本市由良二丁目六番一八号　被相続人　亡　藤堂　悦男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十八日

神戸市中央区相生町四丁目二番二八号神戸駅前千代田ビル四階Ａ号室

相続財産清算人　弁護士　伊藤　正治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県香芝市五位堂四丁目三七八番地二、最後の住所奈良県大和高田市片塩町八番一六号ピア高田　被相続人　亡　辻本　忠夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十八日

奈良県橿原市久米町五六九番地　ヒロタウエストゲート神宮前二階　奈良万葉法律事務所

相続財産清算人　弁護士　江川　孝明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県江津市千田町一四八五番二地、最後の住所島根県江津市千田町八三八番地　被相続人　亡　佐々木郁江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十八日

島根県益田市あけぼの東町十三番地一　赤陵会館二階　田上法律事務所

相続財産清算人　弁護士　田上　尚志

第71期決算公告　令和8年8月18日

茨城県土浦市東真鍋町9番35号

株式会社本田

代表取締役　岡島　正和

貸借対照表の要旨（令和8年6月20日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	3,189,879
	固定資産	1,601,617
	合計	**4,791,496**
負債及び純資産の部	流動負債	1,436,987
	固定負債	548,980
	株主資本	2,805,529
	資本金	100,000
	資本剰余金	0
	利益剰余金	2,705,529
	利益準備金	25,000
	自己株式	△2,498
	その他利益剰余金	2,683,027
	（うち当期純損失）	（2,019,842）
	合計	**4,791,496**

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県北九州市八幡東区大字槻田一七三二番地、最後の住所福岡県糟屋郡新宮町湊坂二丁目一二番三号　被相続人　亡　原田　雅之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十八日

福岡県朝倉市甘木九五五―一一　朝倉商工会議所会館三階

相続財産清算人　弁護士　北島　好書

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県鹿児島市鴨池一丁目五五番、最後の住所鹿児島市鴨池一丁目五五番一〇号グランガーデン鹿児島八〇一号

被相続人　亡　御園惠美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十八日

鹿児島市東開町四番地一一二

相続財産清算人　司法書士法人Ｌｅｇａｌ　Ｆｌａｇ

所有者不明土地管理人による供託公告

非訟事件手続法第九十条第八項の規定により、次のとおり供託しました。

一　対象土地　熊本県菊池郡菊陽町大字原水字下前通五四六四番二三

熊本県菊池郡菊陽町大字原水字下前通五四六四番四三

熊本県菊池郡菊陽町大字原水字下前通五四六四番四五

二　供託所　熊本地方法務局阿蘇大津支局

三　供託番号　令和八年度金第一二五号

四　供託金額　二十二万八千二百三十七円

五　裁判所　熊本地方裁判所

六　事件名　所有者不明土地管理命令申立事件

七　事件番号　令和七年（チ）第十七号

令和八年八月十八日

熊本県熊本市東区保田窪本町六番一一号

村上純也法律事務所

所有者不明土地管理人　村上　純也

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　不在者　上野　誠治

従来の住所　千葉県市原市妙香五二三番地一

生年月日　昭和四十七年六月二十九日

二　供託所　千葉地方法務局

三　供託番号　令和八年度金第七三八号

四　供託金額　一、三六二、〇四五円

五　裁判所　千葉家庭裁判所

六　事件名　不在者財産管理人選任申立事件

七　事件番号　令和六年（家）第三〇三〇七号

令和八年八月十八日

千葉市中央区中央三丁目三番八号日進センタービル七階　松本・山下綜合法律事務所

不在者財産管理人　弁護士　山口　祐輔

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　不在者　岩崎　俊三

住所　不明

生年月日　昭和十年一月十六日

二　供託所　大阪法務局

三　供託番号　令和八年度金第三九〇八号

四　供託金額　二七、三四四、〇二九円

五　裁判所　大阪家庭裁判所

六　事件名　不在者財産管理人選任申立事件

七　事件番号　令和六年（家）第八一六〇二号

令和八年八月十八日

大阪市北区中之島二―二―二大阪中之島ビル四階　久保井総合法律事務所

不在者財産管理人　弁護士　中村　和寛

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　不在者　玉那覇オト

従来の住所　沖縄県中頭郡西原町字我謝八六番地

生年月日　明治四十年四月十六日

二　供託所　那覇地方法務局

三　供託番号　令和八年度金第六二一号

四　供託金額　七、七六三、八八四円

五　裁判所　那覇家庭裁判所

六　事件名　不在者財産管理人選任申立事件

七　事件番号　令和七年（家）第八〇一二号

令和八年八月十八日

沖縄県那覇市首里汀良町一丁目三七番地

不在者財産管理人　田代　覚

第31期決算公告　令和８年８月18日

埼玉県東松山市大字石橋字沖仲801番１

関東シティフレイト株式会社

代表取締役　松永　光生

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	140,387
	固定資産	86,043
	資産合計	**226,431**
負債及び純資産の部	流動負債	64,719
	固定負債	0
	負債合計	**64,719**
	株主資本	161,712
	資本金	80,000
	利益剰余金	81,712
	その他利益剰余金	81,712
	（うち当期純利益）	(21,711)
	純資産合計	**161,712**
	負債・純資産合計	**226,431**

第５期決算公告　令和８年７月31日

栃木県宇都宮市上横田町853番地

株式会社ハヤブサ電装

代表取締役　野田　和郎

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	99
	固定資産	22
	合計	**121**
負債及び純資産の部	流動負債	61
	引当金	8
	賞与	60
	株主資本	10
	資本金	76
	資本剰余金	76
	その他資本剰余金	76
	利益剰余金	△27
	その他利益剰余金	△27
	（うち当期純利益）	(25)
	合計	**121**

第12期決算公告

令和８年７月31日

栃木県宇都宮市上横田町853番地

株式会社ハヤブサホールディングス

代表取締役　野田　和郎

貸借対照表の要旨

（令和８年５月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	42
	固定資産	2,067
	合計	**2,109**
負債及び純資産の部	流動負債	379
	固定負債	1,848
	株主資本	△118
	資本金	3
	利益剰余金	△121
	その他利益剰余金	△121
	（うち当期純損失）	(22)
	合計	**2,109**

第63期決算公告

令和８年５月29日

神奈川県川崎市大宮町1310番地

株式会社ＪＲＣＥ＆Ｅ

代表取締役　築山　英明

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,825,853
	固定資産	406,540
	資産合計	**2,232,394**
負債及び純資産の部	流動負債	293,096
	固定負債	182,228
	株主資本	1,757,069
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,747,069
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	1,744,569
	（うち当期純利益）	(193,945)
	負債・純資産合計	**2,232,394**

第89期決算公告　令和８年８月18日

横浜市戸塚区秋葉町20番地

株式会社大倉陶園

取締役社長　片田　智之

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	475,672
	固定資産	283,460
	合計	**759,132**
負債及び純資産の部	流動負債	103,209
	固定負債	398,114
	株主資本	257,809
	資本金	24,000
	資本剰余金	142,477
	資本準備金	142,477
	利益剰余金	91,332
	利益準備金	6,000
	その他利益剰余金	85,332
	（うち当期純利益）	(183,484)
	合計	**759,132**

決　算　公　告

2026年８月18日

シンガポール共和国049513チュリア・ストリート65、ＯＣＢＣセンター42―04

Tara Climate Ltd.

日本における代表者　佐藤　潤一

貸借対照表の要旨

（2025年12月31日現在）（単位：ＵＳドル）

科目		金額
資産の部	流動資産	100,620,664
	固定資産	3,147,763
	資産合計	**103,768,427**
負債及び純資産の部	流動負債	92,108,097
	固定負債	96,324
	負債合計	**92,204,421**
	その他	11,564,006
	純資産合計	**11,564,006**
	負債・純資産合計	**103,768,427**

第28期決算公告

令和８年８月18日
静岡県静岡市駿河区南町１番13号
株式会社オフィスヨービジネス
代表取締役　横山　泰久

貸借対照表の要旨（令和８年５月20日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	82,019
	固定資産	25,509
	合計	107,528
負純資債産及のび部	流動負債	43,379
	固定負債	45,000
	役員退職慰労引当金	45,000
	株主資本	19,149
	資本金	10,000
	利益剰余金	9,149
	利益準備金	100
	その他利益剰余金	9,049
	（うち当期純利益）	(135)
	合計	107,528

第63期決算公告

令和８年８月18日
静岡県静岡市駿河区南町１番13号
株式会社横山事務器
代表取締役　横山　泰久

貸借対照表の要旨
（令和８年５月20日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	513,352
	固定資産	155,866
	合計	669,219
負純資債産及のび部	流動負債	431,141
	固定負債	210,056
	株主資本	28,020
	資本金	10,000
	利益剰余金	18,020
	利益準備金	2,150
	その他利益剰余金	15,870
	（うち当期純利益）	(412)
	合計	669,219

第56期決算公告

令和８年８月18日
石川県金沢市本町１丁目１番８号
株式会社ことぶき
代表取締役　大島　淳光

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,046,283
	固定資産	1,684,350
	合計	2,730,634
負純資債産及のび部	流動負債	436,119
	固定負債	739,704
	株主資本	1,554,809
	資本金	30,000
	利益剰余金	1,524,809
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	1,517,309
	（うち当期純利益）	(47,835)
	合計	2,730,634

第1期決算公告

令和８年８月18日
京都府亀岡市余部町宝久保１番地１
株式会社ＯＮＥかめおか
代表取締役　川勝　啓史

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,013
	合計	1,013
負純資債産及のび部	流動負債	861
	株主資本	152
	資本金	1,000
	利益剰余金	△847
	その他利益剰余金	△847
	（うち当期純損失）	(847)
	合計	1,013

第13期決算公告

2026年８月17日
滋賀県甲賀市甲賀町神保53番地の５
住江テクノ株式会社
代表取締役　服部　太郎

貸借対照表の要旨（2026年５月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	2,066
	固定資産	11
	合計	2,077
負純資債産及のび部	流動負債	1,575
	固定負債	173
	株主資本	329
	資本金	90
	資本剰余金	110
	資本準備金	110
	利益剰余金	129
	その他利益剰余金	129
	（うち当期純利益）	(38)
	合計	2,077

第9期決算公告

令和８年８月18日
愛知県常滑市セントレア五丁目10番１号
愛知国際会議展示場株式会社
代表取締役　下山田　淳

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,053,158
	固定資産	862,868
	合計	1,916,026
負純資債産及のび部	流動負債	762,926
	固定負債	480,100
	株主資本	673,000
	資本金	25,000
	資本剰余金	25,000
	資本準備金	25,000
	利益剰余金	623,000
	その他利益剰余金	623,000
	（うち当期純利益）	(423,934)
	合計	1,916,026

第16期決算公告

令和８年７月24日
大阪市北区天満１丁目３番21号
株式会社バックプラス
代表取締役　佐藤　潤

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	1,622
	固定資産	2,022
	合計	3,645
負純資債産及のび部	流動負債	741
	固定負債	1,142
	株主資本	1,760
	資本金	50
	資本剰余金	13
	その他資本剰余金	13
	利益剰余金	1,697
	利益準備金	12
	その他利益剰余金	1,684
	（うち当期純利益）	(218)
	合計	3,645

第49期決算公告

2026年８月17日
大阪市西区西本町２丁目５番28号
丸中装栄株式会社
代表取締役　青山　雅一

貸借対照表の要旨（2026年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	422,663
	固定資産	159,541
	合計	582,204
負純資債産及のび部	流動負債	86,933
	固定負債	30,372
	株主資本	395,884
	資本金	10,000
	利益剰余金	385,884
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	383,384
	（うち当期純利益）	(23,916)
	評価・換算差額等	69,015
	有価証券評価差額金	69,015
	合計	582,204

第54期決算公告

令和８年８月18日
大阪市中央区南船場３丁目11番20号
住江物流株式会社
代表取締役　西尾　満

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	605,129
	固定資産	82,384
	合計	687,513
負純資債産及のび部	流動負債	285,763
	固定負債	140,112
	負債の部合計	425,876
	株主資本	261,637
	資本金	30,000
	利益剰余金	231,637
	その他利益剰余金	231,637
	（うち当期純利益）	(22,530)
	純資産の部合計	261,637
	合計	687,513

第37期決算公告

令和８年８月18日
奈良県桜井市大字外山186番地の１
SHIBUTANIエステート・パートナーズ株式会社
代表取締役　渋谷　守浩

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	136,418
	固定資産	92,606
	繰延資産	660
	合計	229,684
負純資債産及のび部	流動負債	21,283
	（うち賞与引当金）	(480)
	株主資本	208,401
	資本金	20,000
	利益剰余金	188,401
	その他利益剰余金	188,401
	（うち当期純利益）	(12,959)
	合計	229,684

第28期決算公告

令和８年８月18日
大阪市中央区南船場３丁目11番20号
関西ラボラトリー株式会社
代表取締役　青木　秀和

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	161,399
	固定資産	36,180
	資産合計	197,579
負純資債産及のび部	流動負債	56,702
	負債合計	56,702
	株主資本	140,877
	資本金	10,000
	利益剰余金	130,877
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	128,377
	（うち当期純利益）	(57,142)
	純資産合計	140,877
	負債・純資産合計	197,579

第60期決算公告

令和８年７月27日
大阪市北区南森町２丁目４番５号
キンキ道路株式会社
代表取締役　甲藤　聖二

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	2,778
	固定資産	2,005
	合計	4,783
負純資債産及のび部	流動負債	338
	固定負債	638
	株主資本	3,807
	資本金	85
	資本剰余金	15
	利益剰余金	3,707
	利益準備金	17
	その他利益剰余金	3,690
	（うち当期純損失）	(62)
	合計	4,783

第２期決算公告

令和８年８月18日
広島市西区商工センター六丁目９番39号
株式会社ＦＯＲＤＥＣホールディングス
代表取締役　山尾　剛志

貸借対照表の要旨（令和８年５月20日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	297,124
	固定資産	2,163,536
	合計	2,460,660
負債及び純資産の部	流動負債	62,684
	固定負債	319,984
	株主資本	2,077,992
	資本金	100,000
	資本剰余金	1,656,948
	資本準備金	1,656,948
	利益剰余金	345,083
	その他利益剰余金	345,083
	（うち当期純利益）	(259,581)
	自己株式	△ 24,039
	合計	2,460,660

第35期決算公告

令和８年６月２日
岡山県加賀郡吉備中央町吉川4860番地の６
株式会社吉備高原都市サービス
代表取締役　尾﨑　祐子

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	132,996
	固定資産	59,595
	合計	192,591
負債及び純資産の部	流動負債	11,999
	株主資本	180,592
	資本金	150,000
	利益剰余金	30,592
	その他利益剰余金	30,592
	（うち当期純利益）	(1,694)
	合計	192,591

第55期決算公告

令和８年８月18日
鳥取県倉吉市山根645番地２
スイコー株式会社
代表取締役　増田　純吾

貸借対照表の要旨
（令和８年５月20日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	126,919
	固定資産	151,745
	合計	278,665
負債及び純資産の部	流動負債	142,286
	固定負債	53,549
	株主資本	82,829
	資本金	5,000
	利益剰余金	77,829
	利益準備金	425
	その他利益剰余金	77,404
	（うち当期純利益）	(7,335)
	合計	278,665

第１期決算公告

令和８年８月18日
広島県福山市沼隈町大字常石1083番地
Ｎｅｘｔ　Ｇｒｉｄ株式会社
代表取締役　永江　　賢

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	50,000
	固定資産	—
	合計	50,000
負債及び純資産の部	流動負債	227,720
	固定負債	—
	株主資本	△ 177,720
	資本金	50,000
	利益剰余金	△ 227,720
	その他利益剰余金	△ 227,720
	（うち当期純損失）	(227,720)
	合計	50,000

第５期決算公告

令和８年８月18日
広島市西区商工センター六丁目９番39号
株式会社ビルドシステムパートナー
代表取締役　大政　史生

貸借対照表の要旨
（令和８年５月20日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	4,185
	固定資産	—
	合計	4,185
負債及び純資産の部	流動負債	603
	固定負債	—
	株主資本	3,582
	資本金	1,000
	利益剰余金	2,582
	その他利益剰余金	2,582
	（うち当期純損失）	(852)
	合計	4,185

第３期決算公告

令和８年８月18日
広島市西区商工センター六丁目９番39号
株式会社こねっと
代表取締役　長野　　学

貸借対照表の要旨
（令和８年５月20日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	30,812
	固定資産	27,566
	合計	58,379
負債及び純資産の部	流動負債	12,052
	株主資本	46,326
	資本金	75,000
	資本剰余金	15,000
	資本準備金	15,000
	利益剰余金	△ 43,673
	その他利益剰余金	△ 43,673
	（うち当期純損失）	(22,824)
	合計	58,379

第24期決算公告

令和８年６月26日
福岡市博多区博多駅東２丁目５番28号
ＪＲ九州ライフサービス株式会社
代表取締役社長　森　　勝之

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	327,572
	固定資産	16,615
	資産合計	344,187
負債及び純資産の部	流動負債	69,671
	固定負債	4,525
	株主資本	269,990
	資本金	10,000
	資本剰余金	10,000
	資本準備金	10,000
	利益剰余金	249,990
	その他利益剰余金	249,990
	（うち当期純利益）	(24,314)
	負債・純資産合計	344,187

第７期決算公告

令和８年８月18日
高知県宿毛市駅前町二丁目501番地
株式会社スクブン
代表取締役　大田　政樹

貸借対照表の要旨
（令和８年５月20日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	122,103
	固定資産	1,910
	合計	124,013
負債及び純資産の部	流動負債	120,899
	固定負債	39,961
	株主資本	△ 36,847
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 46,847
	利益準備金	50
	その他利益剰余金	△ 46,897
	（うち当期純損失）	(41,249)
	合計	124,013

第18期決算公告

令和８年８月18日
香川県高松市木太町1925番地１
矢崎総業四国販売株式会社
代表取締役　馬渕　滋夫

貸借対照表の要旨（令和８年６月20日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	908,541
	固定資産	1,136,221
	合計	2,044,762
負債及び純資産の部	流動負債	614,789
	固定負債	288,184
	株主資本	1,141,789
	資本金	15,000
	利益剰余金	1,126,789
	利益準備金	3,750
	その他利益剰余金	1,123,039
	（うち当期純利益）	(250,724)
	合計	2,044,762

第５期決算公告

令和８年８月18日
東京都新宿区西新宿八丁目17番１号
一般社団法人
コネクテッド・インク・ビレッジ
代表清算人　井出　信孝

貸借対照表の要旨
（令和８年１月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	9,818
	固定資産	65,000
	合計	74,818
負債の部	流動負債	25
	負債合計	25
純資産の部	指定正味財産	65,000
	一般正味財産	9,793
	正味財産合計	74,793
	合計	74,818

第６期決算公告

令和８年７月28日
福岡県北九州市小倉南区新曽根５番40号
ステリフィリング九州株式会社
代表取締役社長　仲　秀二郎

貸借対照表の要旨
（令和８年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	31,321
	固定資産	—
	合計	31,321
負債及び純資産の部	流動負債	19,686
	株主資本	11,635
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,635
	利益準備金	—
	その他利益剰余金	1,635
	（うち当期純利益）	(744)
	合計	31,321

第37期決算公告

2026年６月26日
福岡市博多区博多駅東１丁目10番７号
ＪＲ九州ファーストフーズ株式会社
代表取締役社長　村上　悟郎

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,470,870
	固定資産	9,439,894
	合計	11,910,765
負債及び純資産の部	流動負債	3,803,824
	固定負債	5,997,229
	株主資本	2,101,502
	資本金	100,000
	資本剰余金	100,000
	利益剰余金	1,901,502
	利益準備金	25,960
	その他利益剰余金	1,875,542
	（うち当期純利益）	(315,725)
	評価・換算差額等	8,209
	合計	11,910,765

定時株主総会及び臨時株主総会の開催のお知らせ

富士バス販売株式会社定時株主総会及び富士バスボデー株式会社臨時株主総会を令和八年八月二十五日（火）九時から富士バス販売株式会社本社事務所において開催いたします。

本総会は会社の経営方針を付議いたしますので株主各位におかれてはご出席賜りますようお知らせいたします。

令和八年八月十八日

静岡県富士市川成島一一一番地一
富士バス販売株式会社
代表取締役　前嶋　昌見

静岡県富士市川成島一一一番地一
富士バスボデー株式会社
代表取締役　前嶋　昌見

第３期決算公告

令和８年８月18日

東京都小金井市梶野町３丁目７番２号
一般社団法人法政大学理系コンソーシアム
代表理事　安田　彰

貸借対照表の要旨
（令和８年５月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	21,689
	資産合計	21,689
負債及び純資産の部	流動負債	3,620
	固定負債	18,069
	寄付金費用引当金	18,069
	負債合計	21,689
	正味財産	—
	正味財産合計	—
	負債正味財産合計	21,689

2025年度決算公告

2026年８月18日

東京都新宿区西新宿二丁目７番１号
一般財団法人日本国際協力センター
代表理事　吉田　耕三

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	6,594,404
	固定資産	2,509,559
	資産合計	9,103,963
負債及び純資産の部	流動負債	2,323,696
	固定負債	15,350
	負債合計	2,339,046
	一般正味財産	6,764,917
	正味財産合計	6,764,917
	負債正味財産合計	9,103,963

第78期決算公告

令和８年６月26日
群馬県伊勢崎市八坂町甲552番地
グンセン株式会社
代表取締役社長　福田　正一

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	988,382
	固定資産	614,141
	合計	1,602,523
負債及び純資産の部	流動負債	128,646
	固定負債	53,416
	株主資本	1,394,495
	資本金	24,000
	資本剰余金	7
	利益剰余金	1,370,488
	利益準備金	6,000
	その他利益剰余金	1,364,488
	（うち当期純利益）	(76,357)
	評価・換算差額等	25,966
	合計	1,602,523

第46期決算公告

令和８年８月18日

青森県青森市第二問屋町一丁目２番地10
株式会社玉姫グループ青森
代表取締役　中村　彰

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	2,700,121
	固定資産	4,783,974
	資産合計	7,484,095
負債及び純資産の部	流動負債	521,213
	固定負債	5,904,085
	株主資本	1,058,797
	資本金	20,000
	利益剰余金	1,038,797
	その他利益剰余金	1,038,797
	（うち当期純利益）	(52,328)
	負債・純資産合計	7,484,095

第38期決算公告

令和８年８月18日
青森県八戸市城下三丁目10番20号
株式会社眞照堂
代表取締役　中村　彰

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	597,815
	固定資産	4,548,251
	繰延資産	206
	資産合計	5,146,272
負債及び純資産の部	流動負債	209,031
	固定負債	2,804,234
	株主資本	2,133,007
	資本金	90,000
	資本剰余金	60,000
	利益剰余金	1,983,007
	利益準備金	16,630
	その他利益剰余金	1,966,377
	（うち当期純利益）	(135,592)
	負債・純資産合計	5,146,272

第20期決算公告

令和８年８月18日
千葉県流山市西初石三丁目96－２
株式会社トップライン
代表取締役　藤本　勝之

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	238
	固定資産	342
	合計	580
負債及び純資産の部	流動負債	208
	固定負債	316
	株主資本	56
	資本金	10
	利益剰余金	46
	その他利益剰余金	46
	（うち当期純利益）	(28)
	合計	580

第37期決算公告

令和８年６月30日
千葉県千葉市中央区川崎町１
ケープラシート株式会社
代表取締役社長　荒木　豊

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	3,202,450
	固定資産	576,222
	資産合計	3,778,673
負債及び純資産の部	流動負債	800,166
	固定負債	122,062
	株主資本	2,856,444
	資本金	150,000
	資本剰余金	286,947
	その他資本剰余金	286,947
	利益剰余金	2,419,496
	利益準備金	37,500
	その他利益剰余金	2,381,996
	（うち当期純利益）	(305,254)
	負債・純資産合計	3,778,673

第35期決算公告

令和８年８月18日
千葉県市川市塩浜１－14
株式会社ＭＯＢＹ

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	7,655,285
	固定資産	1,041,842
	資産合計	8,697,128
負債及び純資産の部	流動負債	6,111,588
	賞与引当金	42,606
	固定負債	170,375
	株主資本	2,405,765
	資本金	211,000
	資本剰余金	89,255
	資本準備金	89,255
	利益剰余金	2,105,509
	利益準備金	20,700
	（うち当期純利益）	(406,286)
	評価・換算差額等	9,399
	負債・純資産合計	8,697,128

第37期決算公告

令和８年８月18日
東京都豊島区高田三丁目13番２号
株式会社タスク
代表取締役社長　竹山　徹弥

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	849,980
	固定資産	133,333
	合計	983,314
負債及び純資産の部	流動負債	402,161
	株主資本	581,152
	資本金	35,000
	資本剰余金	5,000
	資本準備金	5,000
	利益剰余金	540,673
	利益準備金	3,750
	その他利益剰余金	536,923
	（うち当期純利益）	(47,636)
	評価・換算差額等	479
	合計	983,314

第11期決算公告

令和８年３月31日
東京都渋谷区道玄坂一丁目10番８号
渋谷道玄坂東急ビル２Ｆ－Ｃ
NuVo Networks株式会社
代表取締役　スモーラー・スコット・アンドリュー

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（円）
資の産部	流動資産	97,516,721
	資産合計	97,516,721
負債及び純資産の部	流動負債	109,510,546
	株主資本	△11,993,825
	資本金	32,000,000
	利益剰余金	△43,993,825
	その他利益剰余金	△43,993,825
	（うち当期純利益）	(33,699,107)
	負債・純資産合計	97,516,721

第３期決算公告

令和８年８月18日
東京都中央区八重洲一丁目４番16号
Tokyo Sports Wellness Village株式会社
代表取締役　川治　利夫

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	16,798
	固定資産	1,609,587
	繰延資産	3,262
	合計	1,629,649
負債及び純資産の部	流動負債	2,309,344
	固定負債	184,292
	株主資本	△863,986
	資本金	100,000
	利益剰余金	△963,986
	その他利益剰余金	△963,986
	（うち当期純損失）	(676,959)
	合計	1,629,649

第13期決算公告

令和８年７月27日
東京都千代田区九段南一丁目６番５号
日本マイクロチップネットワーク株式会社
代表取締役　萩原　誠

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	159,168
	資産合計	159,168
負債及び純資産の部	流動負債	62,471
	賞与引当金	291
	負債合計	62,471
	株主資本	96,696
	資本金	10,000
	利益剰余金	86,696
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	84,196
	（うち当期純利益）	(14,274)
	純資産合計	96,696
	負債・純資産合計	159,168

第10期決算公告

令和８年７月27日
東京都千代田区九段南一丁目６番５号
ＣＬＯＳ株式会社
代表取締役　萩原　誠

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	469,161
	固定資産	253,653
	資産合計	722,815
負債及び純資産の部	流動負債	310,963
	賞与引当金	3,264
	固定負債	258,497
	負債合計	569,461
	株主資本	153,354
	資本金	20,000
	利益剰余金	133,354
	その他利益剰余金	133,354
	（うち当期純利益）	(68,955)
	純資産合計	153,354
	負債・純資産合計	722,815

第７期決算公告

令和８年７月30日
東京都新宿区新宿一丁目36番２号
新宿第七葉山ビル３階
株式会社Ａｎｙｃｌｏｕｄ
代表取締役　村井　謙太

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	130,103
	固定資産	4,622
	資産合計	134,725
負債及び純資産の部	流動負債	29,117
	賞与引当金	1,261
	固定負債	10,200
	株主資本	95,408
	資本金	10,000
	利益剰余金	85,408
	その他利益剰余金	85,408
	（うち当期純利益）	(19,347)
	負債・純資産合計	134,725

第１期決算公告

令和８年８月18日
東京都千代田区丸の内二丁目３番１号
ダイヤモンドエナジーストレージ２号株式会社
代表取締役社長　前田　篤宏

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	990,458
	固定資産	447,137
	合計	1,437,595
負債及び純資産の部	流動負債	463,154
	株主資本	974,441
	資本金	495,000
	資本剰余金	495,000
	資本準備金	495,000
	利益剰余金	△15,558
	その他利益剰余金	△15,558
	（うち当期純損失）	(15,558)
	合計	1,437,595

第２期決算公告

令和８年８月18日
東京都千代田区丸の内二丁目３番１号
ダイヤモンドエナジーストレージ１号株式会社
代表取締役社長　前田　篤宏

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	179,402
	固定資産	283,426
	合計	462,828
負債及び純資産の部	流動負債	77,962
	固定負債	157,539
	株主資本	227,327
	資本金	124,000
	資本剰余金	124,000
	資本準備金	124,000
	利益剰余金	△20,672
	その他利益剰余金	△20,672
	（うち当期純損失）	(20,286)
	合計	462,828

第33期決算公告

令和８年８月18日
東京都港区六本木六丁目２番31号
ダイナメディックジャパン株式会社
代表取締役　三輪　牧人

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	4,374
	固定資産	843
	資産合計	5,218
負債及び純資産の部	流動負債	2,635
	固定負債	1,896
	負債合計	4,532
	株主資本	685
	資本金	10
	利益剰余金	675
	その他利益剰余金	675
	（うち当期純利益）	(218)
	純資産合計	685
	負債・純資産合計	5,218

第61期決算公告

令和８年７月31日
栃木県宇都宮市上横田町853番地
株式会社ハヤブサドットコム
代表取締役　野田　和郎

貸借対照表の要旨
（令和８年５月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,397	流動負債	1,709
固定資産	2,855	固定負債	1,427
		株主資本	2,116
		資本金	31
		資本剰余金	△23
		その他資本剰余金	△23
		利益剰余金	2,157
		利益準備金	8
		その他利益剰余金	2,149
		（うち当期純利益）	(160)
		自己株式	△49
資産合計	5,252	負債・純資産合計	5,252

第18期決算公告

令和８年２月27日
茨城県稲敷郡阿見町吉原3580番２
テクノワックス株式会社
代表取締役社長　井手元伸一

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	265	流動負債	143
固定資産	10	固定負債	23
有形固定資産	0	負債合計	167
投資その他の資産	10	株主資本	109
		資本金	50
		利益剰余金	59
		利益準備金	12
		その他利益剰余金	47
		（うち当期純利益）	(16)
		純資産合計	109
資産合計	276	負債・純資産合計	276

第79期決算公告

令和８年６月22日　　神奈川県横浜市戸塚区平戸町150番地
神奈川石油販売株式会社
代表取締役社長　鷲巣　寿昭

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	372,516	流動負債	413,215
固定資産	298,708	賞与引当金	12,385
		固定負債	146,267
		退職給付引当金	28,992
		役員退職慰労引当金	7,250
		負債合計	559,482
		株主資本	111,743
		資本金	50,000
		利益剰余金	61,743
		利益準備金	150
		その他利益剰余金	61,593
		（うち当期純利益）	(10,571)
		純資産合計	111,743
資産合計	671,225	負債・純資産合計	671,225

第30期決算公告

令和８年８月18日
東京都品川区西五反田一丁目３番８号
ＱＬＣプロデュース株式会社
代表取締役　杉山　正浩

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,206,218	流動負債	254,816
固定資産	117,149	（賞与引当金）	(42,924)
繰延資産	2,669	固定負債	97,574
		（退職給付引当金）	(83,461)
		株主資本	973,646
		資本金	100,000
		資本剰余金	57,901
		その他資本剰余金	57,901
		利益剰余金	815,744
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	790,744
		（うち当期純利益）	(279,202)
資産合計	1,326,037	負債・純資産合計	1,326,037

第 86 期 決 算 公 告

令和８年８月18日　広島市西区商工センター六丁目９番39号

株式会社フォーデック

代表取締役　山尾　剛志

貸借対照表の要旨　（令和８年５月20日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,858,688	流動負債	4,879,367
固定資産	2,509,138	賞与引当金	75,000
		固定負債	1,091,477
		退職給付引当金	164,282
		役員退職慰労引当金	28,505
		株主資本	1,396,982
		資本金	100,000
		資本剰余金	202,079
		資本準備金	202,079
		利益剰余金	1,094,903
		利益準備金	42,502
		その他利益剰余金	1,052,400
		（うち当期純利益）	（73,497）
資産合計	7,367,827	負債・純資産合計	7,367,827

第 29 期 決 算 公 告

2026年８月18日

大阪市西区新町２丁目４番２号

株式会社スミノエインテリアプロダクツ

代表取締役　村瀬　典久

貸借対照表の要旨

（2026年５月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	10,082,909	流動負債	7,094,758
固定資産	635,111	固定負債	346,073
有形固定資産	26,296	株主資本	3,213,663
無形固定資産	31,979	資本金	300,000
投資その他の資産	576,835	利益剰余金	2,913,663
		利益準備金	75,000
		その他利益剰余金	2,838,663
		（うち当期純利益）	（336,935）
		評価・換算差額等	63,525
		その他有価証券評価差額金	63,525
資産合計	10,718,020	負債・純資産合計	10,718,020

第 26 期 決 算 公 告

令和８年６月25日

東京都中央区日本橋人形町１丁目14番８号

三井物産セキュアディレクション株式会社

代表取締役社長　鈴木　大山

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	6,354,108	流動負債	3,726,243
固定資産	755,824	賞与引当金	446,982
		その他	3,279,261
		固定負債	477,360
		株主資本	2,906,329
		資本金	400,000
		資本剰余金	180,000
		資本準備金	100,000
		その他資本剰余金	80,000
		利益剰余金	2,326,329
		その他利益剰余金	2,326,329
		（うち当期純利益）	（2,326,329）
資産合計	7,109,933	負債・純資産合計	7,109,933

第 44 期 決 算 公 告

令和８年８月18日

広島市西区横川新町12番11号

株式会社日進ブンセイ

代表取締役　黒河　博樹

貸借対照表の要旨

（令和８年５月20日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	161,729	流動負債	88,975
固定資産	12,030	固定負債	25,145
		退職給付引当金	2,700
		株主資本	59,639
		資本金	22,000
		資本剰余金	9,299
		その他資本剰余金	9,299
		利益剰余金	28,339
		利益準備金	3,300
		その他利益剰余金	25,039
		（うち当期純利益）	（4,291）
資産合計	173,759	負債・純資産合計	173,759

第 13 期 決 算 公 告

令和８年７月23日　東京都港区新橋６丁目17番21号

株式会社ストランザ

代表取締役　西島　彰一

貸借対照表の要旨　（令和８年４月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,432,585	流動負債	714,039
固定資産	444,482	固定負債	41,007
		株主資本	1,120,759
		資本金	3,000
		資本剰余金	19,997
		その他資本剰余金	19,997
		利益剰余金	1,160,763
		利益準備金	750
		その他利益剰余金	1,160,013
		（うち当期純利益）	（617,180）
		自己株式	△63,000
		評価・換算差額等	1,261
		有価証券評価差額金	1,261
資産合計	1,877,067	負債・純資産合計	1,877,067

第 21 期 決 算 公 告

令和８年８月18日　東京都千代田区平河町二丁目16番９号

ＡＣＡ株式会社

代表取締役　飯塚　智啓

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	217,966	流動負債	162,497
固定資産	243,776	賞与引当金	11,235
		株主資本	296,311
		資本金	100,000
		資本剰余金	269,632
		資本準備金	179,816
		その他資本剰余金	89,816
		利益剰余金	△73,320
		その他利益剰余金	△73,320
		（うち当期純損失）	（487,699）
		評価・換算差額等	2,934
		その他有価証券評価差額金	2,934
資産合計	461,742	負債・純資産合計	461,742

第 66 期 決 算 公 告

令和８年８月18日　札幌市西区宮の沢２条２丁目11番36号

石屋製菓株式会社

代表取締役　石水　創

貸借対照表の要旨　（令和８年４月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	6,392,531	流動負債	4,350,699
固定資産	27,465,842	（賞与引当金）	（148,788）
		固定負債	5,732,558
		（退職給付引当金）	（266,286）
		株主資本	23,775,115
		資本金	30,000
		資本剰余金	22,000
		資本準備金	22,000
		利益剰余金	26,481,396
		利益準備金	7,750
		その他利益剰余金	26,473,646
		（うち当期純利益）	（1,125,382）
		自己株式	△2,758,280
資産合計	33,858,374	負債・純資産合計	33,858,374

第 10 期 決 算 公 告

令和８年８月18日

東京都品川区西五反田一丁目21番８号

ＤＯＲＩＲＵ株式会社

代表取締役　東　毅憲

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	408,093	流動負債	67,700
固定資産	84,343	賞与引当金	3,530
繰延資産	4,167	固定負債	39,738
		株主資本	389,166
		資本金	137,878
		資本剰余金	118,986
		資本準備金	118,986
		利益剰余金	234,328
		その他利益剰余金	234,328
		（うち当期純利益）	（46,008）
		自己株式	△102,026
資産合計	496,604	負債・純資産合計	496,604

第40期決算公告　令和８年８月18日
札幌市西区琴似一条二丁目19番地
琴似一番館ビル
株式会社鳥太郎
代表取締役　武田　雅弘
貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	141,227
	固定資産	78,098
	繰延資産	86
	合計	219,412
負純資産及び部	流動負債	47,575
	固定負債	130,856
	株主資本	40,980
	資本金	10,000
	利益剰余金	30,980
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	20,980
	合計	219,412

(注)　当期純利益　2,531千円

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲)　左記のとおりです。
(乙)　計算書類の公告義務はありません。
令和八年八月十八日
札幌市西区琴似一条二丁目一九番地琴似一番館ビル　(甲)　株式会社鳥太郎
代表取締役　武田　雅弘
札幌市手稲区前田四条十三丁目一二番二〇号　(乙)　有限会社たけ田
代表取締役　武田　理希

第３期決算公告
令和８年８月18日
東京都千代田区丸の内二丁目３番１号
Life Hub Network株式会社
代表取締役　田村　太郎
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	377,795,995
	固定資産	66,946,474
	資産合計	444,742,469
負純資産及び部	流動負債	19,748,280
	株主資本	424,994,189
	資本金	100,000,000
	資本剰余金	400,000,000
	資本準備金	400,000,000
	利益剰余金	△75,005,811
	その他利益剰余金	△75,005,811
	（うち当期純損失）	(37,005,904)
	負債・純資産合計	444,742,469

第８期決算公告　令和８年８月18日
千葉市中央区千葉寺町1228番地13
株式会社ＵＥＫＵＳＡ
代表取締役　植草　孝規
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	30,319
	固定資産	143,382
	資産合計	173,701
負純資産及び部	流動負債	58,570
	株主資本	115,131
	資本金	109,000
	資本剰余金	129,000
	資本準備金	99,000
	その他資本剰余金	30,000
	利益剰余金	△122,868
	その他利益剰余金	△122,868
	（うち当期純損失）	(3,870)
	負債・純資産合計	173,701

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を一千万円減少し九千九百万円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和八年八月十八日
千葉市中央区千葉寺町一二二八番地一三
株式会社ＵＥＫＵＳＡ
代表取締役　植草　孝規

第２期決算公告　令和８年５月28日
東京都渋谷区桜丘町１番地１号
Astemo Cypremos株式会社
代表取締役社長　兼　ＣＥＯ　上桶　亨
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	324,092
	固定資産	53,899
	資産合計	377,992
負純資産及び部	流動負債	659,585
	負債合計	659,585
	株主資本	△281,592
	資本金	70,000
	資本剰余金	30,000
	資本準備金	30,000
	利益剰余金	△381,592
	その他利益剰余金	△381,592
	（うち当期純損失）	(369,054)
	純資産合計	△281,592
	負債・純資産合計	377,992

決算公告　令和８年８月18日
東京都渋谷区宇田川町３番５号
ＳｐａｒｋＳＨＩＢＵＹＡ６階
株式会社ペンギントレード
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,552,308
	固定資産	425,144
	資産合計	1,977,452
負純資産及び部	流動負債	786,592
	賞与引当金	6,000
	固定負債	632,640
	株主資本	558,220
	資本金	100,000
	資本剰余金	201,600
	資本準備金	201,600
	利益剰余金	256,620
	その他利益剰余金	256,620
	（うち当期純利益）	(59,343)
	負債・純資産合計	1,977,452

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を二億五千三万七千四百円減少し一億円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和八年八月十八日
東京都渋谷区宇田川町三番五号ＳｐａｒｋＳＨＩＢＵＹＡ六階
株式会社ペンギントレード
代表取締役　佐藤　佑一

第11期決算公告　令和８年８月18日
東京都港区西新橋一丁目１番１号
ＷｅＷｏｒｋ日比谷ＦＯＲＴＴＯＷＥＲ
株式会社ＩＧＬＯＯＯ
代表取締役　小林　令
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	618,085
	固定資産	4,105
	資産合計	622,191
負純資産及び部	流動負債	489,991
	固定負債	44,579
	株主資本	87,621
	資本金	20,000
	資本剰余金	15,000
	利益剰余金	52,621
	その他利益剰余金	52,621
	（うち当期純利益）	(41,250)
	負債・純資産合計	622,191

第11期決算公告　令和８年８月18日
東京都港区浜松町二丁目２番15号
浜松町ダイヤビル２Ｆ
株式会社グロースベネフィット
代表取締役　徳田　幸修
貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	12,301
	固定資産	23,794
	繰延資産	83,616
	資産合計	119,712
負純資産及び部	流動負債	7,314
	固定負債	130,743
	株主資本	△18,345
	資本金	30
	利益剰余金	△18,375
	その他利益剰余金	△18,375
	（うち当期純損失）	(14,752)
	負債・純資産合計	119,712

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲)　左記のとおりです。
(乙)　計算書類の公告義務はありません。
令和八年八月十八日
東京都港区浜松町二丁目二番一五号浜松町ダイヤビル二Ｆ　(甲)　株式会社グロースベネフィット
代表取締役　徳田　幸修
福井市照手四丁目四番一七号　(乙)　有限会社ばるす創房
取締役　徳田　幸修

第７期決算公告　令和８年６月26日
東京都千代田区丸の内二丁目６番１号
スペア・テクノロジーソリューションズ株式会社
代表取締役社長兼ＣＥＯ　北野　勇磨
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	324,372
	固定資産	4,189
	繰延資産	115
	資産合計	328,676
負純資産及び部	流動負債	163,614
	賞与引当金	4,406
	その他	159,208
	株主資本	165,062
	資本金	100,000
	利益剰余金	65,062
	その他利益剰余金	65,062
	（うち当期純利益）	(42,117)
	負債・純資産合計	328,676

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を千九百九十六万六千四百八円、資本準備金の額を一億五百七十九万二千四百八円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年八月十八日

東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目一六番一号　株式会社オクタウェル

代表取締役　髙木　鈴子

第８期決算公告　令和８年８月18日

東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目16番11号

株式会社オクタウェル

代表取締役　髙木　鈴子

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	92,872
	固定資産	96,064
	資産合計	188,936
負純資産の債及び部	流動負債	73,571
	固定負債	69,682
	株主資本	45,683
	資本金	98,000
	資本剰余金	85,826
	資本準備金	85,826
	利益剰余金	△138,142
	その他利益剰余金	△138,142
	（うち当期純損失）	(29,270)
	負債・純資産合計	188,936

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千万円減少することにいたしました。

ただし、同時に株式の発行により増額いたしますので、効力発生日後の資本金の額は同日前を下回ることはありません。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年八月十八日

東京都港区芝二丁目二〇番八号　フジサービス株式会社

代表取締役　髙木　栄児

第66期決算公告

令和８年８月18日

東京都港区芝二丁目20番８号

フジサービス株式会社

代表取締役　髙木　栄児

貸借対照表の要旨

（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	34,593
	固定資産	3,861
	合計	38,454
負純資産の債及び部	流動負債	14,439
	固定負債	44,065
	株主資本	△20,049
	資本金	10,000
	利益剰余金	△30,049
	利益準備金	1,187
	その他利益剰余金	△31,237
	（うち当期純損失）	(37,295)
	合計	38,454

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億七千二百五十万五百円、資本準備金の額を二億八千二百五十万五百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年八月十八日

東京都中央区築地二丁目七番三号　株式会社クロスコンパス

代表取締役　鈴木　克信

第11期決算公告　令和８年８月18日

東京都中央区築地二丁目７番３号

株式会社クロスコンパス

代表取締役　鈴木　克信

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	291,388
	固定資産	22,925
	資産合計	314,313
負純資産の債及び部	流動負債	101,359
	固定負債	7,292
	株主資本	205,661
	資本金	282,500
	資本剰余金	547,047
	資本準備金	282,500
	その他資本剰余金	264,546
	利益剰余金	△623,886
	その他利益剰余金	△623,886
	（うち当期純損失）	(355,591)
	負債・純資産合計	314,313

第３期決算公告　令和８年５月29日

東京都千代田区神田神保町１丁目５番１号

LIVIA Holdings株式会社

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	89,072
	固定資産	8,521,428
	資産合計	8,610,500
負純資産の債及び部	流動負債	938,793
	賞与引当金	5,926
	固定負債	4,624,000
	株主資本	3,040,888
	資本金	50,000
	資本剰余金	3,265,561
	その他資本剰余金	3,265,561
	利益剰余金	△274,673
	その他利益剰余金	△274,673
	（うち当期純損失）	(24,419)
	新株予約権	6,819
	負債・純資産合計	8,610,500

第８期決算公告　令和８年５月29日

東京都千代田区神田神保町１丁目５番地

株式会社THREE

代表取締役　今野　裕行

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	79,996
	固定資産	95
	資産合計	80,091
負純資産の債及び部	流動負債	45,890
	株主資本	34,202
	資本金	3,000
	利益剰余金	40,113
	利益準備金	750
	その他利益剰余金	39,363
	（うち当期純損失）	(850)
	自己株式	△8,912
	負債・純資産合計	80,091

第70期決算公告

令和８年８月18日

東京都大田区東蒲田一丁目２番２号

髙津伝動精機株式会社

代表取締役社長　大木眞紀夫

貸借対照表の要旨（令和８年３月20日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	7,933
	固定資産	5,144
	合計	13,077
負純資産の債及び部	流動負債	8,028
	固定負債	2,955
	株主資本	2,094
	資本金	450
	利益剰余金	1,648
	（利益準備金）	(112)
	（その他利益剰余金）	(1,536)
	自己株式	△4
	合計	13,077

㈱　当期純損失　65百万円

第41期決算公告

令和８年８月18日

東京都大田区東蒲田一丁目２番２号

ＳＫＳ株式会社

代表取締役　髙津　正

貸借対照表の要旨（令和８年３月20日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	188,813
	固定資産	203,786
	合計	392,599
負純資産の債及び部	流動負債	216,615
	固定負債	531,900
	株主資本	△355,916
	資本金	20,000
	利益剰余金	△375,916
	（利益準備金）	(5,000)
	（その他利益剰余金）	(△380,916)
	合計	392,599

㈱　当期純損失　36,645千円

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）左記のとおりです。

令和八年八月十八日

神奈川県藤沢市辻堂神台二丁目二―一　アイクロス湘南八階Ｃ

（甲）株式会社VenusStyle Holdings　代表取締役　芳川　恵子

神奈川県藤沢市鵠沼松が岡三丁目一九番七号　（乙）株式会社Venus Style　代表取締役　芳川　恵子

第19期決算公告　令和８年８月18日

神奈川県藤沢市鵠沼松が岡三丁目19番７号

株式会社Venus Style

代表取締役　芳川　恵子

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	258,755
	固定資産	445,743
	繰延資産	296
	合計	704,795
負純資産の債及び部	流動負債	82,499
	固定負債	394,110
	株主資本	228,185
	資本金	10,000
	資本剰余金	44
	その他資本剰余金	44
	利益剰余金	218,141
	その他利益剰余金	218,141
	（うち当期純利益）	(46,670)
	合計	704,795

第50期決算公告

令和８年８月18日

愛知県豊橋市萱町20番地２

三共食品株式会社

代表取締役　中村　俊之

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(万円)
資の産部	流動資産	369,089
	固定資産	146,667
	繰延資産	166
	合計	515,924
負純資産債及のび部	流動負債	197,719
	固定負債	76,983
	株主資本	241,220
	資本金	4,400
	利益剰余金	236,820
	利益準備金	1,100
	その他利益剰余金	235,720
	（うち当期純利益）	(419)
	合計	515,924

吸収分割公告

当社は吸収分割して甲は乙の外食事業に関する左記会社分割にいたしました。乙はそれを承継し、この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和８年８月十八日

愛知県豊橋市萱町二〇番地二

（甲）ＳＡＮＫＹＯ　ＦＯＯＤＳ株式会社

代表取締役　中村　俊之

愛知県豊橋市萱町二〇番地二

（乙）三共食品株式会社

代表取締役　中村　俊之

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）左記のとおりです。

第46期決算公告

令和８年８月18日

東京都千代田区有楽町一丁目１番２号

旭化成エレクトロニクス製造株式会社

代表取締役社長　今井　啓二

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	986
	固定資産	210
	合計	1,195
負純資産債及のび部	流動負債	755
	固定負債	271
	株主資本	169
	資本金	50
	利益剰余金	119
	利益準備金	13
	その他利益剰余金	107
	（うち当期純利益）	(100)
	合計	1,195

第64期決算公告

令和８年８月18日

東京都千代田区霞が関三丁目８番１号

商船三井クルーズ株式会社

代表取締役社長執行役員　向井　恒道

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	16,177	流動負債	3,190
固定資産	1,904	賞与引当金	395
		固定負債	24
		負債合計	3,215
		株主資本	14,866
		資本金	13,440
		資本剰余金	13,340
		資本準備金	13,340
		利益剰余金	△11,913
		その他利益剰余金	△11,913
		純資産合計	14,866
資産合計	18,081	負債・純資産合計	18,081

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	15,185
売上原価	20,807
売上総損失	5,622
販売費及び一般管理費	4,375
営業損失	9,998
営業外収益	101
営業外費用	134
経常損失	10,031
特別利益	—
特別損失	70
税引前当期純損失	10,101
法人税、住民税及び事業税	4
法人税等調整額	171
当期純損失	10,277

第41期決算公告

令和８年８月18日

東京都中央区八重洲１丁目４番22号

株式会社エムビーアール

代表取締役　渡部　勝浩

貸借対照表の要旨（令和８年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,720,628
	固定資産	425,846
	合計	2,146,475
負純資産債及のび部	流動負債	111,183
	固定負債	105,969
	株主資本	1,680,423
	資本金	20,000
	利益剰余金	1,660,423
	その他利益剰余金	1,660,423
	（うち当期純利益）	(74,636)
	評価・換算差額等	248,898
	その他有価証券評価差額金	248,898
	合計	2,146,475

第９期決算公告

令和８年６月30日

東京都千代田区大手町一丁目４番２号

海洋事業投資株式会社

代表取締役　髙橋　哲也

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,901,865	流動負債	65,837
固定資産	27,053,055	固定負債	30,202,788
		株主資本	1,870,792
		資本金	46,565
		資本剰余金	46,565
		資本準備金	46,565
		利益剰余金	1,777,662
		その他利益剰余金	1,777,662
		評価・換算差額等	△3,184,496
		その他有価証券評価差額金	197,070
		繰延ヘッジ損益	△3,381,566
資産合計	28,954,921	負債・純資産合計	28,954,921

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）

（単位：千円）

科目	金額
営業収益	2,305,269
販売費及び一般管理費	16,085
営業利益	2,289,183
営業外収益	2,409
営業外費用	1,529,031
経常利益	762,560
税引前当期純利益	762,560
法人税、住民税及び事業税	△197,959
法人税等調整額	△11,356
当期純利益	971,877

第50期決算公告

令和８年８月18日

東京都足立区綾瀬二丁目11番14号

鳥塚商事株式会社

代表取締役　鳥塚　玲子

貸借対照表の要旨

（令和８年５月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	963,464
	固定資産	19,559,000
	資産合計	20,522,464
負純資産債及のび部	流動負債	28,026,132
	株主資本	△7,503,668
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	△17,503,668
	利益準備金	1,300,000
	その他利益剰余金	△18,803,668
	（うち当期純損失）	(2,580,702)
	負債・純資産合計	20,522,464

第30期決算公告

令和８年８月18日

東京都千代田区有楽町一丁目１番２号

旭化成エレクトロニクス株式会社

代表取締役社長　栗田　直幸

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	44,896	流動負債	9,700
固定資産	18,640	固定負債	7,721
有形固定資産	6,614	株主資本	46,114
無形固定資産	2,273	資本金	3,171
投資その他の資産	9,753	資本剰余金	12,427
		資本準備金	12,427
		利益剰余金	30,517
		その他利益剰余金	30,517
資産合計	63,536	負債・純資産合計	63,536

損益計算書の要旨

（令和７年４月１日から令和８年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	70,039
売上原価	39,699
売上総利益	30,340
販売費及び一般管理費	21,326
営業利益	9,014
営業外収益	562
営業外費用	82
経常利益	9,494
特別利益	1,578
特別損失	4,214
税引前当期純利益	6,858
法人税、住民税及び事業税	△519
法人税等調整額	1,970
当期純利益	5,408

第４期決算公告

令和８年６月30日

東京都千代田区大手町一丁目４番２号

ＭＫホールディングス株式会社

代表取締役　保田　俊祐

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	35
	固定資産	3,386
	合計	3,421
負純資産債及のび部	流動負債	1
	株主資本	3,420
	資本金	0
	資本剰余金	3,382
	資本準備金	3,382
	利益剰余金	38
	その他利益剰余金	38
	（うち当期純利益）	(53)
	合計	3,421

第６期決算公告

令和８年８月18日
神奈川県相模原市南区北里一丁目15番１号
フィジオロガス・テクノロジーズ株式会社
代表取締役　宮脇　一嘉

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	258,005,462
	固定資産	6,545,910
	合計	264,551,372
負純資債及産のび部	流動負債	15,222,422
	株主資本	249,328,950
	資本金	307,145,325
	資本剰余金	717,645,325
	資本準備金	717,645,325
	利益剰余金	△775,461,700
	その他利益剰余金	△775,461,700
	(うち当期純損失)	(121,596,124)
	合計	264,551,372

第２期決算公告

令和８年８月18日
東京都千代田区霞が関三丁目２番５号
ＷＬＪＭＦ３特定目的会社
取締役　**鄭**　武壽

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	23,707,494	流動負債	150,671
固定資産	23,707,494	固定負債	17,000,000
その他の資産	651,359	負債合計	17,150,671
流動資産	459,987	社員資本	7,208,182
固定資産	168,090	特定資本金	100
投資その他の資産	168,090	優先資本金	7,548,725
繰延資産	23,282	剰余金	△340,643
		当期未処理損失	340,643
		純資産合計	7,208,182
資産合計	24,358,853	負債・純資産合計	24,358,853

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	89,980
営業費用	430,203
営業損失	340,223
営業外収益	858
経常損失	339,365
税引前当期純損失	339,365
法人税、住民税及び事業税	1,210
当期純損失	340,575
前期繰越損失	68
当期未処理損失	340,643

第４期決算公告

令和８年８月18日
横浜市中区山下町71番地２
タナベコーポレーション株式会社
代表取締役　田辺　哲郎

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,674
	固定資産	1,500,002
	繰延資産	339
	合計	1,502,016
負純資債及産のび部	流動負債	307
	固定負債	1,535,000
	株主資本	△33,290
	資本金	2,000
	利益剰余金	△35,290
	その他利益剰余金	△35,290
	(うち当期純損失)	(13,403)
	合計	1,502,016

第９期決算公告

令和８年８月18日
東京都港区赤坂二丁目10番５号
デロイトトーマツ赤坂インターナショナル株式会社内
ＥＳＲ幸浦２特定目的会社
取締役　滝澤　弘子

貸借対照表の要旨（令和８年４月30日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
その他の資産の部	55,136	流動負債	3,022
流動資産	55,136	負債合計	3,022
		社員資本	52,114
		特定資本金	5
		優先資本金	43,330
		剰余金	8,780
		当期未処分利益	8,780
		純資産合計	52,114
資産合計	55,136	負債・純資産合計	55,136

損益計算書の要旨
（自　令和８年１月１日　至　令和８年４月30日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	52,754
営業費用	37,821
営業利益	14,932
営業外収益	2
営業外費用	—
経常利益	14,935
税引前当期純利益	14,935
法人税、住民税及び事業税	15
当期純利益	14,920
前期繰越損失	6,140
当期未処分利益	8,780

第79期決算公告

令和８年８月18日
岐阜県関市栄町二丁目41番地
株式会社山田ホールディングス
代表取締役　山田　義久

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	19,985
	固定資産	408,647
	合計	428,632
負純資債及産のび部	流動負債	178
	固定負債	350,000
	株主資本	78,454
	資本金	9,600
	資本剰余金	118
	資本準備金	118
	利益剰余金	68,736
	利益準備金	192
	その他利益剰余金	68,544
	(うち当期純損失)	(432)
	合計	428,632

第14期決算公告

令和８年８月18日
東京都千代田区丸の内一丁目９番２号
グラントウキョウサウスタワー
ギリアド・サイエンシズ株式会社
代表取締役　ヨーク・ジュリアン・シュテュッカー

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	149,382	流動負債	97,672
固定資産	5,304	賞与引当金	1,327
		固定負債	9,115
		退職給付引当金	1,494
		株主資本	47,900
		資本金	110
		資本剰余金	99
		資本準備金	99
		利益剰余金	47,690
		その他利益剰余金	47,690
資産合計	154,687	負債・純資産合計	154,687

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	129,909
売上原価	98,438
売上総利益	31,471
販売費及び一般管理費	23,987
営業利益	7,484
営業外収益	27
営業外費用	18
経常利益	7,493
特別損失	774
税引前当期純利益	6,718
法人税、住民税及び事業税	1,798
法人税等調整額	267
当期純利益	4,652

第15期決算公告

令和８年８月18日
大阪市中央区谷町２－４－３
アイエスビル９Ｆ
株式会社シンエイ
代表取締役　木原　朗広

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	430,348
	固定資産	57,328
	資産合計	487,677
負純資債及産のび部	流動負債	93,702
	固定負債	108,844
	株主資本	285,130
	資本金	100,000
	利益剰余金	185,130
	利益準備金	880
	その他利益剰余金	184,250
	(うち当期純損失)	(55,445)
	負債・純資産合計	487,677

第58期決算公告

令和８年８月18日
北海道足寄郡足寄町南一条四丁目６番地２
株式会社森下組
代表取締役　森下　郁男

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	291,725
	固定資産	28,134
	合計	319,859
負純資債及産のび部	流動負債	21,008
	株主資本	298,851
	資本金	22,000
	利益剰余金	276,851
	利益準備金	1,655
	その他利益剰余金	275,196
	(うち当期純利益)	(33,965)
	合計	319,859

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）北海道足寄郡足寄町南一条四丁目六番地二　株式会社森下組
（乙）北海道足寄郡足寄町南一条四丁目六番地二　株式会社森下組
代表取締役　森下　郁男
令和八年八月十八日
（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）左記のとおりです。

代表取締役　平木　隆司　合併準備会社

第55期決算公告　令和８年８月18日
東京都中央区築地五丁目３番３号
株式会社アドレイ
代表取締役　加藤　正臣
貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	267,560
	固定資産	216,155
	合計	483,715
負債及び純資産の部	流動負債	33,144
	固定負債	64,852
	株主資本	385,718
	資本金	30,037
	利益剰余金	420,046
	利益準備金	2,000
	その他利益剰余金	418,046
	（うち当期純損失）	(79,884)
	自己株式	△64,365
	合計	483,715

新設分割公告
当社は、新設分割により新設する株式会社アドレイ（東京都中央区築地五丁目三番三号）に対して、当社の広告事業及びＩＴコンサルティング事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。
これらの会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和八年八月十八日
東京都中央区築地五丁目三番三号
株式会社アドレイ
代表取締役　加藤　正臣

第91期決算公告　令和８年８月18日
大阪市中央区北浜東６番14号
福原産業貿易株式会社
代表取締役　福原　正則
貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	16,113,535
	固定資産	3,749,563
	合計	19,863,098
負債及び純資産の部	流動負債	1,842,545
	固定負債	202,518
	株主資本	17,818,033
	資本金	72,576
	資本剰余金	15,272
	その他資本剰余金	15,272
	利益剰余金	17,730,185
	利益準備金	30,000
	その他利益剰余金	17,700,185
	（うち当期純利益）	(533,280)
	合計	19,863,098

決　算　公　告　令和８年８月18日
東京都千代田区紀尾井町４番１号
ニューオータニガーデンコート12階
ヤマワケレンディング株式会社
代表取締役　秋田　雅弘
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	721,382
	固定資産	359,647
	合計	1,081,030
負債及び純資産の部	流動負債	996,759
	株主資本	84,271
	資本金	85,000
	資本剰余金	35,000
	資本準備金	35,000
	利益剰余金	△35,728
	その他利益剰余金	△35,728
	（うち当期純損失）	(31,891)
	合計	1,081,030

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を七千五百万円減少し九千万円とし、七千五百万円を資本準備金に計上することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和八年八月十八日
東京都千代田区紀尾井町四番一号
ニューオータニガーデンコート十二階
ヤマワケレンディング株式会社
代表取締役　秋田　雅弘

第35期決算公告
令和８年８月18日
大阪府大阪市中央区南船場３丁目11番20号
株式会社ソーイング兵庫
代表取締役　河村　和幸
貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	48,141
	固定資産	12,640
	合計	60,782
負債及び純資産の部	流動負債	6,626
	固定負債	—
	株主資本	54,155
	資本金	10,000
	利益剰余金	44,155
	利益準備金	800
	その他利益剰余金	43,355
	（うち当期純損失）	(10,074)
	合計	60,782

第19期決算公告　令和８年８月18日
愛知県みよし市打越町三本松30番地５
株式会社江東彫刻名古屋
代表取締役　酒寄　勇
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	146,416
	固定資産	38,205
	合計	184,622
負債及び純資産の部	流動負債	59,162
	固定負債	83,460
	株主資本	41,999
	資本金	30,000
	資本剰余金	372
	資本準備金	372
	利益剰余金	11,627
	その他利益剰余金	11,627
	（うち当期純利益）	(10,061)
	合計	184,622

資本金及び準備金の額の減少公告
当社は、資本金の額を二千二百五十万円、資本準備金の額を二千二百八十七万二千百二円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和八年八月十八日
愛知県みよし市打越町三本松三〇番地五
株式会社江東彫刻名古屋
代表取締役　酒寄　勇

第38期決算公告　令和８年８月18日
大阪市東成区深江北一丁目15番６号
株式会社エポック大阪
代表取締役　弓岡　勇一
貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	373,126
	固定資産	3,720,612
	合計	4,093,739
負債及び純資産の部	流動負債	501,080
	固定負債	3,445,312
	株主資本	147,345
	資本金	10,000
	資本剰余金	146,373
	その他資本剰余金	146,373
	利益剰余金	△9,027
	利益準備金	20
	その他利益剰余金	△9,047
	（うち当期純利益）	(6,169)
	合計	4,093,739

「官報の発行に関する法律」の施行により
令和７年４月１日から
「官　報」は電子化されました。
内閣府

第８期決算公告
令和８年８月18日
東京都千代田区丸の内三丁目２番２号
ＩＭＰＵＴＥ株式会社
代表取締役　シング・マヤンク・クマール
貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,108	流動負債	5,420
固定資産	35,540	固定負債	16,010
繰延資産	110	株主資本	13,328
		資本金	129,339
		資本剰余金	81,039
		資本準備金	81,039
		利益剰余金	△197,050
		その他利益剰余金	△197,050
		（うち当期純損失）	(2,015)
		新株予約権	2,000
資産合計	36,759	負債・純資産合計	36,759

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を三千三百三十三万九千八百六十四円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和八年八月十八日
東京都千代田区丸の内三丁目二番二号
ＩＭＰＵＴＥ株式会社
代表取締役　シング・マヤンク・クマール

準備金の額の減少公告

当社は、令和八年九月二十六日を効力発生日とする株式会社弘益との株式交換によって増加した資本準備金の額の全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年八月十八日

名古屋市北区成願寺一丁目六番Ａ―二七〇四号

株式会社ブルーベル

代表取締役　武藤　茂樹

第９期決算公告

令和８年８月18日

名古屋市北区成願寺一丁目６番Ａ―2704号

株式会社ブルーベル

（旧商号：合同会社ブルーベル）

代表取締役　武藤　茂樹

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	26,427
	固定資産	1,234,254
	合計	1,260,681
負債及び純資産の部	流動負債	16,907
	固定負債	867,068
	株主資本	376,706
	資本金	1,000
	利益剰余金	375,706
	その他利益剰余金	375,706
	（うち当期純利益）	(55,429)
	合計	1,260,681

第70期決算公告　令和８年８月18日

神戸市西区井吹台東町七丁目三番五号

株式会社福原精機製作所

代表取締役社長　山田　剛

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	3,180,326
	固定資産	2,931,710
	合計	6,112,036
負債及び純資産の部	流動負債	1,953,380
	固定負債	2,996,889
	株主資本	1,161,767
	資本金	96,000
	利益剰余金	1,065,767
	利益準備金	32,000
	その他利益剰余金	1,033,767
	（うち当期純利益）	(149,764)
	合計	6,112,036

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年八月十八日

東京都台東区東上野一丁目一四番五号

ユーエムビル七Ｆ

（甲）株式会社愛粧堂

代表取締役　ヒムウッディン

東京都台東区東上野一丁目一四番五号

ユーエムビル七Ｆ

（乙）株式会社リョウインターナショナル

代表取締役　ヒムウッディン

第16期決算公告

令和８年８月18日

東京都台東区東上野一丁目14番５号

ユーエムビル７Ｆ

株式会社愛粧堂

代表取締役　ヒムウッディン

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	351,105
	固定資産	301,182
	合計	652,288
負債及び純資産の部	流動負債	214,155
	固定負債	154,481
	株主資本	283,651
	資本金	95,000
	利益剰余金	188,651
	その他利益剰余金	188,651
	（うち当期純利益）	(129)
	合計	652,288

第28期決算公告

令和８年８月18日

東京都台東区東上野一丁目14番５号

ユーエムビル７Ｆ

株式会社リョウインターナショナル

代表取締役　ヒムウッディン

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	326,376
	固定資産	166,773
	合計	493,150
負債及び純資産の部	流動負債	315,200
	株主資本	177,950
	資本金	30,000
	利益剰余金	147,950
	その他利益剰余金	147,950
	（うち当期純損失）	(2,968)
	合計	493,150

吸収分割公告

左記会社は、令和八年十月一日を効力発生日として、吸収分割により乙は甲のパチンコ事業に関する権利義務を承継し甲はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年八月十八日

滋賀県守山市勝部五丁目二番二九号

（甲）株式会社エステートプラン

代表取締役　福田　賢一

京都市南区東九条南石田町三番地の二

（乙）大和観光開発株式会社

代表取締役　福田　高士

第38期決算公告

令和８年８月18日

滋賀県守山市勝部五丁目２番29号

株式会社エステートプラン

代表取締役　福田　賢一

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	2,951
	固定資産	28,260
	合計	31,211
負債及び純資産の部	流動負債	1,005
	固定負債	7,353
	株主資本	22,853
	資本金	10
	資本剰余金	20,738
	利益剰余金	2,105
	利益準備金	1
	その他利益剰余金	2,104
	（うち当期純利益）	(1,809)
	合計	31,211

第41期決算公告

令和８年８月18日

京都市南区東九条南石田町３番地の２

大和観光開発株式会社

代表取締役　福田　高士

貸借対照表の要旨

（令和７年９月30日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,395
	固定資産	11,383
	合計	13,778
負債及び純資産の部	流動負債	104
	固定負債	1,016
	株主資本	12,658
	資本金	10
	利益剰余金	12,648
	利益準備金	38
	その他利益剰余金	12,610
	（うち当期純損失）	(6,909)
	合計	13,778

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年八月十八日

大阪府大阪市阿倍野区帝塚山一丁目一〇番三二―五〇六号

（甲）株式会社アームズコンサルティング

代表取締役　康本　和正

千葉県柏市西原四丁目一二番二三号

（乙）株式会社アームズ・ソリューション

代表取締役　康本　周作

第12期決算公告

令和８年８月18日

大阪府大阪市阿倍野区帝塚山一丁目10番32―506号

株式会社アームズコンサルティング

代表取締役　康本　和正

貸借対照表の要旨

（令和８年２月28日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	4,639,131
	合計	4,639,131
負債及び純資産の部	流動負債	111,429
	株主資本	4,527,702
	資本金	1,000,000
	利益剰余金	3,527,702
	その他利益剰余金	3,527,702
	（うち当期純損失）	(8,840,997)
	合計	4,639,131

第20期決算公告

令和８年８月18日

千葉県柏市西原四丁目12番23号

株式会社アームズ・ソリューション

代表取締役　康本　周作

貸借対照表の要旨

（令和８年５月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	9,563,570
	固定資産	2,706,838
	合計	12,270,408
負債及び純資産の部	流動負債	4,695,494
	株主資本	7,574,914
	資本金	1,000,000
	利益剰余金	6,574,914
	その他利益剰余金	6,574,914
	（うち当期純損失）	(18,350,841)
	合計	12,270,408

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部（甲株式九千三百株を含む）を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年八月十八日

香川県高松市北浜町一番一号

（甲）宇高国道フエリー株式会社

代表取締役　加藤　琢二

香川県高松市国分寺町新名五〇番地二

（乙）高松エクスプレス株式会社

代表取締役　松本　五郎

第65期決算公告

令和８年８月18日

香川県高松市北浜町１番１号

宇高国道フエリー株式会社

代表取締役　加藤　琢二

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,304,655
	固定資産	8,206,017
	合計	11,510,672
負純資産債及びの部	流動負債	335,419
	固定負債	3,893,389
	株主資本	7,281,864
	資本金	100,000
	利益剰余金	7,181,864
	利益準備金	25,000
	別途積立金	7,200,000
	その他利益剰余金	△43,136
	（うち当期純利益）	(230,167)
	合計	11,510,672

第26期決算公告

令和８年８月18日

香川県高松市国分寺町新名50番地２

高松エクスプレス株式会社

代表取締役　松本　五郎

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	364,826
	固定資産	892,554
	合計	1,257,380
負純資産債及びの部	流動負債	628,853
	固定負債	356,320
	株主資本	272,207
	資本金	96,000
	資本剰余金	24,000
	資本準備金	24,000
	利益剰余金	152,207
	その他利益剰余金	152,207
	（うち当期純利益）	(48,561)
	合計	1,257,380

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年九月二十六日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年八月三十日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年八月十八日

愛媛県新居浜市久保田町三丁目二番一号

（甲）朝日ガス株式会社

代表取締役　渡邉　繁

愛媛県新居浜市東雲町二丁目六番一一号

（乙）朝日石油株式会社

代表取締役　渡邉　貴之

第８期決算公告

令和８年８月18日

愛媛県新居浜市久保田町三丁目２番１号

朝日ガス株式会社

代表取締役　渡邉　繁

貸借対照表の要旨

（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	240,859
	固定資産	81,577
	合計	322,437
負純資産債及びの部	流動負債	62,360
	固定負債	74,625
	株主資本	185,451
	資本金	10,000
	利益剰余金	175,451
	その他利益剰余金	175,451
	（うち当期純利益）	(64,567)
	合計	322,437

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年九月二十六日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年八月三十日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年八月十八日

愛媛県新居浜市久保田町三丁目二番一号

（甲）朝日ガス株式会社

代表取締役　渡邉　貴之

愛媛県新居浜市東雲町二丁目六番一一号

（乙）朝日石油株式会社

代表取締役　渡邉　貴之

第11期決算公告

令和８年８月18日

愛媛県新居浜市東雲町二丁目６番11号

朝日石油株式会社

代表取締役　渡邉　貴之

貸借対照表の要旨

（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	39,122
	固定資産	42,964
	合計	82,086
負純資産債及びの部	流動負債	10,894
	固定負債	43,338
	株主資本	27,853
	資本金	10,000
	利益剰余金	17,853
	その他利益剰余金	17,853
	（うち当期純利益）	(3,291)
	合計	82,086

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年九月二十六日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年八月三十日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年八月十八日

愛媛県新居浜市久保田町三丁目二番一号

（甲）朝日ガス株式会社

代表取締役　渡邉　繁

愛媛県新居浜市東雲町二丁目六番一一号

（乙）朝日石油株式会社

代表取締役　渡邉　貴之

第10期決算公告

令和８年８月18日

北海道伊達市山下町361番地

駅前再開発ビルＡ号室

株式会社道南スコーレ

代表取締役　廣野　勝利

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	11,952
	固定資産	32,682
	合計	44,634
負純資産債及びの部	流動負債	6,467
	固定負債	7,842
	株主資本	30,325
	資本金	10,000
	利益剰余金	20,325
	その他利益剰余金	20,325
	（うち当期純利益）	(714)
	合計	44,634

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和八年九月二十六日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年八月三十日に終了しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年八月十八日

北海道伊達市山下町三六一番地駅前再開発ビルＡ号室

（甲）株式会社道南スコーレ

代表取締役　廣野　勝利

北海道千歳市柏台南一丁目三番地の一

千歳アルカディア・プラザ

（乙）株式会社道央スコーレ

代表取締役　廣野　勝利

第16期決算公告

令和８年８月18日

北海道千歳市柏台南一丁目３番地の１

千歳アルカディア・プラザ

株式会社道央スコーレ

代表取締役　廣野　勝利

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	646
	固定資産	350
	合計	997
負純資産債及びの部	流動負債	27,848
	株主資本	△26,851
	資本金	10,000
	利益剰余金	△36,851
	その他利益剰余金	△36,851
	（うち当期純損失）	(1,466)
	合計	997

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和八年九月二十六日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年八月三十日に終了しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年八月十八日

北海道伊達市山下町三六一番地駅前再開発ビルＡ号室

（甲）株式会社道南スコーレ

代表取締役　廣野　勝利

北海道千歳市柏台南一丁目三番地の一

千歳アルカディア・プラザ

（乙）株式会社道央スコーレ

代表取締役　廣野　勝利

第37期決算公告

令和８年８月18日

埼玉県さいたま市岩槻区本町四丁目７番25―103号

株式会社ヤン

代表取締役　近藤　純一

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	14,976,994
	固定資産	66,305,964
	資産合計	81,282,958
負純資産債及びの部	流動負債	6,212,206
	固定負債	81,194,817
	株主資本	△6,124,065
	資本金	3,000,000
	利益剰余金	△9,124,065
	その他利益剰余金	△9,124,065
	（うち当期純利益）	(4,574,427)
	負債・純資産合計	81,282,958

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和八年十月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年七月十九日に終了しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年八月十八日

埼玉県さいたま市岩槻区本町四丁目七番二五―一〇三号

（甲）株式会社ヤン

代表取締役　近藤　純一

埼玉県さいたま市岩槻区本町三丁目九番一号二階

（乙）株式会社ＧＡＩ

代表取締役　近藤　純一

第15期決算公告

令和８年８月18日

埼玉県さいたま市岩槻区本町三丁目９番１号２階

株式会社ＧＡＩ

代表取締役　近藤　純一

貸借対照表の要旨（令和８年４月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	4,802,540
	固定資産	1,932,424
	資産合計	6,734,964
負純資産債及びの部	流動負債	12,070,506
	固定負債	50,193,000
	株主資本	△55,528,542
	資本金	1,000,000
	利益剰余金	△56,528,542
	その他利益剰余金	△56,528,542
	（うち当期純損失）	(9,728,998)
	負債・純資産合計	6,734,964

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年八月十八日

東京都港区芝浦四丁目二一番一―二六〇七号

（甲）株式会社ＭＹホールディングス

東京都千代田区神田須田町一丁目七番八号ＶＯＲＴ秋葉原Ⅳ二階

代表取締役　山崎　良太

（乙）株式会社Ｌｅａｒｎ　ｃｏｎｎｅｃｔｅｄ

代表取締役　山崎　智惠

第４期決算公告

令和８年８月18日

東京都港区芝浦四丁目21番１―2607号

株式会社ＭＹホールディングス

代表取締役　山崎　良太

貸借対照表の要旨

（令和８年１月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	49,327
	固定資産	91,034
	合計	140,362
負債及び純資産の部	流動負債	58,255
	固定負債	46,594
	株主資本	35,512
	資本金	1,000
	利益剰余金	34,512
	その他利益剰余金	34,512
	（うち当期純損失）	(2,713)
	合計	140,362

第４期決算公告

令和８年８月18日

東京都千代田区神田須田町一丁目７番８号ＶＯＲＴ秋葉原Ⅳ２階

株式会社Learn connected

代表取締役　山崎　智惠

貸借対照表の要旨

（令和８年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	15,233
	固定資産	5,822
	合計	21,056
負債及び純資産の部	流動負債	1,474
	株主資本	19,582
	資本金	5,000
	利益剰余金	14,582
	その他利益剰余金	14,582
	（うち当期純損失）	(1,350)
	合計	21,056

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年八月十八日

大阪市浪速区塩草三丁目８番二八号

（甲）株式会社明成

代表取締役　山口　由希

大阪市浪速区塩草三丁目８番二八号

（乙）株式会社ＭＡＮ　ＴＲＡＤＩＮＧ

代表取締役　山口　重治

第13期決算公告　令和８年８月18日

大阪市浪速区塩草三丁目８番28号

株式会社明成

代表取締役　山口　由希

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	204,953,871
	固定資産	150,017,184
	資産合計	354,971,055
負債及び純資産の部	流動負債	175,350,320
	固定負債	181,397,000
	負債合計	356,747,320
	株主資本	△1,776,265
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	△11,776,265
	その他利益剰余金	△11,776,265
	（うち当期純利益）	(122,039)
	純資産合計	△1,776,265
	負債・純資産合計	354,971,055

第15期決算公告　令和８年８月18日

大阪市浪速区塩草三丁目８番28号

株式会社ＭＡＮ　ＴＲＡＤＩＮＧ

代表取締役　山口　重治

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	9,339,285
	固定資産	22,834,763
	資産合計	32,174,048
負債及び純資産の部	流動負債	129,626,658
	固定負債	40,408,600
	負債合計	170,035,258
	株主資本	△137,861,210
	資本金	8,000,000
	利益剰余金	△145,861,210
	その他利益剰余金	△145,861,210
	（うち当期純利益）	(215,687)
	純資産合計	△137,861,210
	負債・純資産合計	32,174,048

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年八月十八日

東京都豊島区池袋二丁目六八番一〇―六〇八号池袋ダイカンプラザ

（甲）株式会社シグマ企画

代表取締役　餅　達也

東京都豊島区池袋二丁目六八番一〇―六〇八号池袋ダイカンプラザ

（乙）株式会社シグマサービス

代表取締役　餅　達也

第37期決算公告

令和８年８月18日

東京都豊島区池袋二丁目68番10―608号

池袋ダイカンプラザ

株式会社シグマ企画

代表取締役　餅　達也

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	191,682,550
	固定資産	18,643,517
	資産合計	210,326,067
負債及び純資産の部	流動負債	51,857,505
	固定負債	206,989,000
	株主資本	△48,520,438
	資本金	20,000,000
	利益剰余金	△68,520,438
	その他利益剰余金	△68,520,438
	（うち当期純損失）	(41,134,670)
	負債・純資産合計	210,326,067

第61期決算公告

令和８年８月18日

東京都池袋二丁目68番10―608号

池袋ダイカンプラザ

株式会社シグマサービス

代表取締役　餅　達也

貸借対照表の要旨

（令和７年７月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,225,195
	固定資産	145,866
	資産合計	1,371,061
負債及び純資産の部	流動負債	85,701,507
	株主資本	△84,330,446
	資本金	5,000,000
	利益剰余金	△89,330,446
	その他利益剰余金	△89,330,446
	（うち当期純損失）	(2,477,543)
	負債・純資産合計	1,371,061

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年八月十八日

福岡県大牟田市大字歴木一八〇七番地一三二四

（甲）株式会社ケイライズライン

代表取締役　城戸　忠光

福岡県大牟田市大字歴木一八〇七番地一三二四

（乙）トランシア株式会社

代表取締役　城戸　忠光

第４期決算公告

令和８年８月18日

福岡県大牟田市大字歴木1807番地1324

株式会社ケイライズライン

代表取締役　城戸　忠光

貸借対照表の要旨

（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	121,291
	固定資産	96,320
	合計	217,612
負債及び純資産の部	流動負債	167,708
	固定負債	26,551
	株主資本	23,352
	資本金	5,000
	利益剰余金	18,352
	その他利益剰余金	18,352
	（うち当期純利益）	(1,667)
	合計	217,612

第６期決算公告

令和８年８月18日

福岡県大牟田市大字歴木1807番地1324

トランシア株式会社

代表取締役　城戸　忠光

貸借対照表の要旨

（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	110,205
	固定資産	46,396
	合計	156,601
負債及び純資産の部	流動負債	78,964
	固定負債	50,480
	株主資本	27,157
	資本金	5,000
	利益剰余金	22,157
	その他利益剰余金	22,157
	（うち当期純利益）	(5,641)
	合計	156,601

第 54 期決算公告

令和８年８月18日
大阪市福島区野田一丁目１番86号
株式会社フルーツキング
代表取締役　水野　善文

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	902,731,093
	固定資産	63,719,206
	繰延資産	932,792
	資産合計	967,383,091
負純資産の及び部	流動負債	316,928,513
	固定負債	466,770,472
	株主資本	183,684,106
	資本金	40,000,000
	利益剰余金	143,684,106
	利益準備金	10,000,000
	その他利益剰余金	133,684,106
	（うち当期純利益）	(11,195,852)
	負債・純資産合計	967,383,091

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和八年十月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年八月十七日に終了しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。
（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年八月十八日
大阪市福島区野田一丁目一番八六号
（甲）株式会社フルーツキング
代表取締役　水野　善文
大阪市福島区野田四丁目四六番五号
（乙）有限会社もぎたて青果研究所
代表取締役　水野　善文

第 11 期決算公告

令和８年８月18日
神戸市灘区岩屋北町七丁目２番18号
株式会社ユウコウ管財
代表取締役　弓岡　勇一

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	59,788
	固定資産	1,092,861
	合計	1,152,649
負純資産の及び部	流動負債	112,697
	固定負債	1,014,798
	株主資本	25,152
	資本金	9,000
	利益剰余金	16,152
	その他利益剰余金	16,152
	（うち当期純利益）	(5,994)
	合計	1,152,649

第 60 期決算公告

令和８年８月18日
栃木県足利市大月町94番地２
赤石工業株式会社
代表取締役　小川　邦明

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	517,626,627
	固定資産	803,749,058
	合計	1,321,375,685
負純資産の及び部	流動負債	450,637,674
	固定負債	712,383,000
	株主資本	158,355,011
	資本金	37,000,000
	利益剰余金	141,155,011
	利益準備金	9,250,000
	その他利益剰余金	131,905,011
	（うち当期純損失）	(10,919,475)
	自己株式	△19,800,000
	合計	1,321,375,685

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千九百八十万円減少し一千七百二十万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年九月三十日であり、株主総会の決議は、令和八年七月二十四日に終了しております。

なお、減少する資本金の全額一千九百八十万円を、その他資本剰余金に振り替えることにいたします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年八月十八日
栃木県足利市大月町九四番地二
赤石工業株式会社
代表取締役　小川　邦明

第 63 期決算公告

令和８年８月18日
和歌山県西牟婁郡白浜町堅田2753―１
福原ニードル株式会社
代表取締役　福原　裕司

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,583,970
	固定資産	542,816
	合計	2,126,786
負純資産の及び部	流動負債	269,768
	固定負債	289,244
	株主資本	1,567,774
	資本金	79,300
	利益剰余金	1,488,474
	利益準備金	19,825
	その他利益剰余金	1,468,649
	（うち当期純利益）	(89,456)
	合計	2,126,786

第 40 期決算公告

令和８年８月18日

札幌市清田区北野六条一丁目４番48号
株式会社エムジーエス
代表取締役　宮田　　力

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	679,462
	固定資産	1,505,034
	繰延資産	1,255
	合計	2,185,752
負債及び純資産の部	流動負債	1,209,444
	固定負債	462,955
	株主資本	513,352
	資本金	99,500
	資本剰余金	79,500
	資本準備金	79,500
	利益剰余金	334,352
	別途積立金	200,000
	繰越利益剰余金	134,352
	（うち当期純利益）	(4,606)
	合計	2,185,752

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年八月十八日
札幌市清田区北野六条一丁目四八号
（甲）株式会社エムジーエス
代表取締役　宮田　力
札幌市手稲区前田五条七丁目三番一六号
（乙）株式会社ＭＧＳ
代表取締役　宮田　力

第 65 期決算公告

令和８年８月18日
札幌市手稲区前田五条七丁目３番16号
株式会社ＭＧＳ
代表取締役　宮田　　力

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	149,631
	固定資産	46,666
	合計	196,298
負純資産の及び部	流動負債	35,824
	株主資本	160,473
	資本金	21,000
	資本剰余金	20,000
	その他の資本剰余金	20,000
	利益剰余金	119,473
	その他の利益剰余金	6,320
	繰越利益剰余金	113,153
	（うち当期純利益）	(72,897)
	合計	196,298

第 25 期決算公告

令和８年８月18日
宮崎県宮崎市橘通東五丁目３番10号
旭化成マイクロテクノロジ株式会社
代表取締役社長　竹原　聡

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	369
	固定資産	143
	合計	512
負純資産の及び部	流動負債	257
	固定負債	12
	株主資本	242
	資本金	30
	資本剰余金	160
	その他資本剰余金	160
	利益剰余金	52
	利益準備金	8
	その他利益剰余金	45
	（うち当期純利益）	(40)
	合計	512

第 17 期決算公告

令和８年７月23日
東京都港区北青山二丁目11番10号
青山野末ビル301
一般社団法人映像コンテンツ権利処理機構
代表理事　滝藤　靖明

貸借対照表の要旨
（令和８年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,593,099
	固定資産	338,711
	合計	2,931,810
負味債財及産びの正部	流動負債	2,170,392
	固定負債	51,257
	負債合計	2,221,649
	一般正味財産	710,161
	正味財産合計	710,161
	合計	2,931,810

第２期決算公告

令和８年８月18日

京都府京都市中京区御幸町通御池下ル大文字町351

一般社団法人スーパー耐久未来機構

代表理事　豊田　章男

貸借対照表の要旨

（令和８年２月28日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	495
	固定資産	506
	合計	1,001
負債及び正味財産の部	流動負債	486
	負債合計	486
	基金	311
	一般正味財産	204
	正味財産合計	515
	合計	1,001

合併及び資本金の額の減少公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

また、甲は、資本金の額について、一億九千九百九十九万八千八百円を上限として減少することにいたしました。これは、令和八年八月三十一日を払込期日とする募集株式の発行により現に増加する資本金の額と同額を減少し、減少後の資本金の額を一億円とすることを目的とするものです。なお、右記の資本金の額の減少は、右記の募集株式の発行による資本金の額の増加と同額であるため、効力発生日後の資本金の額が本公告の日における資本金の額を下回ることはありません。

この合併及び資本金の額の減少に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）下記のとおりです。

（乙）下記のとおりです。

令和八年八月十八日

東京都新宿区西新宿二丁目三番一号新宿モノリス二十八階

（甲）アディクシィ株式会社

代表取締役　金沢　大輝

東京都新宿区西新宿二丁目三番一号新宿モノリス二十八階

（乙）ＫＡＮＧＥＮテクノロジー株式会社

代表取締役　金沢　大輝

第７期決算公告

2026年６月５日

北海道室蘭市茶津町９－１

室蘭銅合金株式会社

代表取締役社長　清水　章裕

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	367,708
	固定資産	1,436,286
	合計	1,803,994
負債及び純資産の部	流動負債	854,155
	固定負債	1,325,000
	株主資本	△375,161
	資本金	100,000
	利益剰余金	△475,161
	その他利益剰余金	△475,161
	（うち当期純利益）	（82,425）
	合計	1,803,994

第２期決算公告

令和８年８月18日

東京都新宿区西新宿二丁目３番１号新宿モノリス28階

ＫＡＮＧＥＮテクノロジー株式会社

代表取締役　金沢　大輝

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	52,387
	合計	52,387
負債及び純資産の部	流動負債	5,573
	株主資本	46,814
	資本金	30,000
	資本剰余金	29,000
	利益剰余金	△12,186
	その他利益剰余金	△12,186
	（うち当期純損失）	（5,082）
	合計	52,387

第３期決算公告

令和８年８月18日

東京都新宿区西新宿二丁目３番１号新宿モノリス28階

アディクシィ株式会社

代表取締役　金沢　大輝

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	838,473
	固定資産	105,152
	合計	943,626
負債及び純資産の部	流動負債	476,258
	固定負債	114,628
	株主資本	352,739
	資本金	100,000
	資本剰余金	377,986
	利益剰余金	△125,247
	その他利益剰余金	△125,247
	（うち当期純損失）	（152,496）
	合計	943,626

第21期決算公告

2026年６月５日

北海道室蘭市茶津町４番地

室蘭新エネ開発株式会社

代表取締役　萬年　利克

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	66,125
	固定資産	375,468
	合計	441,593
負債及び純資産の部	流動負債	1,452
	固定負債	357,230
	株主資本	82,911
	資本金	10,000
	利益剰余金	72,911
	その他利益剰余金	72,911
	（うち当期純損失）	（242）
	合計	441,593

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。なお、本合併は甲が株式会社メディネットに商号変更することを条件としております。

効力発生日は令和八年十月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同法第七八四条第一項に基づき、それぞれの株式総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和八年八月十八日

新潟県長岡市稽古町甲一六六二番地一九

（甲）有限会社メディネット

代表取締役　山中　学

埼玉県さいたま市岩槻区大字南下新井六五六番地

（乙）株式会社ファーマ

代表取締役　山中　学

第31期決算公告

令和８年８月18日

埼玉県さいたま市岩槻区大字南下新井656番地

株式会社ファーマ

代表取締役　山中　学

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	228,135
	固定資産	89,446
	資産合計	317,582
負債及び純資産の部	流動負債	136,794
	固定負債	58,292
	株主資本	122,494
	資本金	7,000
	資本剰余金	37,018
	資本準備金	37,018
	利益剰余金	78,476
	その他利益剰余金	78,476
	（うち当期純利益）	（80,643）
	負債・純資産合計	317,582

第26期決算公告

令和８年８月18日

新潟県長岡市稽古町甲1662番地19

有限会社メディネット

代表取締役　山中　学

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	520,506
	固定資産	592,449
	資産合計	1,112,955
負債及び純資産の部	流動負債	506,102
	固定負債	35,305
	株主資本	571,547
	資本金	3,000
	資本剰余金	△ 37,018
	資本準備金	△ 37,018
	利益剰余金	605,566
	利益準備金	300
	その他利益剰余金	605,266
	（うち当期純損失）	（14,338）
	負債・純資産合計	1,112,955

第20期決算公告

2026年６月５日

北海道室蘭市茶津町４番地

室蘭環境プラントサービス株式会社

代表取締役　佐藤　和則

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,848,758
	固定資産	96,512
	合計	1,945,270
負債及び純資産の部	流動負債	251,076
	固定負債	3,629
	株主資本	1,690,565
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,680,565
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	1,678,065
	（うち当期純利益）	（35,979）
	合計	1,945,270

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し、乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://kessan.info/460130278.html

（乙）下記のとおりです。

（丙）下記のとおりです。

令和八年八月十八日

三重県四日市市浜田町一番一五号

（甲）株式会社リョーケン

代表取締役　寺本　弘幸

名古屋市中区新栄一丁目一二番二一号

（乙）株式会社リョーケンネクスト

代表取締役　**𠮷**村　浩二

東京都渋谷区南平台町一五番一〇号

（丙）株式会社Ｇ．Ｒ．Ｅ

代表取締役　加藤　睦

第10期決算公告

令和８年８月18日

東京都渋谷区南平台町15番10号

株式会社Ｇ．Ｒ．Ｅ

代表取締役　加藤　睦

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	170,287,284
	固定資産	54,243,238
	合計	224,530,522
負債及び純資産の部	流動負債	196,999,395
	固定負債	945,660
	株主資本	26,585,467
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	16,585,467
	その他利益剰余金	16,585,467
	（うち当期純利益）	(6,445,629)
	合計	224,530,522

第18期決算公告

令和８年８月18日

名古屋市中区新栄一丁目12番21号

株式会社リョーケンネクスト

代表取締役　**𠮷**村　浩二

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	21,065,659
	固定資産	150,000
	合計	21,215,659
負債及び純資産の部	流動負債	4,955,701
	株主資本	16,259,958
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	6,259,958
	その他利益剰余金	6,259,958
	（うち当期純利益）	(5,107,477)
	合計	21,215,659

第23期決算公告

令和８年８月18日

札幌市西区宮の沢２条２丁目11番36号

石屋商事株式会社

代表取締役　石水　創

貸借対照表の要旨（令和８年４月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	5,949,633
	固定資産	3,522,066
	資産合計	9,471,700
負債及び純資産の部	流動負債	2,111,425
	（賞与引当金）	(81,560)
	固定負債	1,204,173
	（退職給付引当金）	(109,233)
	株主資本	6,156,100
	資本金	30,000
	利益剰余金	6,126,100
	利益準備金	24
	その他利益剰余金	6,126,076
	（うち当期純利益）	(1,456,039)
	負債・純資産合計	9,471,700

第２期決算公告

令和８年６月26日

大阪市鶴見区放出東三丁目36番６号

ＯＭタクシー株式会社

代表取締役　古寺　博之

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	389,365
	固定資産	134,632
	資産合計	523,998
負債及び純資産の部	流動負債	629,776
	固定負債	59,506
	負債合計	689,283
	株主資本	△ 165,284
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 175,284
	その他利益剰余金	△ 175,284
	（うち当期純損失）	(175,284)
	純資産合計	△ 165,284
	負債・純資産合計	523,998

第53期決算公告

令和８年８月18日

熊本市東区東野二丁目８番１号

株式会社ホンダ販売熊本

代表取締役　西野　泰司

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,172,520
	固定資産	1,621,648
	合計	2,794,169
負債及び純資産の部	流動負債	1,629,538
	自動車税等引当金	2,476
	固定負債	881,552
	株主資本	283,078
	資本金	10,000
	資本剰余金	33,586
	その他資本剰余金	33,586
	利益剰余金	239,492
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	236,992
	（うち当期純利益）	(27,906)
	合計	2,794,169

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年八月十八日

熊本市東区東野二丁目八番一号

（甲）株式会社ホンダ販売熊本

代表取締役　西野　泰司

熊本県人吉市西間下町一〇六三番地の一

（乙）株式会社コガホンダ

代表取締役　古閑　幸代

第47期決算公告

令和８年８月18日

熊本県人吉市西間下町1063番地の１

株式会社コガホンダ

代表取締役　古閑　幸代

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	251,500
	固定資産	77,515
	合計	329,016
負債及び純資産の部	流動負債	98,997
	固定負債	504
	株主資本	229,514
	資本金	10,000
	利益剰余金	219,514
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	217,014
	（うち当期純利益）	(13,772)
	合計	329,016

第２期決算公告

令和８年６月30日

大阪市東成区大今里西三丁目２番17号

ＯＭタクシー第２株式会社

代表取締役　古寺　博之

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	51,161
	固定資産	144,612
	資産合計	195,773
負債及び純資産の部	流動負債	220,564
	固定負債	24,225
	負債合計	244,789
	株主資本	△ 49,016
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 59,016
	その他利益剰余金	△ 59,016
	（うち当期純損失）	(59,016)
	純資産合計	△ 49,016
	負債・純資産合計	195,773

第17期決算公告

令和８年８月17日

大阪市中央区南船場三丁目11番20号

スミノエテイジンテクノ株式会社

代表取締役　水野　明秀

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	6,645
	固定資産	2,649
	資産合計	9,294
負債及び純資産の部	流動負債	2,730
	負債合計	2,730
	株主資本	6,564
	資本金	450
	資本剰余金	3,201
	資本準備金	3,201
	利益剰余金	2,912
	その他利益剰余金	2,912
	（うち当期純利益）	(592)
	純資産合計	6,564
	負債・純資産合計	9,294

令和７年度決算公告

令和８年８月18日
大阪市中央区大手通三丁目２番27号
公益財団法人大塚敏美育英奨学財団
代表理事　大塚　一郎

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	832,463
	固定資産	47,859,653
	合計	48,692,117
負債及び正味財産の部	流動負債	1,887
	固定負債	—
	負債合計	1,887
	指定正味財産	47,069,250
	一般正味財産	1,620,979
	正味財産合計	48,690,229
	合計	48,692,117

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年八月十八日
岩手県釜石市上中島町二丁目二番三三号
（甲）株式会社トータル・リユース
代表取締役　伊瀬　幸郎
岩手県釜石市上中島町一丁目一番三三号
（乙）有限会社ドクターヒューズマン岩手
代表取締役　伊瀬　幸郎

第22期決算公告

令和８年８月18日
岩手県釜石市上中島町二丁目２番33号
株式会社トータル・リユース
代表取締役　伊瀬　幸郎

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	380,596
	固定資産	303,797
	資産合計	684,715
負債及び純資産の部	流動負債	165,404
	固定負債	450,888
	負債合計	616,293
	株主資本	68,421
	資本金	30,000
	利益剰余金	38,421
	その他利益剰余金	38,421
	（うち当期純利益）	(26,886)
	純資産合計	68,421
	負債・純資産合計	684,715

第24期決算公告

令和８年８月18日
東京都千代田区有楽町一丁目１番２号
旭化成テクノシステム株式会社
代表取締役社長　宮崎　努

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	1,205
	固定資産	224
	合計	1,429
負債及び純資産の部	流動負債	427
	固定負債	12
	株主資本	990
	資本金	40
	利益剰余金	950
	利益準備金	10
	その他利益剰余金	940
	（うち当期純利益）	(110)
	合計	1,429

第44期決算公告

令和８年８月18日

東京都渋谷区神宮前二丁目34番17号
住友不動産原宿ビル12階

ＶＦジャパン株式会社

代表取締役　傳田　久美

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	6,001,804
	固定資産	741,835
	資産合計	6,743,639
負債及び純資産の部	流動負債	2,377,319
	返品調整引当金	58,706
	売上値引引当金	37,033
	賞与引当金	44,580
	ポイント引当金	665
	固定負債	96,115
	株主資本	4,270,203
	資本金	49,950
	資本剰余金	449,550
	その他資本剰余金	449,550
	利益剰余金	3,770,703
	利益準備金	11,694
	繰越利益剰余金	3,759,009
	（うち当期純利益）	(830,429)
	負債・純資産合計	6,743,639

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し乙、丙及び丁は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和八年八月十八日
東京都新宿区西新宿一丁目二五番一号新宿センタービル四六階
（甲）株式会社エイジェックＡＤプロモーション
代表取締役　渡邉　諭
東京都千代田区丸の内一丁目一一番一号パシフィックセンチュリープレイス丸の内一六階
（乙）株式会社メディアプロ
代表取締役　江口　正文
東京都千代田区丸の内一丁目一一番一号パシフィックセンチュリープレイス丸の内
（丙）株式会社ウィンプロモーション
代表取締役　小野　尊弘
東京都千代田区丸の内一丁目一一番一号パシフィックセンチュリープレイス丸の内一六階
（丁）株式会社アスリートマガジン
代表取締役　廣塚浩一郎

第7期決算公告

令和８年８月18日
東京都千代田区丸の内一丁目11番１号パシフィックセンチュリープレイス丸の内16階
株式会社メディアプロ
代表取締役　江口　正文

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	104,722
	固定資産	644
	合計	105,367
負債及び純資産の部	流動負債	105,227
	固定負債	—
	株主資本	139
	資本金	10,000
	資本剰余金	—
	資本準備金	—
	利益剰余金	△9,860
	その他利益剰余金	△9,860
	（うち当期純損失）	(20,071)
	合計	105,367

第1期決算公告

令和８年８月18日
東京都新宿区西新宿一丁目25番１号
新宿センタービル46階
株式会社エイジェックＡＤプロモーション
代表取締役　渡邉　諭

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	141,662
	固定資産	—
	合計	141,662
負債及び純資産の部	流動負債	108,633
	固定負債	—
	株主資本	33,028
	資本金	10,000
	資本剰余金	—
	資本準備金	—
	利益剰余金	23,028
	その他利益剰余金	23,028
	（うち当期純利益）	(23,028)
	合計	141,662

第24期決算公告

令和８年８月18日
東京都千代田区丸の内一丁目11番１号パシフィックセンチュリープレイス丸の内16階
株式会社アスリートマガジン
代表取締役　廣塚浩一郎

貸借対照表の要旨（令和８年４月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	19,305
	固定資産	0
	合計	19,305
負債及び純資産の部	流動負債	94,255
	固定負債	163,155
	株主資本	△238,104
	資本金	8,000
	資本剰余金	—
	資本準備金	—
	利益剰余金	△246,104
	その他利益剰余金	△246,104
	（うち当期純損失）	(24,565)
	合計	19,305

第7期決算公告

令和８年８月18日
東京都千代田区丸の内一丁目11番１号
パシフィックセンチュリープレイス丸の内
株式会社ウィンプロモーション
代表取締役　小野　尊弘

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	410,382
	固定資産	0
	合計	410,382
負債及び純資産の部	流動負債	369,256
	固定負債	—
	株主資本	41,125
	資本金	10,000
	資本剰余金	—
	資本準備金	—
	利益剰余金	31,125
	その他利益剰余金	31,125
	（うち当期純利益）	(13,104)
	合計	410,382

第３期決算公告

2026年８月18日

岡山県岡山市北区下石井二丁目10番12号

株式会社両備ファイナンス

代表取締役　松田　敏之

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	46,575	流動負債	50,682
固定資産	6,886	固定負債	2,467
		株主資本	314
		資本金	100
		利益剰余金	214
		その他利益剰余金	214
		評価・換算差額等	△2
		その他有価証券評価差額金	△2
資産合計	53,461	負債・純資産合計	53,461

損益計算書の要旨

（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	764
売上原価	433
売上総利益	330
販売費及び一般管理費	12
営業利益	317
営業外収益	0
経常利益	317
税引前当期純利益	317
法人税、住民税及び事業税	116
当期純利益	201

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し乙、丙及び丁は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和八年八月十八日

東京都港区港南二丁目一六番四号品川グランドセントラルタワー

（甲）株式会社総務の窓口

代表取締役　石原　征二

東京都新宿区西新宿一丁目二五番一号新宿センタービル四六階

（乙）株式会社エイジェック人事サービス

代表取締役　江口　正文

東京都文京区湯島三丁目三九番一〇号上野ＴＨビル五階

（丙）株式会社オフィスプロ

代表取締役　北林　亮

東京都文京区湯島三丁目三九番一〇号上野ＴＨビル（丁）リバーベル株式会社

代表取締役　石原　征二

第53期決算公告

令和８年８月18日

奈良県桜井市大字外山186番地の１

株式会社渋谷

代表取締役　渋谷　守浩

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,954
	固定資産	852
	繰延資産	1
	資産合計	4,808
負債及び純資産の部	流動負債	1,634
	（うち賞与引当金）	(16)
	固定負債	944
	負債合計	2,578
	株主資本	2,224
	資本金	80
	資本剰余金	629
	資本準備金	589
	その他資本剰余金	39
	利益剰余金	1,514
	利益準備金	7
	その他利益剰余金	1,506
	（うち当期純利益）	(191)
	評価・換算差額等	5
	その他有価証券評価差額金	5
	純資産合計	2,229
	負債・純資産合計	4,808

第３期決算公告

令和８年８月18日

東京都新宿区西新宿一丁目25番１号新宿センタービル46階

株式会社エイジェック人事サービス

代表取締役　江口　正文

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	333,611
	固定資産	—
	合計	333,611
負純資債及産びの部	流動負債	198,615
	固定負債	—
	株主資本	134,995
	資本金	10,000
	資本剰余金	—
	資本準備金	—
	利益剰余金	124,995
	その他利益剰余金	124,995
	（うち当期純利益）	(33,103)
	合計	333,611

第７期決算公告

令和８年８月18日

東京都港区港南二丁目16番４号品川グランドセントラルタワー

株式会社総務の窓口

代表取締役　石原　征二

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	944,432
	固定資産	3,000
	合計	947,432
負純資債及産びの部	流動負債	987,502
	固定負債	—
	株主資本	△40,070
	資本金	10,000
	資本剰余金	—
	資本準備金	—
	利益剰余金	△50,070
	その他利益剰余金	△50,070
	（うち当期純利益）	(1,813)
	合計	947,432

第26期決算公告

令和８年８月18日

東京都文京区湯島三丁目39番10号上野ＴＨビル

リバーベル株式会社

代表取締役　石原　征二

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	80,965
	固定資産	5,292
	合計	86,257
負純資債及産びの部	流動負債	26,039
	固定負債	—
	株主資本	60,218
	資本金	10,000
	資本剰余金	5,000
	資本準備金	5,000
	利益剰余金	45,218
	その他利益剰余金	45,218
	（うち当期純利益）	(4,713)
	合計	86,257

第８期決算公告

令和８年８月18日

東京都文京区湯島三丁目39番10号上野ＴＨビル５階

株式会社オフィスプロ

代表取締役　北林　亮

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	137,037
	固定資産	24
	合計	137,061
負純資債及産びの部	流動負債	100,641
	固定負債	—
	株主資本	36,420
	資本金	10,000
	資本剰余金	—
	資本準備金	—
	利益剰余金	26,420
	その他利益剰余金	26,420
	（うち当期純利益）	(24,168)
	合計	137,061

第71期決算公告

令和８年７月27日

東京都千代田区九段南一丁目６番５号

共立製薬株式会社

代表取締役　高居　隆章

貸借対照表の要旨

（令和８年５月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	63,996
	固定資産	6,679
	資産合計	70,676
負債及び純資産の部	流動負債	8,424
	賞与引当金	824
	ポイント引当金	229
	固定負債	3,147
	退職給付引当金	1,975
	退職慰労引当金	953
	負債合計	11,571
	株主資本	59,084
	資本金	55
	資本剰余金	20
	資本準備金	20
	利益剰余金	59,009
	利益準備金	56
	その他利益剰余金	58,953
	（うち当期純利益）	(4,557)
	評価・換算差額等	19
	その他有価証券評価差額金	19
	純資産合計	59,104
	負債・純資産合計	70,676